

平成23年度特許庁委託事業

模倣対策マニュアル シンガポール編

2012年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

はじめに

我が国と諸外国との経済的相互依存関係が深まる中で、今後とも我が国企業の海外進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれます。今後、我が国企業が諸外国で事業を展開していく前提として、国内のみならず進出先においても商標・意匠・特許等の知的財産権が適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的財産権制度はWTO・TRIPS協定の成立、APECの進展などを受けて近年急速に整備されています。しかし、未だに不備な部分を残しており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、進出先で知的財産権保護とそれにより生じる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェトロでは、平成9年度より特許庁委託事業として、海外における我が国企業の知的財産権保護に関する各種事業を実施しております。

ここに本事業において収集した情報を基に、「模倣対策マニュアル シンガポール編」を作成しましたのでお届けします。

本事業及び本書が皆様のお役に立てば幸いです。

2012年3月

日本貿易振興機構
進出企業支援・知的財産部
知的財産課

目次

エグゼクティブ・サマリー	1
第 1 章 シンガポールにおける知的財産権の取得	4
1.1 特許権の確保	4
1.1.1 はじめに	4
1.1.2 統計	5
シンガポールにおける特許出願数 2001－2010 年度	5
シンガポールにおける日本国籍出願人による特許出願 2001－2010 年度	5
シンガポールにおける特許権付与数 2001－2010 年度	6
シンガポールにおける有効な存続中特許権数 2001－2010 年度	6
1.1.3 特許出願手続	7
概観	7
シンガポール国外での特許出願—秘密取扱許可(セキュリティークリアランス)の取得	7
出願	8
シンガポール国内特許申請手続	8
PCTでのシンガポール国内移行特許出願	10
1.1.4 シンガポールにおける調査および審査	12
オプション A 独立調査および／または審査	12
オプション B 対応出願(corresponding application)の調査報告書または 国際調査報告書に基づく審査	12
オプション C 対応出願の特許査定・付与への依拠	13
オプション D 特許性に関する国際予備報告書(IPRP)への依拠	14
シンガポール国内特許申請における調査・審査に関するタイムライン	15
PCT国内移行段階出願における調査・審査に関するタイムライン	16
補足情報	17
特許審査ハイウェイ(PPH)	17
シンガポール出願結果の対応する日本出願への利用	17
日本出願結果の対応するシンガポール出願への利用	17
特許付与	18
更新	19
回復手続	19
特許回復の効果	19
特許期間の延長	20
*不当な遅延の意味	21
対応する出願における不当な遅延	21

	販売承認までの過程において時間を要したことによる薬品特許活用機会の不当な短縮.....	21
	特許付与後の調査および審査	22
	特許付与後の補正	22
1.1.5	典型的な翻訳の問題.....	24
	シンガポール国内特許出願についての英訳の提出	24
	優先日のない国内特許出願の場合	24
	先の出願の優先権を主張する国内特許出願の場合.....	24
	シンガポール PCT 国内段階特許出願についての英訳の提出	25
	英訳の公表	25
	英訳の訂正の提出	25
1.1.6	特許権の確保に関する著名な判例	27
	Peng Lian Trading Co 対 Contour Optik Inc 事件	27
	Trek Technology (Singapore) Pte Ltd 対 FE Global Electronics Pte Ltd 事件	27
	Dien Ghin Electronic (S) Pte Ltd 対 Khok Tai Ting 事件	27
	Merck & Co, Inc 対 Pharmaforte Singapore Pte Ltd 事件.....	27
1.2	工業意匠権の確保.....	29
1.2.1	はじめに.....	29
1.2.2	統計	30
	シンガポールで申請された登録意匠出願件数	30
	シンガポールの工業意匠登録件数.....	30
	シンガポールにおける有効な存続中意匠権数2001－2010年度	31
	ハーグ協定に基づきシンガポールを指定国とする国際出願から得られた シンガポール工業意匠登録件数.....	31
1.2.3	工業意匠登録の基準(著作権法との重複を含む).....	32
	登録の基準	32
	登録不可能な意匠	32
	芸術作品－登録意匠と著作権保護の重複.....	32
1.2.4	工業意匠出願手続.....	34
1.2.5	工業意匠権の確保に関する著名な判例法.....	36
	Hunter Manufacturing Pte Ltd 対 Soundtex Switchgear & Engineering Pte Ltd 事件.....	36
	Nagashima Electronic Engineering Pte Ltd 対 APH Trading Pte Ltd 事件.....	36
1.3	商標権の確保.....	37
1.3.1	概略紹介	37
1.3.2	統計	38
	シンガポールにおける商標出願数2001－2010年度	38
	シンガポールにおける商標登録件数2001－2010年度	38
	マドリッド協定による国際商標登録によってシンガポールで登録された商標数2005－2010年	39

	シンガポールにおける有効な存続中商標権数2001－2010年	39
1.3.3	商標登録の基準.....	40
1.3.4	商標登録に対する制限	41
	一般原則	41
	新しいタイプの商標	41
	特定物に対する登録制限	43
1.3.5	商標登録手続.....	44
1.3.6	商標出願の補正.....	46
1.3.7	商標登録の補正.....	46
1.3.8	商標権の確保に関する著名な判例法.....	46
	Valentino Globe BV 対 Pacific Rim Industries Inc 事件[2010年]2SLR1203	46
	Love & Co Pte Ltd 対 The Carat Club Pte Ltd 事件[2009年]1SLR(R)561	47
第2章	知的財産の管理	48
2.1	シンガポールにおける特許、工業意匠および商標オンライン検索と登録	48
2.1.1	可能な検索基準	48
2.1.2	出願／登録に関する詳細情報.....	49
2.1.3	検索方法	50
2.2	特許権.....	59
2.2.1	特許権の所有	59
	従業員が通常の業務の遂行によって発生した従業員による発明の位置付け	59
	特許権の共有	59
2.2.2	特許権の取引(実行可能な取引)	60
	特許権取引における必要条件としての署名済文書	60
	譲受人および排他的ライセンス被許諾者が特許権侵害の訴訟手続きに入る権利	60
	登録可能取引と登録の利点	60
	特許関連契約および契約締結の際の留意点.....	60
	強制ライセンス許諾	62
2.2.3	権利行使	62
	特許権所有者が持つ排他的な権利、および保護期間.....	62
	特許権の侵害に対する法的措置	62
	侵害行為に関する判断枠組み、および第三者が負う可能性のある共同不法行為に対する責任.....	63
	抗弁.....	63
	先使用を継続する権利.....	64
	可能な救済方法と賠償金の回収に関する制約.....	64
2.2.4	特許侵害の申立てへの対応戦略	66
	特許無効の訴えを求める反訴.....	66
	根拠のない特許侵害訴訟をうかがわせる脅迫行為への対応策	66

	特許取消申請の手続きおよび取消の根拠	66
	非侵害性の宣誓を求める申請	67
2.2.5	特許侵害に関する重要な判例	67
	Main-Line Corporate Holdings 対 United Overseas Bank 社事件	67
	Merck & Co 対 Pharmaforte Singapore 社事件.....	67
	Bean Innovations 対 Flexon 社事件	68
	FE Global Electronics 対 Trek Technology(シンガポール)社事件.....	68
	Contour Optik 対 Pearl's Optical 社事件.....	69
2.3	工業意匠	70
2.3.1	工業意匠の所有権.....	70
2.3.2	登録意匠の取引.....	70
	登録意匠に関する取引を署名入りの書面を介して行う際の必要条件	70
	譲受人および排他的ライセンス被許諾者が侵害訴訟を起こす権利	70
	登録可能な取引と登録がもたらす利点	70
2.3.3	登録工業意匠の所有者が持つ排他的な権利、保護期間、および更新.....	70
2.3.4	侵害性の検証試験.....	71
2.3.5	意匠侵害の救済方法と回復に対する制約事項.....	71
2.3.6	登録意匠侵害の申立てへの対応策	71
	根拠のない登録意匠の侵害訴訟をうかがわせる脅迫行為に対する法的措置／対応策	71
	登録の取消を求める申請、その手続き、取消の根拠など	72
	非侵害性の宣誓を求める申請	72
2.3.7	工業意匠侵害に関する重要な判例	72
	Risis 対 Polar Gems 社事件	72
	Sebel Furniture 対 Tiong Hin Engineering 社事件	72
	Hunter Manufacturing 対 Soundtex Switchgear & Engineering 社事件	72
	Nagashima Electronic Engineering 対 APH Trading 社事件	73
2.4	商標権.....	74
2.4.1	登録商標および未登録商標に発生する所有権	74
2.4.2	商標の取引	74
	実行可能な取引 — 譲渡、抵当の設定、ライセンス許諾、およびサブライセンス許諾.....	74
	取引を有効にするために求められる法的条件.....	74
	譲受人と排他的ライセンス被許諾者が有する侵害訴訟を起こす権利	75
	商標関連契約の交渉および締結を行う際の留意点	75
	並行輸入に対する制約.....	75
	ロイヤルティの算定	76
	保証と補償金	76
2.4.3	権利行使	76

	未登録商標	76
	登録商標	77
	第三者に対する権利と二次侵害	78
	模倣者に対する刑事処分	78
	並行輸入、非営利的な個人目的／実験目的の使用、医薬品、先使用权、無知侵害等に対する抗弁	78
	利用可能な救済措置、および賠償金の回収に関する制限	79
2.4.4	商標侵害の申立てへの対応策	79
	根拠のない商標侵害訴訟をうかがわせる脅迫行為に対する法的措置／対応策	79
	商標登録の取消または無効申請の手続き、取消または無効化の根拠	79
2.4.5	商標侵害に関する重要な判例	81
	Polo/Lauren 対 Shop In Department Store 社事件	81
	City Chain Stores (S)対 Louis Vuitton Malletier 社事件	81
	Novelty 対 Amanresorts 社事件	81
	Ozone Community 対 Advance Magazine Publishers 社事件	82
	Ferrero SPA 対 Sarika Connoisseur Cafe 社事件	82
2.4.6	商標取消に関する重要な判例	82
	Campomar 対 Nike International 社事件	82
2.5	技術移転	83
	技術移転の専門組織とネットワークに関する詳しい説明	83
	技術移転を可能にする法的メカニズム	83
	戦略的な製品を対象とした技術移転に関する制約事項	83
2.6	技術と企業秘密の漏洩	85
	シンガポールで施行される機密情報保護法について	85
	技術および企業秘密の漏洩を防ぐための法的手段(機密保持契約、禁止命令など)	85
2.7	政府による支援／優遇制度	86
	知的財産権に関する自動減価償却控除制度	86
	自由化研究開発(R&D)課税控除制度	86
	R&D 課税控除(RDA)制度	86
	新興企業向け R&D インセンティブ制度(RISE)	86
	生産性・技術革新控除制度(PIC)	87
2.8	A-STAR	88
	IP 管理と技術移転について A-STAR が遂行する措置	88
第 3 章	シンガポールにおける模倣対策	89
3.1	模倣対策に関する序論	89
3.1.1	はじめに	89
3.1.2	統計と傾向	90
3.2	模倣対策に取り組む政府機関	91

	警察組織に存在する知的財産権専門組織 (IPRB)	91
	検事局 (AGC)	91
	シンガポール移民登録局 (ICA)	91
	シンガポール税関 (税関)	91
3.3	シンガポールの法制度	93
	法律の起源	93
	政府を構成する 3 つの部門.....	93
	控訴裁判所	93
	高等法院	93
	下級裁判所	94
	地区法廷と治安裁判官法廷	94
3.4	著作権法および商標法が定める規定	95
3.4.1	著作権法	95
	無許可の複製物を対象にした商取引の禁止.....	95
	無許可の複製物を対象にした商用利用の禁止	95
	著作権を保護する技術的措置の迂回行為の禁止.....	95
3.4.2	商標法	99
	模倣品商取引の禁止	99
3.4.3	企業の取締役が負う刑事責任	100
3.5	家宅捜索の遂行と知的財産権部が担う役割.....	101
	私人(権利所有者)による家宅捜索 (プライベートレイド)	101
	警察の家宅捜索	103
	家宅捜索(プライベートレイド)遂行プロセスの概要.....	104
	警察の家宅捜索の遂行プロセスに関する概要	105
3.6	知的財産権所有者が行う訴訟手続き	106
	刑事訴追	106
	民事訴訟	107
	知的財産権所有者による刑事訴訟の概要	108
	検事局(Attorney-General's Chambers)による刑事訴訟の概要.....	109
	権利所有者による民事訴訟の概要	110
	シンガポールで行われる権利行使に関する事例研究	111
	City Chain Stores (S) 対 Louis Vuitton Malletier 社事件.....	111
	シンガポールにおける権利行使に関する重要な留意点.....	112
3.7	シンガポール国境での取締まり	113
	シンガポール税関とシンガポール移民登録局 (Immigration and Checkpoints Authority) の役割.....	113
	国境での取締まりを目的とした著作権法と商標法に基づく規定	113
	積替えの問題	114

3.8	シンガポールにおける模倣対策プログラムの策定	117
	短期的な目的	117
	中期的な目的	117
	長期的な目的	117
	成功の尺度	119
	仮説に基づく事例研究	121
3.9	結論	126

エグゼクティブ・サマリー

<シンガポール知的財産法のご紹介>

本書はシンガポール知的財産法制度全般およびシンガポールにおける模倣品対策方法について説明しております。これからシンガポールに進出する企業や、また現在シンガポールで事業を営む企業が、本書をシンガポールの知的財産保護ガイドとしてお役に立てていただければと存じます。

以下、本書の概要です。

<特許>

シンガポールにおける特許出願および付与については、シンガポール特許法(第 221 章)および同関連規則において規定されています。

シンガポール特許権は出願日から 4 年後とそれ以降毎年年間費の支払いをしていれば、存続期間は出願日から 20 年間です。権利所有者は、同国においてその発明された製品(または作業工程)の製造、使用および売却が他者によって為されることを排他的に禁ずる権利を有しています。また権利保有者は、書面による確証のもと、自身が保有する権利の売却、譲渡、ライセンス許諾、または抵当権の設定をすることができます。

特許ライセンスの独占的实施権者は権利侵害者に対して、直接の訴訟手続きを行うこともできます。また一定の条件下において、特許権所有者は、もし同者が市場への供給を行っていなかった、または妥当と判断される期間中に市場への供給を行っていなかった場合は、高等裁判所における強制実施権付与請求により強制されることもあります。

シンガポールでは、従業員による発明は雇用主に帰属するものと考えられます。ただし、これに該当する発明は(1)従業員が通常の業務遂行中における発明(2)従業員に割り当てられた特定の業務遂行中における発明(3)従業員が雇用主のために利益を追求する義務の遂行中における発明、である必要があります。日本とは違って、従業員の発明への報酬が法律で定められておりませんので、それに関しては各自の雇用契約書上での取決めに従うことになります。

特許権の付与を受けるには、その発明が(1)新規性を有しており、(2)進歩性を有しており、(3)産業上利用可能なものであり、(4)公序良俗に反するものでない、という条件を満たす必要があります。しかしながら、シンガポールの特許制度は自己評価制ですので、特許権の付与自体が、これら特許性に欠けることを理由として拒絶されることはありません。そのかわりに、出願された発明がこれら特許性を満たすようにすることは、出願者の義務であるとされています。

しかし、近年においてシンガポール特許登録局(“SPTO”)は、実証的付与制度へ移行しようとしております。したがって、今後新制度が導入されれば、提出された審査報告書の内容が肯定的であった時にのみ、特許権が付与されるようになるでしょう。

<意匠権>

シンガポールにおける意匠権については、シンガポール意匠法(第 266 章)および同関連規則において規定されています。“意匠”とは、工業過程において物品に施された、形状、構造、模様または装飾を意味します。布地や壁紙に描かれた 2 次元の意匠も登録可能とされています。

登録意匠の権利所有者は、他者がその意匠を、権利者の承諾無しに、使用することを禁ずることができ、また、権利の譲渡やライセンス許諾をすることもできます。権利侵害が生じた際は、登録意匠権所有者は、その損害の賠償を受けたり、侵害行為によって得られた利益を請求することができます。登録可能な意匠が無登録であった場合、著作権法における残留的保護が受けられなくなるので、登録可能な意匠は必ず登録しておくことが重要です。

意匠を登録する際は、その意匠が国際的に新規性(シンガポールを含め、世界中のいかなる場所においても登録済みであったり、公開済みである意匠と同一であってはならない)を有する物でなければならず、公序良俗または道徳に反する意匠、コンピュータプログラムおよび集積回路のレイアウトデザイン、彫刻作品の意匠、壁掛け版・記念盾、メダルおよび

メダリオン、本質的に文学的または芸術的性質を持つ印刷物、製作工程の方法や、単に機能的目的を果たす意匠は登録できないことになっています。

<商標>

シンガポールにおける商標権登録については、シンガポール商標法(第 332 章)および同関連規則において規律されています。商標は、その権利所有者が提供する商品やサービスの出所を識別する機能を果たすものであり、また権利所有者は他者による商標の使用を排他的に禁ずることができます。

登録されていない商標については、コモンロー(Common law)における“詐称通用”の適用によって、または商標法上における著名商標の適用によって保護することは可能ですが、保護内容や救済範囲が限られてくることに留意する必要があります。

商標を登録する際は、その商標が(1)絵画的に描写可能で、権利者の商品やサービスと他者の商品やサービスを識別できるものであり、(2)本質上または事実上、商品やサービスの特徴を示すものである必要があります。シンガポールで商標として登録可能なものには、文字、単語、名称、署名、数字、図形、ブランド、見出し、ラベル、切符、形状、色彩、音、包装の外観、またはこれらの組み合わせがあります。

但し、商標が悪意に基づき登録されたものであったり、公序良俗または道徳に反するもの、商品やサービスの性質、品質または出所について公共を惑わす恐れのあるもの、法規則および法原則に反するもの、単に記述的なもの、商品やサービスの総称、既存登録商標または未登録商標と同一または類似しており混同を生じさせるもの、著名商標と同一のものは登録できません。

<模倣品対策>

シンガポールでは商標法及び著作権法の一部において、商標権及び著作権侵害に対する刑罰について規定されています。同国における模倣品対策に取組む主要な政府機関には、シンガポール警察部隊(Singapore Police Force)の知的財産権部(IPRB)、検事局(Attorney-General's Chambers(AGC))、シンガポール税関(customs)、移民登録局(Immigration and Checkpoints Authority of Singapore(ICA))があります。

企業が商標の侵害行為を行なった場合、その企業の取締役、経営者、秘書、または同等の役員、あるいはそうした権能を有する者は、当該行為に対して容認したのと同じ扱いで、個人的責任を負うことになります。

シンガポールにおける強制捜査の実施

大規模な犯罪組織が関与する場合を除き、模倣品案件の多くは知的財産権所有者自身が独自に捜査、強制捜査(プライベートレイド)、および提訴を行います。IPRBは強制捜査の令状執行の際に関与し、押収物品の保管及び、破棄を行います。

私人による強制捜査(プライベートレイド)の順序は以下のとおりです。

1. 捜査の遂行とおとり購入による証拠の取得
2. 下級裁判所への捜査令状発行の申請
3. 強制捜査の実施
4. 捜査令状の執行報告／さらに詳しい捜査
5. IPRBによる押収物の検査
6. 警告書の発行及び／または和解
7. 和解が成立しなかった場合は、強制捜査から6ヶ月以内に、模倣者に対して刑事訴訟または民事訴訟の手続きがされる必要があります。

警察による強制捜査

大規模な犯罪組織の関与が疑われる場合や、流通している模倣品の数が膨大な場合は、IPRBが自身で捜査を開始し、その後警察による強制捜査に発展することもあります。この場合、権利保有者の代表者または弁護人に協力が要請され、おとり購入や物品の真偽の確認などを求めることがあります。

国境における取締り

著作権法と商標法の両法において、知的財産権に関する権利行使行為に関しシンガポール税関の関与を規定しています。しかし、香港やタイと違って、シンガポールでは、商標権所有者が税関に対して、模倣品の疑いがある輸入物品を見つけたり、それに関して権利所有者に通知するよう協力を要請できる為の商標記録システムがありません。

権利所有者が、念書および保証金を添えて税関へ書面にて通知すれば、税関は指定された積荷の模倣品疑惑物品を引き止めます。税関への通知の提出には毎回 S\$200 の支払いが必要となり、権利所有者は引き止めが行われた日から 10 営業日以内に、侵害者に対する訴訟手続きを開始しなければなりません。

=====

尚、本書では、特許権、意匠権、商標権の取得および権利執行に関する基本的な情報を提供しております。本書記載内容は法律上のアドバイスではありませんので、シンガポールにおける知的財産法に関する法律上のアドバイスが御入用の際は、各種専門家にお問い合わせされることをお勧めいたします。

ATMDバード&バード法律事務所
シンガポール

第1章 シンガポールにおける知的財産権の取得

1.1 特許権の確保

1.1.1 はじめに

シンガポールにおける特許出願および付与については、シンガポール特許法(第 221 章)および同関連規則において規律されている。

シンガポール特許はその権利者に対し、他者が同国でその発明された製品(または作業工程)の製造、使用および売却することを排他的に禁ずる権利を付与するものである。シンガポール特許は事実上、発明の詳細を国民に開示することと引き換えに、政府が発明者に提供する限定的な財産権であり、他の知的財産権と同様、他者への売却、譲渡、ライセンス許諾、抵当権の設定を行うことができる。

また、特許権者は同国内で他者による発明の濫用を防止するために自己が所有する特許権を利用するほか、例えば、事業資金調達、商業上の利益取得を目的とした第三者へのライセンス許諾や金銭と引き換えに特許発明を売却することができる。

シンガポール特許が有する「独占的権利」によって、特許権者は開発費用を取り戻し、投資を回収することができる。有効な特許保護は研究開発を刺激すると共に、ベンチャーキャピタルを調達する重要な要件でもある。

多くの企業において強制執行訴訟を精力的に起こす計画はなくとも、企業戦略において特許ポートフォリオは必要不可欠な要素であるとしている。こうした企業は特許ポートフォリオを所有することにより、他者と特許の「クロスライセンス」を行い、他者による侵害請求を解決できると信じている。

シンガポール政府も、出願料を妥当な金額に抑えたり、特許侵害事件を効率的に審理するための堅固な司法制度を設けたりして特許出願を奨励している。シンガポールは小規模市場でありながら、企業によって徐々に世界的特許ポートフォリオの拡大領域のひとつに数えられつつある。

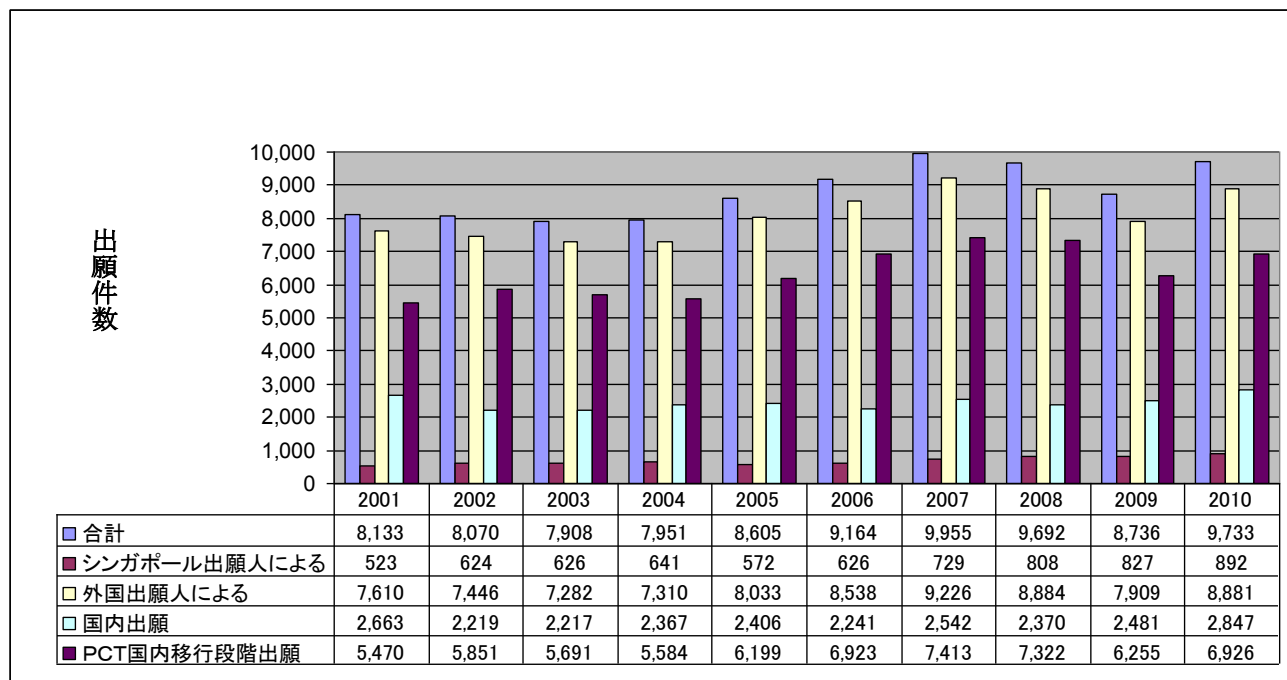
現行のシンガポール特許制度は自己申告に基づく制度であるので、審査報告書の中で異議が唱えられても特許が付与される可能性がある。付与の前に、出願人は自身が行う登録申請が特許性の基準を満たしていることを保証する責任と義務を負い、審査官が異議を唱える場合はそれに応じて出願内容を修正する。

2011年12月2日、シンガポール特許局(Singapore Patent Office)は現行の特許付与制度を改革するために導入が提起されている改訂事項に関して、2回目となる協議の内容を明らかにした。この改革の主眼は、シンガポールの特許制度を実証主義的な付与制度に移行させることにある。同局は実証主義的な審査報告書に基づき特許を付与することを目指しているのである。この制度改革により、特許性に関する異議について適切な対応が図られない場合は特許は付与されないことになる。

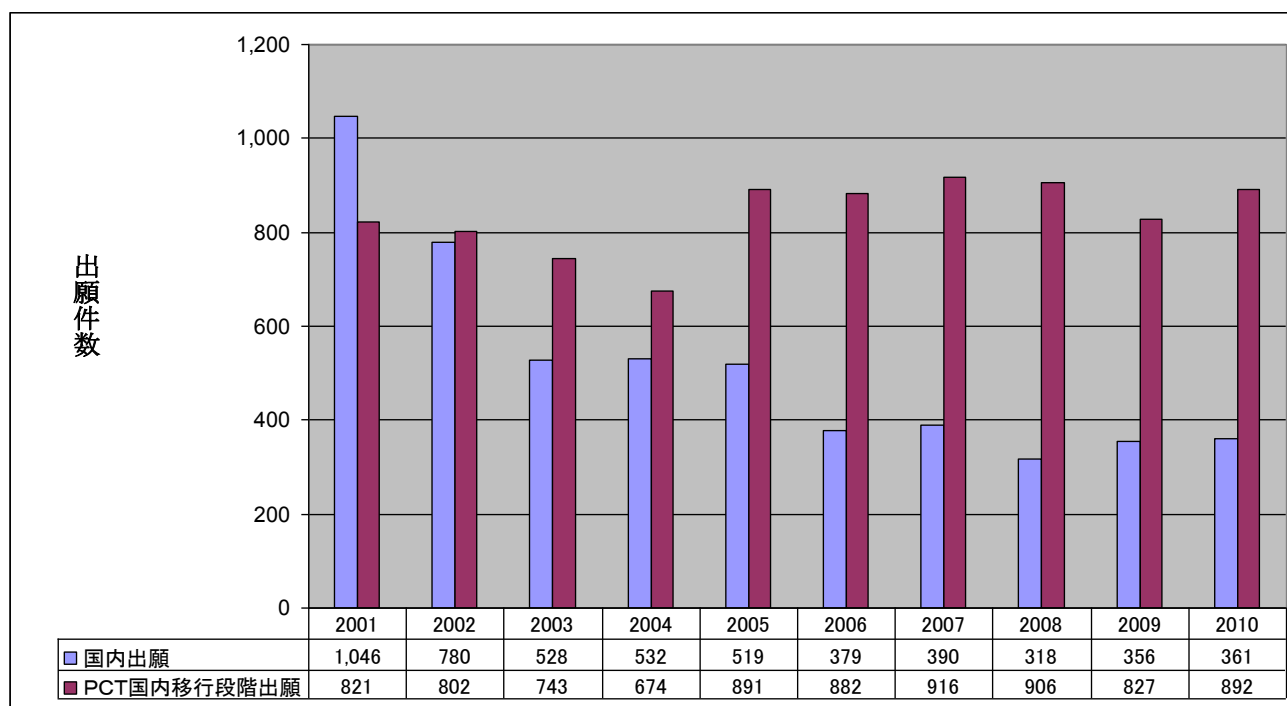
提起されている改訂案の多くは、実証主義的な付与制度へのパラダイムシフトに関するものである。その中で、適格性通知(Notice of Eligibility)を受領した場合に出願人は付与証明書の発行を求められることができるという改定案がある。通常、この通知は審査報告書の内容が肯定的である場合のみに発行されるものである。また、「補足審査」という新しい手続きも導入されることになる。補足審査は、出願者が「外国ルートによる出願」の結果に依拠することを選択した場合の出願に適用される。これまでの調査・審査および付与における短期コースと長期コースは一律のタイムラインに統一される。また、登録後の調査・審査制度を廃止し、登録後にすべての補正事項を審査するという計画も存在する。

1.1.2 統計

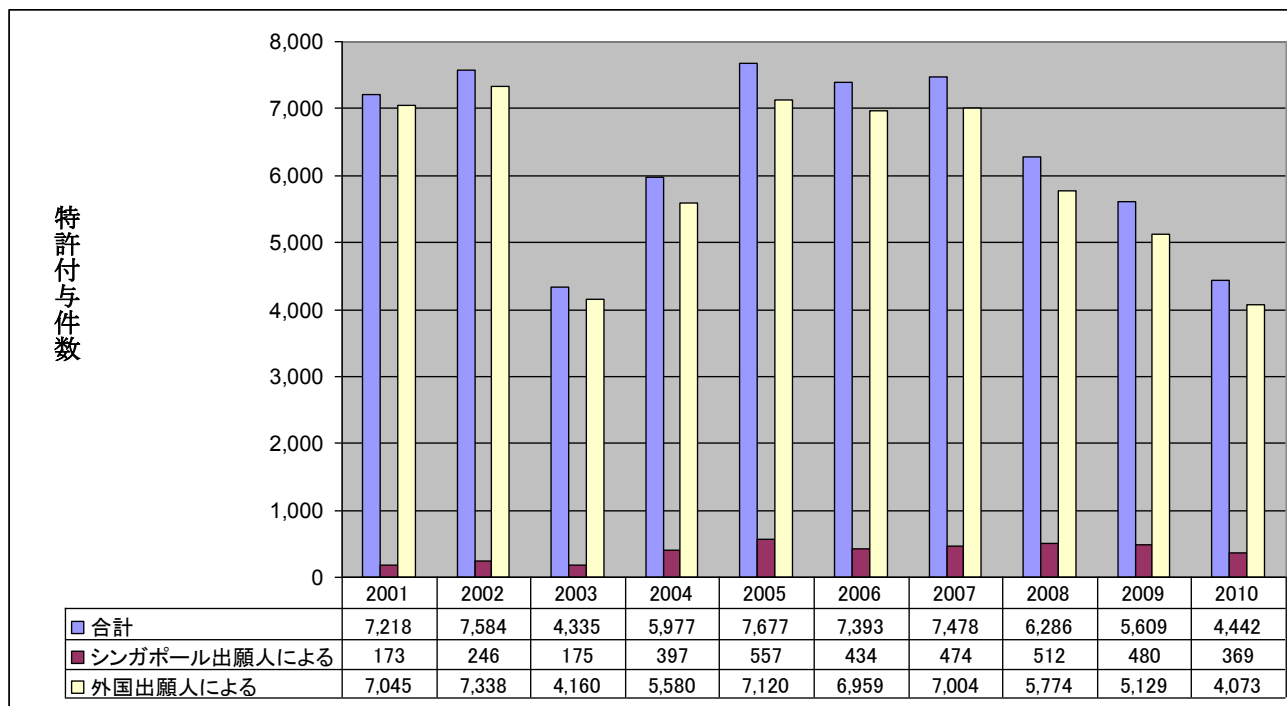
シンガポールにおける特許出願数 2001－2010 年度



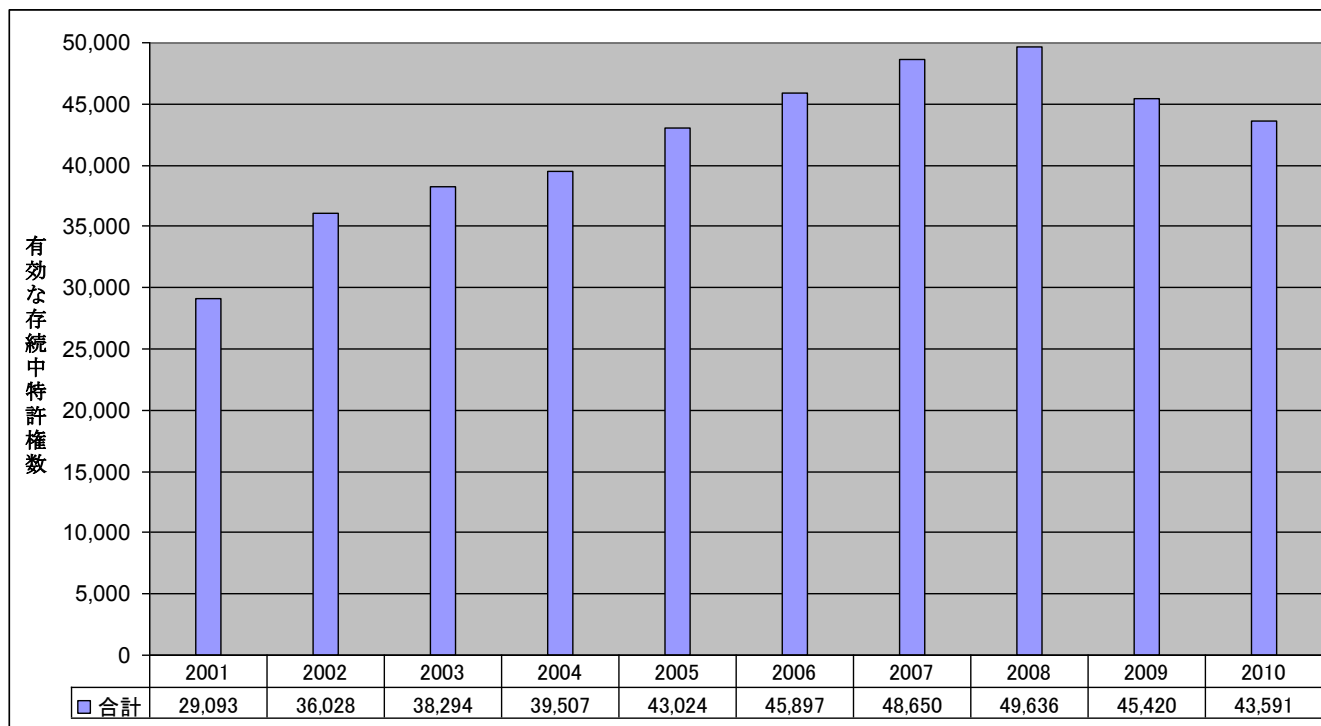
シンガポールにおける日本国籍出願人による特許出願 2001－2010 年度



シンガポールにおける特許権付与数 2001－2010 年度



シンガポールにおける有効な存続中特許権数 2001－2010 年度



*上記統計はIPOS統計 2001－2010 年度からの抜粋。詳細は (IPOSstatistics20012010final1.pdf)を参照のこと。

1.1.3 特許出願手続

概観

シンガポール特許の存続期間は出願日から 20 年間である。実用新案の概念はシンガポールには存在しない。

同国において特許可能な発明とされるには、下記条件を全て満たす必要がある。¹

- 発明が新規性を有していること。発明が最先端技術の一部を形成していなければ、発明は新規であるとみなされる。最先端技術とは、(シンガポールの国内国外を問わず)その発明の優先日以前に国民が利用できるようになったすべての事物を形成するとみなされるものとする。
- 進歩性を有していること。発明とは、最先端技術の一部を形成する事物にかかわる当業者にとっても明白なものではない場合、進歩性を有するとみなされるものとする。
- 産業上利用可能なものであること。発明とは、農業を含め、種類を問わず産業界での創作または利用が可能であれば、産業上利用可能なものとみなされるものとする。尚、手術または治療によるヒトまたは動物の身体の治療方法に関する発明、ヒトまたは動物の身体に施した診察方法に関する発明は、産業上利用可能なものとはみなされない。

もともと、現在のシンガポール特許制度は自己査定型システムであるため、発明に特許性がないと判断されたことを根拠に特許の付与が拒絶されるわけではない。出願人は付与の前に、特許保護を受けたい請求項が特許性の基準を満たしていることを立証する責任および負担を負うと共に、審査官が提起した拒絶理由に対抗するため、必要に応じて出願を補正する措置を講ずる。

シンガポール特許出願は 3 つの主要段階(出願、調査・審査要件のクリア、特許料納付)からなる。以下では、これらの段階についてより詳細に説明する。

シンガポール国外での特許出願—秘密取扱許可(セキュリティークリアランス)の取得

シンガポールに居住する者が国外(すなわちシンガポール以外の国)で特許出願を行う場合は、国外で特許を出願する前、またはシンガポール特許局へ出願してから 2 ヶ月以内に、シンガポール特許局で秘密取扱許可(セキュリティークリアランス)を取得する必要がある。²この規定は、国家安全保障に影響を及ぼす恐れのある特許が、シンガポール居住者によって国外で出願されないことを目的とする。

秘密取扱許可を怠ると、出願人は刑法上の罪に問われ、有罪の際は S\$5,000 シンガポールドル以下の罰金または 2 年以下の懲役、またはこれら両方の罰を受けることになる。³

特許法上、上記規定対象の基準となるのは居住の事実であって市民権の有無ではなく、発明の場所でもない。同法上では「居住者」は含有的な意味合いで示されており、「居住者」の範囲が成文では定義されていない。この点について過去に裁判で争われたことはないが、解釈の可能性としては、1 暦年に 183 日シンガポールに在住する者を一般的にシンガポール居住者とみなす税法の規定から「居住者」を定義することができる。もともと、課税目的ではシンガポール居住者とみなされない者でも、一時的に国外に在住しているだけでシンガポールに住所を置き続けている場合は、別の要素が関連すると考えられる。

企業において従業員が職務発明を行った場合、その雇用主が発明に対する権利を有する。雇用主は、最初に国外で特許出願を希望する場合、またはシンガポール特許局へ出願してから 2 ヶ月以内に国外で特許出願を希望する場合は秘密取扱許可を求めなければならない。⁴発明者が外国企業のシンガポール子会社の従業員で、特許出願が外国企業によってなされた場合であっても、シンガポール子会社は同規定の義務を負う可能性がある。したがって、このシナリオに該当する場合、雇用者は秘密取扱許可を取得するのが賢明である。

¹特許法第13条(1)

²特許法第34条(1)

³特許法第34条(3)

⁴特許法第49条(1)

秘密取扱許可はシンガポール特許局にて届け出を行うが、同局はこのような要請を迅速に処理できるよう、特許公報 (Patens Journal)にて特別申請用紙を提示している。申請後は通常 5 営業日以内で処理されることになっているが、実際に要する期間はこれより短くなるのが通常である。著しく緊急を要するケースでは、出願人から登録官へ電話で問い合わせ進めることもでき、この場合同営業日中に回答を得られることもある。

申請後に何の連絡も受けることなく、シンガポールでの特許出願から 2 ヶ月が経過した場合は、同局が特許出願を検討し国家安全保障に問題がないと判断したと想定することができ、当該発明の国外での出願が可能となる。⁵

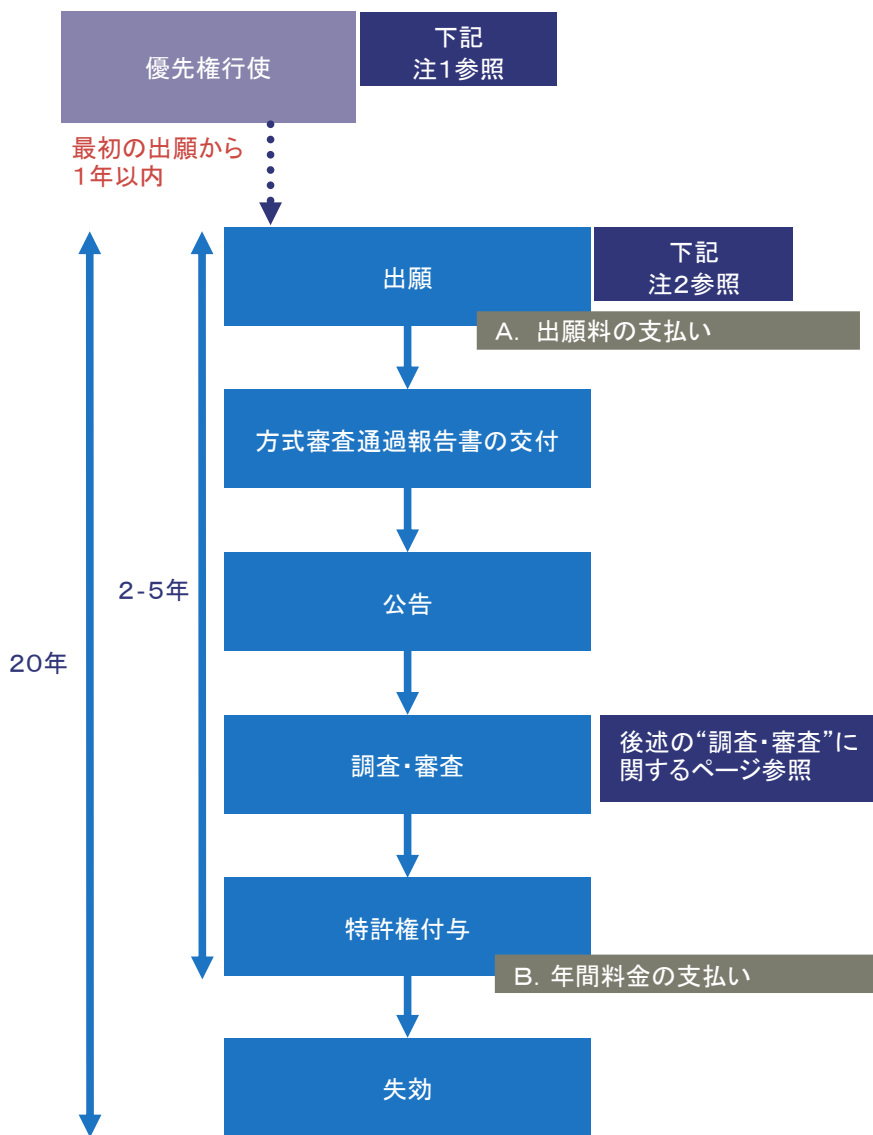
出願

出願は特許申請における最初のステップであり、シンガポール国内特許申請と PCT (特許協力条約)シンガポール国内移行段階特許出願の 2 種類がある。

シンガポール国内特許出願

シンガポール国内特許出願は、初めて行う出願(優先権主張なし)と、パリ条約に基づき他国での特許出願の優先権を主張する出願(優先権主張あり)とがある。

シンガポール国内特許申請手続



⁵特許法第33条

注1: 優先権

国際条約であるパリ条約に基づき、出願人が条約加盟国で最初に特許出願し、所定期間内に他の加盟国で同一の発明を出願した場合、最初の出願日に出願したのと同様の扱いを受けられる権利。日本、シンガポールは共に加盟国。

注2: 出願に必要な書類

- (a) 英語の明細書
- (b) 出願人の氏名・名称、住所、国籍および永住国(出願人が個人の場合)
- (c) 出願番号、優先権主張の国名および出願日(該当する場合)
- (d) 発明者の氏名、住所、国籍および永住国
- (e) 発明期間中に発明者がシンガポール居住者だったかどうかの情報(「Yes」か「No」で回答)
- (f) 発明者から出願人への発明権利者移行に関する説明

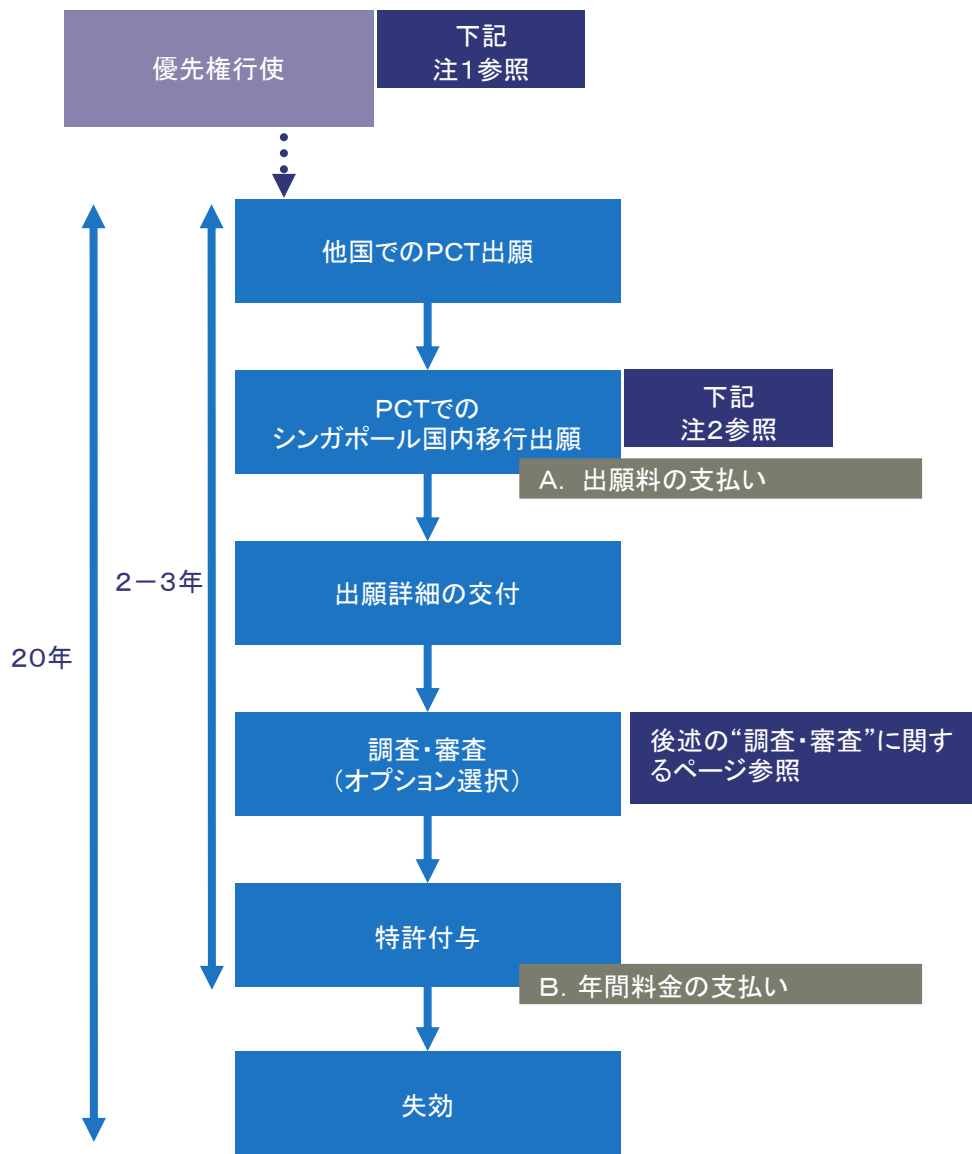
※ (d)、(e)、(f)については出願時にシンガポール特許局に提示する必要はないが、出願から16ヶ月(最も早い優先日から16ヶ月)以内に提出する必要がある。

特許出願後、シンガポール特許局は公式出願詳細(出願番号など)と出願書類の方式審査通過報告書を交付する。

(シンガポールドル)

申請料・年間更新費	
申請料	182
年間費(5年目-7年目更新)	年間 169
年間費(8年目-10年目更新)	年間 279
年間費(11年目-13年目更新)	年間 359
年間費(14年目-16年目更新)	年間 459
年間費(17年目-19年目更新)	年間 559
年間費(20年目更新)	659

PCTでのシンガポール国内移行特許出願



注1: 優先権

国際条約であるパリ条約に基づき、出願人が条約加盟国で最初に特許出願し、所定期間内に他の加盟国で同一の発明を出願した場合、最初の出願日に出願したのと同様の扱いを受けられる権利。日本、シンガポールは共に加盟国。

注2: 出願に必要な書類

- (a) PCT 出願番号
- (b) 国際出願日
- (c) PCT 広告番号
- (d) 一番早い優先日
- (e) 出願人の氏名・名称、住所、国籍および永住国(出願人が個人の場合)
- (f) PCT 出願形態が Chapter I または Chapter II(審査請求がなされた場合)のいずれかでなされたかの情報
- (g) 発明者の氏名、住所、国籍および永住国
- (h) 発明期間中に発明者がシンガポール居住者だったかどうかの情報(「Yes」か「No」で回答)
- (i) 発明者から出願人への発明権利者移行に関する説明

※ (g)に関しては国際出願の際に既に WIPO に提出されている場合はシンガポール特許局へ提出する必要はない。(g)、(h)、(i)に関しては 32 ヶ月期限までにシンガポール特許局へ提出する必要がある。(一番早い優先日から 32 ヶ月)

特許出願後、シンガポール特許局は公式出願詳細(出願番号など)と出願書類の方式審査通過報告書を交付する。

(シンガポールドル)

申請料・年間更新費	
申請料	222
年間費(5年目-7年目更新)	年間 169
年間費(8年目-10年目更新)	年間 279
年間費(11年目-13年目更新)	年間 359
年間費(14年目-16年目更新)	年間 459
年間費(17年目-19年目更新)	年間 559
年間費(20年目更新)	659

請求項無記載でのシンガポール国内特許出願の申請

シンガポール国内特許出願が申請において、明細書に請求項の記載をしなくとも上で明記した要件がすべて満たされた場合、出願日を確保することが可能である。

請求項無記載での出願の場合、請求項は以下の期間内に申請されなければならない。

- 請求項無記載での出願の場合は、出願日から 12 ヶ月
- 優先権が行使される場合は、優先日から 12 ヶ月、または実際の出願日から 2 ヶ月のうちどちらか遅い方

上記の通り規定された請求項の申請を怠った場合、出願は放棄されたものとして取り扱われることになる。

1.1.4 シンガポールにおける調査および審査

シンガポールにおける調査・審査要件を満たすのに利用できるオプションはいくつかある。以下に、各オプションについて検討する。

オプション A

独立調査および／または審査

オプション A では、調査および／または審査請求はシンガポール特許局でなされる。シンガポール特許局は独自の審査官を持たず、その代わりに調査および審査をオーストリア、ハンガリー、デンマーク特許庁に外部委託する。オプション A にはオプション A1 とオプション A2 という 2 つのサブオプションがある。

オプション A1

出願人は独立調査を請求し、調査報告書が出されるのを待ち、その後審査請求の選択をすることができる。⁶

独立調査の請求期限は **13 ヶ月期限** (最も早い優先日から 13 ヶ月) で、独立審査の請求期限は **21 ヶ月期限** (最も早い優先日から 21 ヶ月) である。通常の短期(Fast track)コースから長期(Slow track)コースに移行するために **39 ヶ月期限** (最も早い優先日から 39 ヶ月) までに延長申請がなされた場合、独立審査の請求期限は **39 ヶ月期限** (最も早い優先日から 39 ヶ月) となる。

オプション A1 のメリットは、調査報告書で指摘された従来技術を出願人が分析し、従来技術を克服するために自発的に補正書を提出し後に審査請求できるという点である。

オプション A2

出願人は独立調査および審査両方の請求を選択することができる。⁷

独立調査および審査両方の請求期限は **21 ヶ月期限** (最も早い優先日から 21 ヶ月) である。通常の短期コースから長期コースに移行するために **39 ヶ月期限** (最も早い優先日から 39 ヶ月) までに延長申請がなされた場合、独立調査および審査両方の請求期限は **39 ヶ月期限** (最も早い優先日から 39 ヶ月) となる。

オプション A2 のメリットは、オプション A1 と比較すると申請費用が安く抑えられる点である。

オプション B

対応出願(corresponding application)の調査報告書または国際調査報告書に基づく審査

オプション B では、対応出願*の調査報告書または国際調査報告書(シンガポール PCT 国内移行段階特許出願のもととなる PCT 出願)に基づいて独立審査の請求がなされる。既存の調査報告書に基づく審査の場合、調査費用の節約が可能となる。シンガポール特許局は独自の審査官を持たず、その代わりに審査をオーストリア、ハンガリーおよびデンマーク特許庁に外部委託する。オプション B にはオプション B1 とオプション B2 という二つのサブオプションがある。

オプション B1

出願人は対応出願*の調査報告書に基づき、独立審査の請求を選択することができる。⁸

対応出願*の調査報告書に基づく独立審査の請求期限は **21 ヶ月期限** (最も早い優先日から 21 ヶ月) である。通常の短期コースから長期コースに移行するために **39 ヶ月期限** (最も早い優先日から 39 ヶ月) まで延長申請がなされた場合、対応出願の調査報告書に基づく独立審査の請求期限は **39 ヶ月期限** (最も早い優先日から 39 ヶ月) となる。

⁶特許法第29条(2)(a)、(2)(b)

⁷特許法第29条(4)

⁸特許法第29条(2)(c)(i)

オプション B1 を選択した場合、下記のことをシンガポール特許局へ提出する必要がある。⁹

- 調査報告書のコピー
- 当該調査報告書で言及された各書類のコピー
- 調査報告書で指摘された英語以外の各書類に対応するパテントファミリーメンバーの参考文献のリスト(リストが英語以外の言語の場合はその英訳)であって、(該当する場合)

「対応出願」*の意味

オーストラリア、カナダ(英語で申請された場合のみ)、欧州特許庁(European Patent Office)(英語で申請された場合のみ)、日本、ニュージーランド、英国、米国、韓国¹⁰でなされた出願または PCT¹¹に基づきなされた出願で、かつ下記のうち 1 つの要件を満たしているものにつき「対応出願」とみなされる。

- 今回の出願において優先権を主張する根拠であること
- 今回の出願に基づき優先権を主張するもの
- 今回の出願における優先権主張と同じ出願から優先権を主張するもの

オプション B2

出願人は国際調査報告書に基づき独立審査の請求を選択できる。国際調査報告書に基づく審査請求はシンガポール PCT 国内移行段階特許出願についてのみ可能であって、シンガポール国内特許出願には適用されない。¹²

国際調査報告書に基づく独立審査の請求期限は **21 ヶ月期限**(最も早い優先日から 21 ヶ月)である。通常の短期コースから長期コースに移行するために **39 ヶ月期限**(最も早い優先日から 39 ヶ月)まで延長申請がなされた場合、国際調査報告書に基づく独立審査の請求期限は **39 ヶ月期限**(最も早い優先日から 39 ヶ月)となる。

オプション B2 を選択した場合、下記のことをシンガポール特許局に提出しなければならない。¹³

- 国際調査報告書のコピー
- 国際調査報告書で言及された各書類のコピー
- パテントファミリーメンバーの参考文献のリスト(リストが英語以外の言語で書かれている場合はその英訳)であって、国際調査報告書で引用された英語以外の各書類に対応するもの(該当する場合)

オプション C

対応出願の特許査定・付与への依拠

オプション C では、出願人は対応出願の特許査定または付与への依拠を選択できる。¹⁴

対応出願の特許査定または付与に依拠する期限は **42 ヶ月期限**(最も早い優先日から 42 ヶ月)である。通常の短期コースから長期コースに移行するために **39 ヶ月期限**(最も早い優先日から 39 ヶ月)までに延長申請がなされた場合、対応出願の特許査定または付与に依拠する期限は **60 ヶ月期限**(最も早い優先日から 60 ヶ月)となる。

⁹特許法第29条(2)(c)(i)

¹⁰特許規則第41条

¹¹特許法第2条(1)

¹²特許法第29条(2)(d)(i)

¹³特許法第29条(2)(d)(i)

¹⁴特許法第29条(2)(c)(ii)(B)

シンガポール特許出願の請求項は、依拠された対応出願について特許査定または付与された請求項と一致しなければならない。これは、「関連する請求項」の要件を満たすようにするためである（「関連する請求項」の要件が説明されている「付与」の項を参照していただきたい）。

対応する日本出願の特許査定または付与の決定に依拠する場合、下記のことをシンガポール特許局に提出しなければならない。¹⁵

- 付与決定のコピーまたは付与証明書の認証謄本
- 付与決定または付与証明書の確認済み英訳
- 付与された請求項のコピー
- 付与された請求項の確認済み英訳

オプション D

特許性に関する国際予備報告書 (IPRP) への依拠

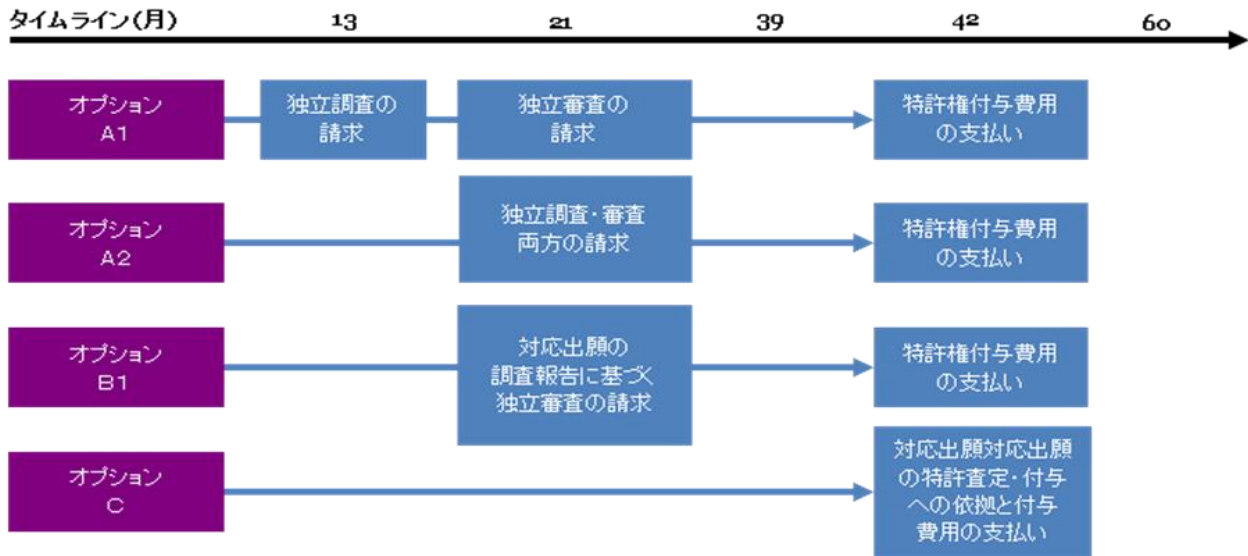
オプション D では、出願人は特許性に関する国際予備報告書 (IPRP)¹⁵に依拠することを選択できる。このオプションはシンガポール PCT 国内移行段階特許出願についてのみ適用可能である。

IPRP に依拠する期限は **42 ヶ月期限** (最も早い優先日から 42 ヶ月) である。通常の短期コースから長期コースに移行するため **39 ヶ月期限** (最も早い優先日から 39 ヶ月) までに延長申請がなされた場合、IPRP に依拠する期限は **60 ヶ月期限** (最も早い優先日から 60 ヶ月) となる。

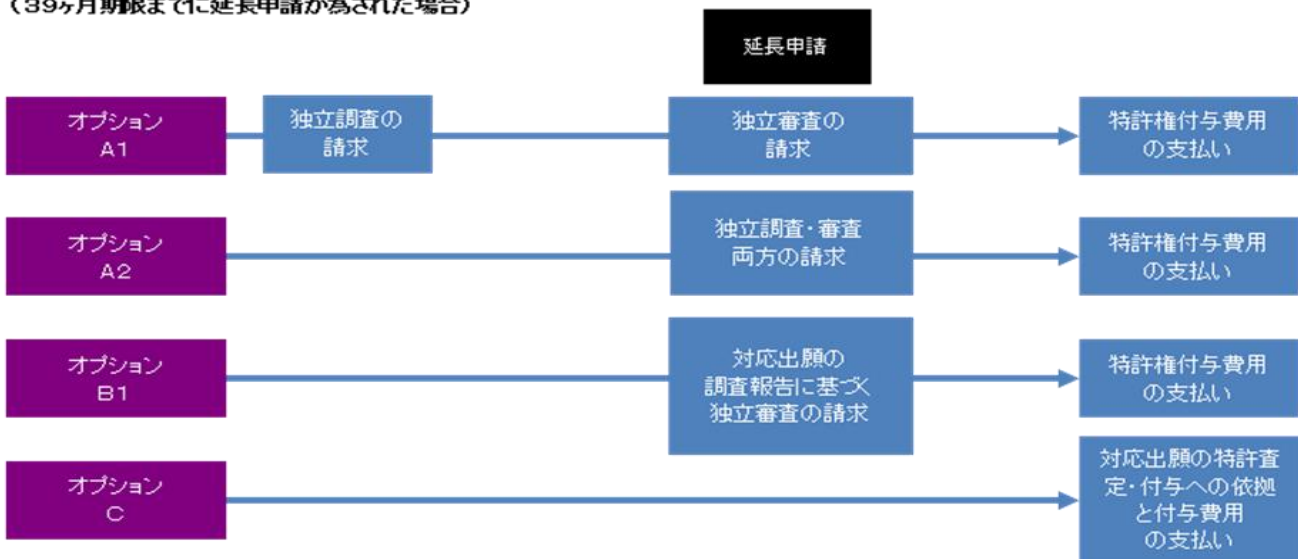
¹⁵特許法第29条(2)(e)(ii)

シンガポール国内特許申請における調査・審査に関するタイムライン

通常短期コース
(39ヶ月期限までに延長申請が為されなかった場合)

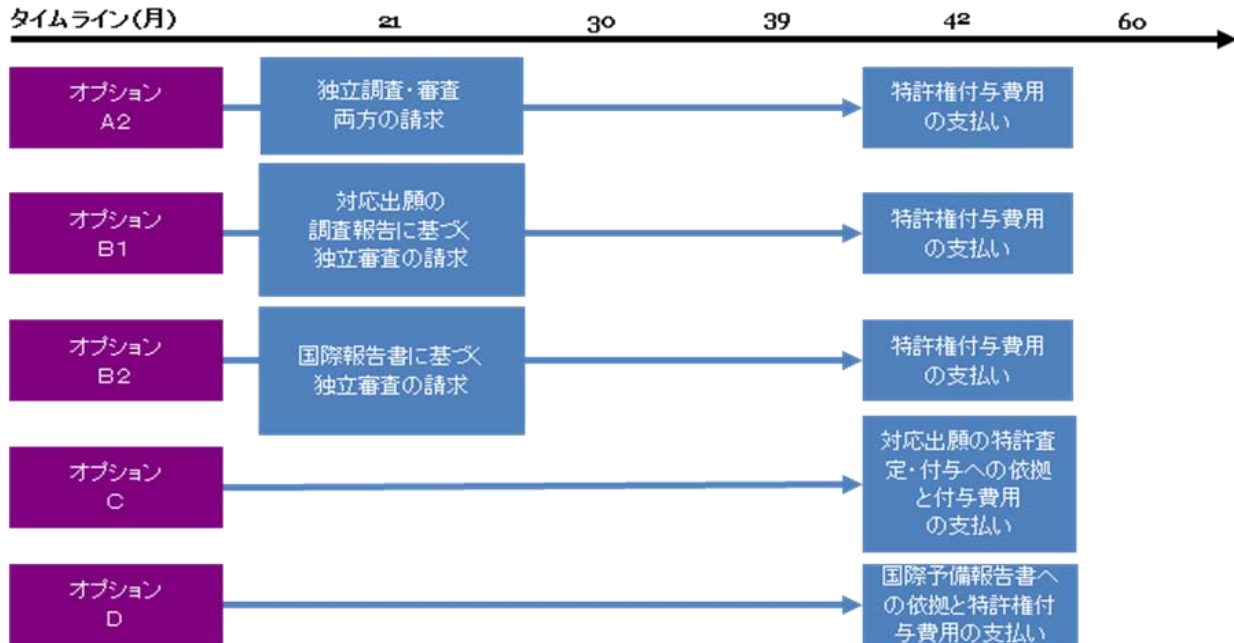


長期コース
(39ヶ月期限までに延長申請が為された場合)

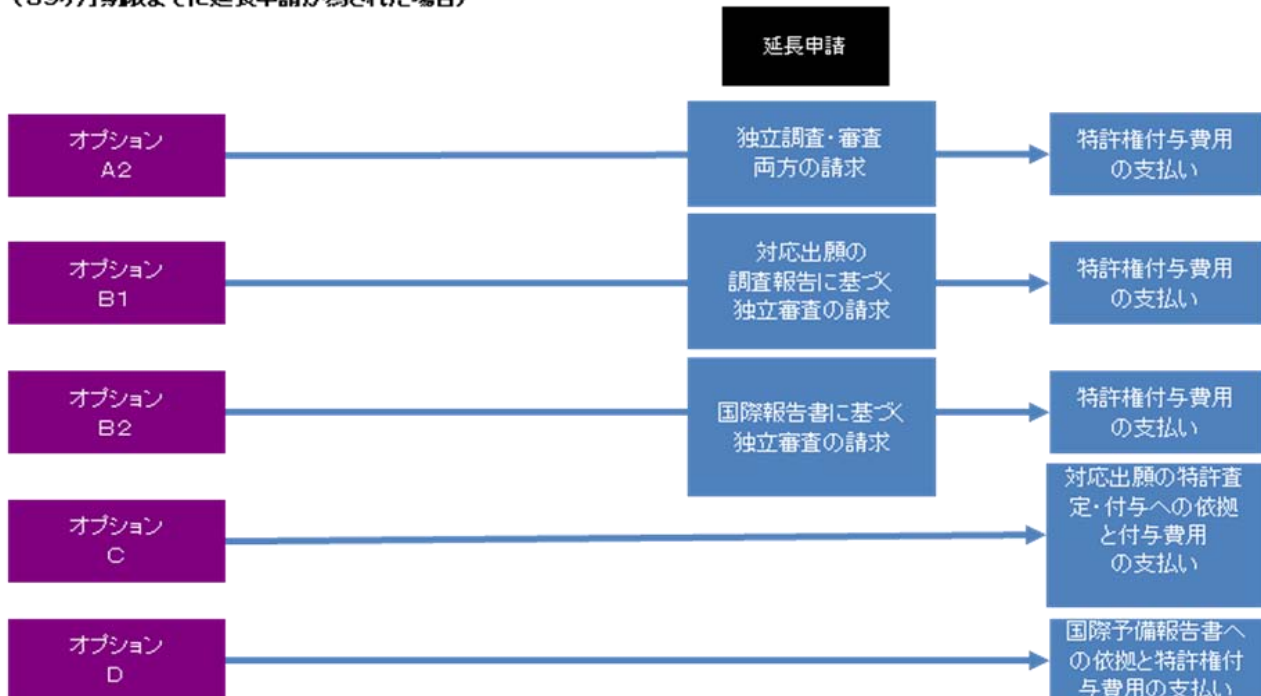


PCT国内移行段階出願における調査・審査に関するタイムライン

通常短期コース
(39ヶ月期限までに延長申請が為されなかった場合)



長期コース
(39ヶ月期限までに延長申請が為された場合)



補足情報

修正された「調査および審査」のシンガポールにおける同義語については、オプション B1、B2、C および D を参照していただきたい。シンガポール特許法および規則には「早期審査」に関する規定はないが、審査請求が早ければ早いほど、同国特許局から見解書または審査報告が早期に交付される。

特許審査ハイウェイ(PPH)

シンガポール特許局は米国特許商標庁(USPTO)および日本特許庁(JPO)との間で 2009 年より特許審査ハイウェイ(PPH)プログラムを試行している

ある国で特許を受けるには、通常その国で発明の調査や審査が行われる必要がある。これは米国および日本で特にそうである。PPH プログラムによって、米国と日本の特許当局が調査結果および審査結果をシンガポール特許局と互いに共有できるため、結果、それぞれの特許庁が以前行われた作業を参照することができるようになった。これにより以下のようなメリットが生じると考えられる。

作業の削減－以前行われた作業を参照することにより、その後の調査および審査作業の必要性を削減し、さらには完全になくすことさえ可能にする。

迅速な審査－作業の削減により特許出願審査全体を短期化することを可能にする。

よりよい調査および審査－自国の特許審査官が利用できないようなデータベース(例えば特殊な技術的データベース、地域のデータベース、他言語のデータベース等)に、他国の特許局審査官がアクセスできるかもしれない。よって当該調査および審査結果を参照できることにより、アクセス不可だった先行技術情報の入手および査定を可能にする。

シンガポール出願結果の対応する日本出願への利用

特許可能との判断がなされた請求項を含むシンガポール出願に関しては、出願人は対応する日本出願について日本特許庁に早期審査を求めることが可能である。PPH 試行プログラム利用を日本特許庁に求める手続および用件の詳細については、同庁のウェブサイト(http://www.jpo.go.jp/cgi/linke.cgi?url=/torikumi_e/t_torikumi_e/patent_highway_e.htm)を参照していただきたい。

対応する日本出願を出願人が日本特許庁に申請し、早期審査を求めて同庁にシンガポールで特許可能と判断された請求項の写しを提出した場合、迅速な審査がなされることもある。日本の特許審査官が、世界中のどこの国の特許庁も取り上げなかった先行技術書類(通常は日本の書類)に審査中に遭遇することは実務上よくあることである。

日本特許庁のウェブサイト(<http://www.jpo.go.jp/cgi/cgi-bin/ppph-portal/statistics/statistics.cgi>)からは、2011 年 6 月末の時点でこの方法を利用した審査要求はゼロだったことがわかる。

日本出願結果の対応するシンガポール出願への利用

日本出願の調査および審査の最終結果、または日本出願の特許付与が入手可能になり次第、出願人は日本出願に関し以下に列挙する所定情報を提供することにより、対応するシンガポール特許について早期審査を求めることが可能である。

- 日本特許庁認証済みまたは、その他登録官が受理可能な、依拠する日本出願の特許付与の写しまたは
- 実体調査・審査の最終結果を記載した書類および、依拠する日本出願の最終結果で参照されている特許請求項の写し

このルートは理論上、手続上においてオプション C(対応する出願の特許査定または特許付与の事実を出願人が示すもの)に類似している。ただし、シンガポール特許局は同国特許出願手続を他の出願より優先させることにより、この方法を利用して審査の「短期化」をすることもできる。

日本特許庁のウェブサイト(<http://www.jpo.go.jp/cgi/cgi-bin/ppph-portal/statistics/statistics.cgi>)からは、2011年6月末の時点でこの方法を利用した審査要求は4件だったことがわかる。

特許付与

シンガポール特許申請手続における最終段階は特許付与料の納付である。

特許付与に関する以下に列挙する一定条件が満たされていれば特許は付与される。その際、42ヶ月または60ヶ月(延長申請がなされた場合)以内に以下の条件を遵守する必要がある。¹⁶

(1) 登録官が下記のものを受領していること

- 調査・審査報告書請求が個別になされている場合(オプション A1 選択)、調査報告書および審査報告書
- 調査・審査報告書請求が複合でなされている場合(オプション A2 選択)、調査・審査複合報告書
- 対応する出願または国際出願の査定または付与を示す書類のうち、いずれか依拠する方(オプション C 選択)
- 外国調査報告書に基づき審査請求がなされている場合(オプション B1 またはオプション B2 選択)、対応する出願の調査報告書または対応する国際出願の国際調査報告書(ISR)(報告書が英語でない場合はその英訳)および審査報告書
- シンガポール国内移行段階特許出願において特許性に関する国際予備報告書(IPRP)に依拠する場合(オプション D 選択)、IPRP(報告書が英語でない場合は英訳)に依拠する意思を示した通知書

(2) すべての補正および訂正が含まれた統合明細書の提出

(3) 特許付与料の納付

上記の条件が42ヶ月期限または60ヶ月期限(延長申請がなされた場合)内に満たされなかった場合、出願人は出願を放棄したものとみなされる。¹⁷

更に上記に加え、以下の条件も遵守する必要がある。¹⁸

(1) 明細書は、発明の未解決の非単一性に関する異論を開示してはならないこと。そのような異論が開示されていれば、出願人は異論が解決されるとシンガポール特許局を説得する必要があるはずである。

(2) 発明が公開または活用された場合、攻撃的、非道徳的または反社会的行動を助長すると一般的に予想されるような発明ではないこと。

(3) 二重特許が存在しないこと、すなわち

- 同一の優先日を持つ同一の発明について、同一の出願人またはその承継人が出願する別の特許出願が存在しないこと。
- 同一の優先日を持つ同一の発明について、同一の出願人またはその承継人に対して以前に特許の付与がなされていないこと。

(4) 特許を受けるために提示された各請求項は、依拠する報告書または特許付与において調査・審査された請求項に関連している必要がある(すなわち「関連請求項」の基準¹⁹)。シンガポール特許法は、2つの請求項が同一の場合、または後者の請求項の各限定が前者の請求項の限定と同一であるか、前者の限定と表現が異なるだけで内容は異なっていない場合には、前者の請求項は後者の請求項に関連するものであるとしている。この規定は現在まで訴訟に発展していないものの、同規定は、特許料が支払われた時点における出願の請求項が、審査された請求項と比較して範囲が同一またはこれより狭いことを意味すると解釈することが可能である。

¹⁶特許法第30条(2)

¹⁷特許規則第47条

¹⁸特許法第30条(3)

¹⁹特許法第2条(4)

上記の条件がすべて満たされた場合には、シンガポール特許局は特許付与証明書を発行する。特許付与された明細書は同局ウェブサイト上でも公開される。

更新

特許の存続期間は出願日から 20 年である。シンガポール国内特許出願の出願日とは、最初の出願として(優先権主張しない場合)必要書類が同国特許局に提出された日、または優先権を主張する出願として必要書類が同国特許局に提出された日である。シンガポール PCT 国内移行段階特許出願の場合、出願日は国内移行段階特許出願が由来する PCT 出願の国際出願日である。²⁰

シンガポールでは、第 1 回目の特許更新料は出願日の 4 年目から支払われることとなり、更新料はその後毎年出願日と同日までの 3 ヶ月以内に支払う必要がある。したがって 5 年目の更新料(最初の更新料)は特許出願日の 4 年目の同日から 3 ヶ月以内に支払う必要がある。²¹もつとも、特許が付与された日が特許出願日から 45 ヶ月目以降である場合、5 年目の更新料およびそれ以前の年の更新料(該当する場合は)、特許が付与された日から 3 ヶ月以内に支払う。

更新料がその後の出願日と同日までの 3 ヶ月以内に支払われなかった場合、特許は失効する。期限までに更新料が支払われなかった場合、シンガポール特許局は特許が失効する 1 ヶ月以内に特許権者または代理人に通知を送付する。²²更新料および追加の遅延料を支払う猶予期間として、更新料支払期限の末日から 6 ヶ月間が権利者に与えられる。²³

回復手続

猶予期間の末日までに、すなわち更新料支払期限の末日から 6 ヶ月以内に、支払がなされなかった場合、猶予期間は終了する。権利者が特許を回復したいと希望する場合、権利者は直ちにシンガポール特許局に失効した特許を回復する申請書を提出する必要がある。特許回復の申請は更新料支払期限の末日から 30 ヶ月以内に行う必要がある²⁴。

特許回復の申請には、所定期間内に更新料の支払を怠った理由を述べた法定宣言書に権利者が署名したものを添え²⁵、更新料を支払うのに「合理的な配慮」が取られたことについて、シンガポール特許局を納得させる必要がある。²⁶

シンガポール特許局が権利者の示した理由に納得しなかった場合、権利者に通知が送付され、権利者は通知日から1ヶ月以内に、同局に審問を行うよう請求し抗議する機会が与えられる。権利者が抗議を行わないと決定した場合、同局は回復申請を拒絶する。

権利者が同局に審問を請求すると審問の日が決定され、特許回復の申請を認めるか拒絶するかについて審議、決定される。

同局が特許回復の申請を認めた場合、権利者は未払いの更新料に追加の遅延料の支払い指示通知日から 2 ヶ月の猶予期間が与えられる。上記の料金が支払われれば同局は特許回復を命じ、この事実を特許公報(Patent Journal)に公示する。

特許回復の効果

満了期間および回復期間中に特許についてなされたすべてのことは、有効なものとして扱われるものとする。²⁷

特許回復期間は以下の 3 つの段階に分けることができる。

- (1) 特許更新が可能な期間、すなわち 6 ヶ月の猶予期間²⁸

²⁰特許法第85条(1)

²¹特許規則第51条(1)

²²特許法第36条(2)

²³特許法第36条(3)

²⁴特許規則第53条(1)

²⁵特許規則第53条(1)

²⁶特許法第39条(5)

²⁷特許法第39条(8)

(2) 猶予期間の末日から、回復申請の通知が特許公報に公示される日まで²⁹

(3) 回復申請の通知が公示された日から回復命令がなされる日まで³⁰

6ヶ月の猶予期間[上記(1)]中のいずれかの時点で侵害行為がなされた場合は、以下のことを条件として、更新がまだ可能であれば侵害行為として扱われる。

- 侵害行為が6ヶ月の猶予期間中になされた
- 侵害行為が以前の侵害行為の継続または反復である

しかしながら、6ヶ月の猶予期間中になされた侵害行為に対する損害賠償について裁定するか否かは裁判所の裁量に委ねられる。³¹

6ヶ月の猶予期間末日から回復申請の通知が特許公報に公示される日までの間[上記(2)]に特許を侵害した者は、その者が悪意無く侵害行為を行った、または侵害行為をなす重大かつ効果的な準備が悪意無く為されていたことを条件とし、侵害行為の罪から免れる。³²

その者が上記条件を満たしている場合、侵害行為の継続が許され、ビジネスパートナーにその行為の継続承認を与える権利も有するほか、侵害行為がなされたビジネスの部分を取得した別の者にその権利を譲渡することも可能である。ビジネスパートナーや他の者は、特許の権利者によって授与されたのと同様に製品を取扱うことができる。

もっとも上記権利は、ライセンス許諾による他者の行為までは拡大されないことに留意する必要がある。

回復通知の公示から回復命令の公示までの間[上記(3)]に侵害行為を犯した者には何ら救済も与えられない。なぜなら、侵害者は特許が更新されたこと、もしくは特許回復申請がシンガポール特許局により検討されているという推定的な認識があったと考えられるからである。

特許期間の延長

出願日から20年という通常の特許存続期間を延長することが可能である。出願日が2004年7月1日以降のシンガポール国内特許出願およびシンガポール PCT 国内移行段階特許出願について、下記のいずれかの条件下において特許の存続期間を延長することが可能である。³³

- (1) シンガポール特許局において、特許の付与に*不当な遅延があった場合
- (2) 対応する出願の査定または付与を根拠に特許付与がなされており、対応する特許の交付に不当な遅延があり、対応する特許が当該遅延を根拠にその特許期間を延長させた場合
- (3) 特許対象に薬品の有効成分にあたる物質が含まれており、
 - 有効成分にあたる当該物質を用いた最初の薬品であったため、販売承認までの過程において時間を要した為、特許活用機会が不当に短縮された。
 - 上記理由によって、以前に特許期間が延長されたことがない。

特許期間が延長された場合、シンガポール特許局は特許権者に延長証明書を送付する。証明書には延長期間、および延長期間中に授与された保護に対する制限が記載されている。同局はまた、特許公報に延長通知を公示する。³⁴

²⁸特許法第39条(9)

²⁹特許法第39条(10)

³⁰特許法第39条(12)

³¹特許法第69条(3)(a)

³²特許法第39条(10)

³³特許法第36条 A(1)

³⁴特許法第36条 A(11)

*不当な遅延の意味

出願人の作為または不作為に起因する期間を除き、出願日から特許付与日までが 4 年を超えない、または出願人の作為または不作為に起因する期間を除き、調査および審査報告書請求または審査報告書請求から特許付与日までが 2 年を超えなければ不当な遅延とはならない。「出願人の作為または不作為に起因する期間」については、特許法にて冗長ではあるが限定的なリストが記されている。基本的にはシンガポール特許局の支配下でない期間を計算から除外するというものである。

特許権者が特許付与に 4 年以上または審査に 2 年以上の不当な遅延についてシンガポール特許局を納得させた場合、同局はそれぞれに 4 年または 2 年を超えた期間に等しい延長を認める。特許付与および審査の二重の遅延があった場合、認められる延長期間は 2 つの期間のうち長い方とする。³⁵

特許期間延長の申請は特許付与日から 6 ヶ月以内に行うものとし、出願人は申請内容の裏付けとなる全ての書面による証拠を添えるものとする。³⁶

対応する出願における不当な遅延

出願人がシンガポールで特許を受けるのに、対応する出願の査定または付与に依拠する場合、外国特許庁において対応する特許の交付に不当な遅延が生ずる場合がある。出願人は外国特許庁によるこの遅延を根拠に特許期間の延長を求めることが可能である。もっとも、この根拠が外国特許庁の決定に基づくものであるため、延長がシンガポール特許に認められるか否かはシンガポール特許局の自由裁量となる。シンガポール特許局は該当するあらゆる事実を考慮し、特許期間延長の可否について判断する。尚、認められる延長は 5 年を超えてはならない。

特許期間延長申請は特許付与日から 6 ヶ月以内に行うものとし、出願人は申請内容の裏付けとなる全ての書面による証拠を添えるものとする。

販売承認までの過程において時間を要したことによる薬品特許活用機会の不当な短縮

特許対象である薬品は販売承認を得るため、複雑かつ冗長な過程を経なければならないことがよくある。この承認過程の間、特許を活用する機会は短縮され、期間中は特許の実施も活用もしてはならない。したがって薬品に対する特許期間の延長は、こうした冗長な販売承認過程に起因する特許活用期間の不当な短縮を埋め合わせるものである。

上記を根拠とする特許期間延長の承認には、下記の条件を満たす必要がある。³⁷

- (1) 特許対象に薬品の有効成分にあたる物質が含まれていること。製法特許は除外されることに留意する必要がある。
- (2) 当該薬品が特許対象の有効成分を含む薬品として、販売承認を得た最初の薬品であること。
- (3) 販売承認を得る過程で特許を活用する機会が不当に短縮された。この不当な短縮とは以下の場合にのみ発生する。
 - 販売承認が特許付与の後に与えられた。
 - 販売申請から保健科学庁による販売承認の日までが、申請人の作為または不作為に起因する期間を除き 2 年を超えている。

シンガポール特許局が、販売承認を得る過程で特許を活用する機会が不当に短縮されたことについて納得した場合、同局は販売承認を得る過程で 2 年を超えた期間(ただし申請人の作為または不作為に起因する期間を除く)と、特許付与日から販売承認日までの期間のうちの短い方について、特許期間を延長する。いかなる場合でも延長期間は 5 年を超えてはならない。

³⁵特許法第36条 A (3)

³⁶特許規則第51条 A(1)

³⁷特許法第36条 A(5)

上記の期間延長で認められる保護範囲は薬品の有効成分にあたる物質であり、販売承認を得る対象であるものに限定して適用されることに留意する必要がある。延長で認められる保護範囲は、その他の特許請求項には及ばない。

特許期間延長の申請は、特許付与日または販売承認日のうち遅い方から6ヶ月以内に行う。また、申請は20年期間の末日から6ヶ月前までで、かつ特許有効期限内に行う。申請は以下に列挙する内容が記載された保健科学庁の証明書添えて提出する。³⁸

- 販売承認の申請日
- 販売承認の獲得日
- 申請人の作為または不作為に起因する販売承認までの期間、および申請内容の裏付けとなる書面による証拠

特許付与後の調査および審査

特許権者および第三者は、特許付与後に調査および審査を請求することができる。これは、審査報告書の発行から特許付与までの間に保護範囲が拡大した場合や、第三者が関連する先行技術が審査官によって考慮されなかったと考える場合に有用である。

以前は、第三者が頼れるのは特許専門家の見解を求めただけだったが、特許付与後の調査および審査という別の選択肢が一般にも提供されることになり、このプロセスにより、上記の状況に関して特許審査官の見解を得る方法を一般市民に提供する。

特許付与後に請求項の調査および審査請求をする根拠として認められるものには、以下の事項がある。³⁹

- (1) シンガポール特許局の発行した審査報告書を根拠として特許が付与されており、付与された特許の請求項が審査報告書で審査された請求項より広い
- (2) 対応する出願の査定または付与を根拠として特許が付与されており、付与された特許の請求項が、外国特許庁の審査または付与した請求項より広い
- (3) 国内出願、対応する出願、または対応する国際出願の審査官が関連する全ての先行技術を考慮していない

請求人は特許付与後の調査および審査を請求するに当たり、根拠の特定とその説明を求められる。また、所見の提示や関係すると思われる書類を提出することも可能である。⁴⁰

請求提出後、シンガポール特許局により請求はオーストリア特許庁、デンマーク特許庁またはハンガリー特許庁に送付されるが、請求人は調査および審査を行う特許庁の選択ができる。

見解書を交付すべきとの意向が審査官から出た場合、見解書が交付され、特許権者はシンガポール特許局からの通知受領から3ヶ月以内に返答することになる。これは特許付与前に出願人に与えられる、調査および審査の通知日から5ヶ月以内の返答期間とは異なる。特許付与前手続きでは、審査官は特許権者からの回答受領後、さらに見解書を交付するか否かは審査官の裁量に委ねられるが、特許付与後の調査及び審査では、審査官は特許権者からの回答受領後、そのまま審査報告書の交付へと進む。

調査および審査報告書は特許権者に提供されるが、請求人が特許権者でない場合は、請求人に見解書、特許権者の回答、ならびに調査および審査報告書の写しが提供される。

特許付与後の補正

出願人は特許付与後に明細書を補正することができるが、補正を行うにあたっての制限および、それに伴い不利益が生じる場合もある。

³⁸特許法第38条 A(1)

³⁹特許法第38条(1)

⁴⁰特許法第38条(3)

- (1) 補正が必要であると権利者が認識した後、できるだけ速やかに補正を行う必要がある。権利者が補正を不必要に遅延させた場合、裁判所が判断した場合、特許付与後の補正が認められない可能性もある。
- (2) 裁判所またはシンガポール特許局において、特許効力が争点となる可能性のある未解決の手続がある場合、いかなる補正も認められない。
- (3) 特許付与後に特許の補正が認められた場合、裁判所またはシンガポール特許局が、公表された特許の明細書が悪意無く、合理的技術および知識のもとに作成されたことに納得しない限り、補正を認める決定以前の特許侵害に対する損害賠償は認められない。⁴¹

さらに、特許付与後の補正は以下の条件を満たす必要がある。

- (4) シンガポール特許局または裁判所の承認獲得
- (5) 異議申立の余地が設けられている⁴²
- (6) 明細書が追加事項を開示する結果となる補正、または特許により授与された保護を拡大する補正は禁じられている。⁴³

特許対象の範囲を限定する補正のみが認められる傾向にあるため、これはしばしば、特許付与後の修正にとって最も深刻な障害である。特許付与後の補正の提案および補正の理由は、補正を認めるかどうかを判断する際に、異議申立目的で特許公報に掲載される。登録官は補正に対して申し立てられた異議を検討する。補正の許可が下された場合、登録官は権利者に補正された新しい明細書を提出するよう求める場合もある。

特許付与後の補正が裁判所またはシンガポール特許局により認められた場合、当該補正は特許付与日から有効であるとみなされる。

特許付与後の補正をなす場合、当該補正は(1)明細書内容によって裏付けが為されていること、(2)明細書における追加事項の開示とならないこと、(3)付与された特許保護の範囲を拡大するものではないことに留意する必要がある。

⁴¹特許法第69条(4)

⁴²特許法第83条(2)

⁴³特許法第84条(3)

1.1.5 典型的な翻訳の問題

シンガポール国内特許出願についての英訳の提出

シンガポール国内特許出願のケースでは、シンガポール特許局に出願する際に明細書の英訳を提出することが勧められる。もっとも、出願人は出願時に特許明細書の英訳の部分を持っていないこともある。2007年4月1日以降、出願人は所定の期限内に特許明細書の英訳の部分が入手可能でない場合、出願日を獲得するための一定条件を利用することが可能である。

優先日のない国内特許出願の場合

最初の出願申請の場合、出願人が出願日をできるだけ速やかに獲得したいと希望するものの、出願時に特許明細書の記載の英訳がない場合、出願人は出願時にまず外国語で表記したものを提出することができる。

出願日を獲得するには、シンガポール特許局に提出する書類は

- 特許を求める表示がなされていること
- 1名または2名以上の出願人を特定していること
- 発明の記載または記載と思われるものを含んでいること⁴⁴

シンガポール特許局は出願人に通知を発行し、出願日を獲得するために当該通知日から2ヶ月以内に明細書の英訳を提出するよう命ずる。⁴⁵出願人が所定の期限内に明細書の英訳を提出することを怠った場合、出願は拒絶される。

ただしシンガポール特許局に提出する書類には、請求項および特許明細書の図面の英訳が入っている必要があることに注意していただきたい。

先の出願の優先権を主張する国内特許出願の場合

出願人が優先日から12ヶ月以内に明細書の記載または記載の一部または図面の英訳を持っていなかった場合、出願人はのちに出願の英訳の部分を出願する際に「参照による引用」または「欠落部分」の規定を利用することが可能である。

参照による引用

出願人が12ヶ月の条約期限を満たせるような記載の英訳を持っておらず、出願日を獲得したい場合、12ヶ月の期限内に翻訳された請求項および図面をまず提出し、記載の英訳を参照による引用により、申請された先の出願のために後から提出することが可能である。⁴⁶

このために、出願人はまず

- 所定の要件を満たすために、関連する先の出願に関する情報が提供されていることを示すこと
- 関連する先の出願を申請した日付および国を示すこと
- 発明の記載が参照による引用により出願に組み入れられており、関連する先の出願(すなわち優先権出願)に完全に包含されていることを示すこと

シンガポール特許局に提出された書類が条件(記載の英訳を除く)を満たしている場合、同局により出願日が交付される。

⁴⁴特許法第26条(1)(c)(i)

⁴⁵特許規則第19条(10)

⁴⁶特許法第26条(1)(c)(ii)

さらに、出願人は特許出願の申請から3ヶ月以内に以下のものを提出する必要がある。⁴⁷

- 記載が先の出願に参照により引用により組み入れられていることを確認する通知書
- 発明の記載
- 関連する先の出願およびその英訳がある場合は英訳の写し

出願人が所定の期間内に必要な情報および書類を提出しなかった場合、出願は放棄されたものとして取り扱われる。

上記の規定は発明の記載のみに関わるものであり、明細書のそれ以外の部分については関係ないことを強調する必要がある。

シンガポール PCT 国内段階特許出願についての英訳の提出

シンガポール PCT 国内段階特許出願の場合であって、PCT 出願の PCT 公報が英語でない場合、明細書の宣誓書付き英訳を **32ヶ月期限**(最も早い優先日から32ヶ月)までに提出する必要がある。英訳には宣誓書を添える必要がある。宣誓書のサンプルを以下に示す。

「私、[住所]の[氏名]はここに、私が日本語および英語に精通しており、添付の英訳が[国際出願日]に申請された[PCT 出願番号]の日本語から英語への正確な翻訳であることを宣言する。」

英訳の公表

出願人は、明細書の宣誓書付き英訳を公表するよう選択することも可能である。⁴⁸その場合、特許付与の時点で公開されるのとは異なり、公表は明細書の宣誓書付き英訳が公表される時点である。

英訳の訂正の提出

英訳の誤りを訂正するには、訂正を有効にするために自発補正書を提出することが可能である。自発補正書は特許料を支払う前に提出する必要がある。

欠落部分

特許法は「欠落部分」を、図面または発明の記載の部分であって、シンガポール特許局に特許出願を申請した日に欠落していたものと定義している。⁴⁹

出願人が欠落部分のある特許出願を申請し、出願日の交付を受け、特許料の納付前のいずれかの時点で欠落部分をシンガポール特許局に提出した場合、出願日は欠落部分を提出した日に改められることになろう。⁵⁰

もともと「欠落部分」の規定の下では、出願人は本来の出願日を確保できる可能性もある。この選択肢は、優先権主張を行う出願に限定し、優先権の宣言が出願日当日またはそれ以前に行われた場合に限定して適用可能である。

出願人は下記のことを特許出願の申請日から3ヶ月以内に提供する必要がある。⁵¹

- 特許出願から欠落していた記載または図面の部分
- 出願日を改めないようにとの請求

⁴⁷特許法第26条(7)、特許規則第26条(4)

⁴⁸特許規則第86条(7)

⁴⁹特許法第2条(1)

⁵⁰特許法第26条(8)

⁵¹特許法第26条(9)

- 欠落部分が参照による引用により組み入れられており、関連する先の出願に完全に包含されているとの声明
- 関連する先の出願の出願日、出願国および出願番号の提示
- 関連する先の出願の写しであって、外国特許庁に正式に認証されたもの
- 関連する先の出願または欠落部分の英訳

出願人が上記の要件を満たさず、所定の期間の末日までに欠落部分を撤回しなかった場合、欠落部分は出願に含まれていたものとして取り扱われ、出願日は欠落部分が提出された日に改められる。⁵²

出願人が本規定の下で欠落部分を盛り込むことを望まない場合であっても、出願人はいつでも欠落部分を提出することにより前の規定の下でこれをなすことが可能であり、出願日は欠落部分の提出日に改められる。

⁵²特許法第26条(8)

1.1.6 特許権の確保に関する著名な判例

Peng Lian Trading Co 対 Contour Optik Inc 事件

争点：小さな改良であっても進歩性を構成することは可能である。発明に進歩性があるとみなされるにあたって先行技術の大幅改良が必要でない、とされたことが同判例の重要なポイントである。

同事件において、上訴人は専門家証人による証拠に基づき、メガネの主たるフレーム上に補助フレームをひっかける効果を創作することは当業者にとって明らかであったと主張。しかし、裁判所はこの主張を却下し、「...このことが明らかであって、何の発明も含んでいなかったと言うことはあまりに簡単である。事後の分析が発明者にとって公正を欠くことはしばしばある。小さな改良であっても進歩性がある可能性があるとするのが妥当である...」と判断した。

Trek Technology (Singapore) Pte Ltd 対 FE Global Electronics Pte Ltd 事件

争点：裁判所は、補正が追加事項を構成するか否かを確認するため 3 ステップテストを提示。3 ステップテストは、補正が追加事項を構成するか否かを特許所有者が評価する際の手段となる、とされたことが同判例の重要なポイントである。シンガポール特許法では、追加事項は特許取消の根拠となるとされている。

同事件において Trek 社は ThumbDrive 発明の正しい性質または範囲を主張し明確化するために、特許の補正を要求。裁判所は、追加の事項の開示がないこと、または特許付与により授与された保護範囲が拡大されないことを条件として、Trek 社が特許法に基づき補正を行う権限を有しているとした。補正によって追加事項が開示されるか否かを判断するため、裁判所は 3 ステップテストを採用した。

- 熟練者の観点から、出願において明示的または黙示的に開示されたことを確認すること
- 付与特許について同じことを行うこと
- 二つの開示内容を比較し、補正（内容の追加または削除）によって発明の重要部分に変更されたか否かを判断すること

裁判所は、熟練者の観点から、求められた補正による追加事項の開示および保護拡大はなく、補正は既存明細書によって既に裏付けられている内容であるとした。

Dien Ghin Electronic (S) Pte Ltd 対 Khek Tai Ting 事件

争点：発明者とみなされるために、発明全体を設計する能力を有する必要はなく、進歩性のある構想を示すのみで十分である。発明者が誰なのかを特定する目的上、同判例は重要である。

同事件では、原告は不実表示を根拠として被告の特許を取消すよう求めた。原告は、被告が提出した発明者たる資格および特許付与を受ける権利に関する書類で述べた内容に反し、被告は同発明の発明者ではないため、被告の特許登録は不正手段により得られたものと主張。原告側弁護人は、被告が「技術者」ではなく、被告の特許に記載されたような発明をする専門知識を有しないという被告の元従業員の証言を提出した。

裁判所はこれに対し、実際に製品のシステム回路設計が電気技師の援助によりなされたという事実があったとしても、被告が請求対象の進歩性のある構想の出所ではないことを必ずしも意味しないとし、被告が「進歩性ある構想を示した」人物である以上、被告が当該発明の考案者であることは明らかであるとした。これは、発明を機能させる電気および電子回路全体を設計する能力が被告に欠如していたとしても、同様にあてはまる。

Merck & Co, Inc 対 Pharmaforte Singapore Pte Ltd 事件

争点：控訴審にて、新規性および進歩性がどのように査定されるべきかについてのガイドラインが提示された。特許所有者が発明に新規性および進歩性があるかどうかを査定する上で同判例は重要な手引きである。

同事件で控訴審は、*General Tire & Rubber Co 対 Firestone Tyre & Rubber Co Ltd 事件*にて新規性査定の際に提示された試験を採用。「...先の発明者の出版物の中に、特許権者の特許が付与された後になされれば特許権者の請求項を侵害すると思われるものの明らかな記載、またはそうするようとの明らかな指示が含まれていた場合、特許権者の請求項は必要な新規性が欠如していたことが示される、すなわち、以下のことが予想される...」。

控訴裁判所はまた、*Windsurfing International 対 Tabur Marine 事件*において、発明に進歩性があるかどうかを判断する際に four step test を採用した。「...陪審の質問に答える際に考慮すべき4段階があると裁判所は考える。第一は、係争中の特許の中で具体化された進歩性のある構想を特定することである。その後、裁判所は優先日時点の通常の熟練者であるものの想像力のない者のマントルを想定し、その日時点で問題の技術における一般的な知識がどんなものであったかをその者に負わせる必要がある。第三段階は、『既知または既使用』であると引用された事項と、発明と主張されているもの間に相違点が存在するのであれば、それを特定することである。裁判所は最後に、発明と主張されているものの知識を持たない者が見れば、こうした相違点が熟練者にとって明らかだった方法を構成するかどうか、こうした相違点が進歩性の程度を必要とするかどうかを自らに問う必要がある...」。

1.2 工業意匠権の確保

1.2.1 はじめに

シンガポールにおける工業意匠登録に関しては、2000 年制定の登録意匠法(第 266 章)および関連登録意匠規則によって規定されている。

意匠とは工業的過程において物品に適用された形状、輪郭、模様または装飾を意味するものである。繊維品や壁紙上に現れる二次元の意匠も登録が可能である。

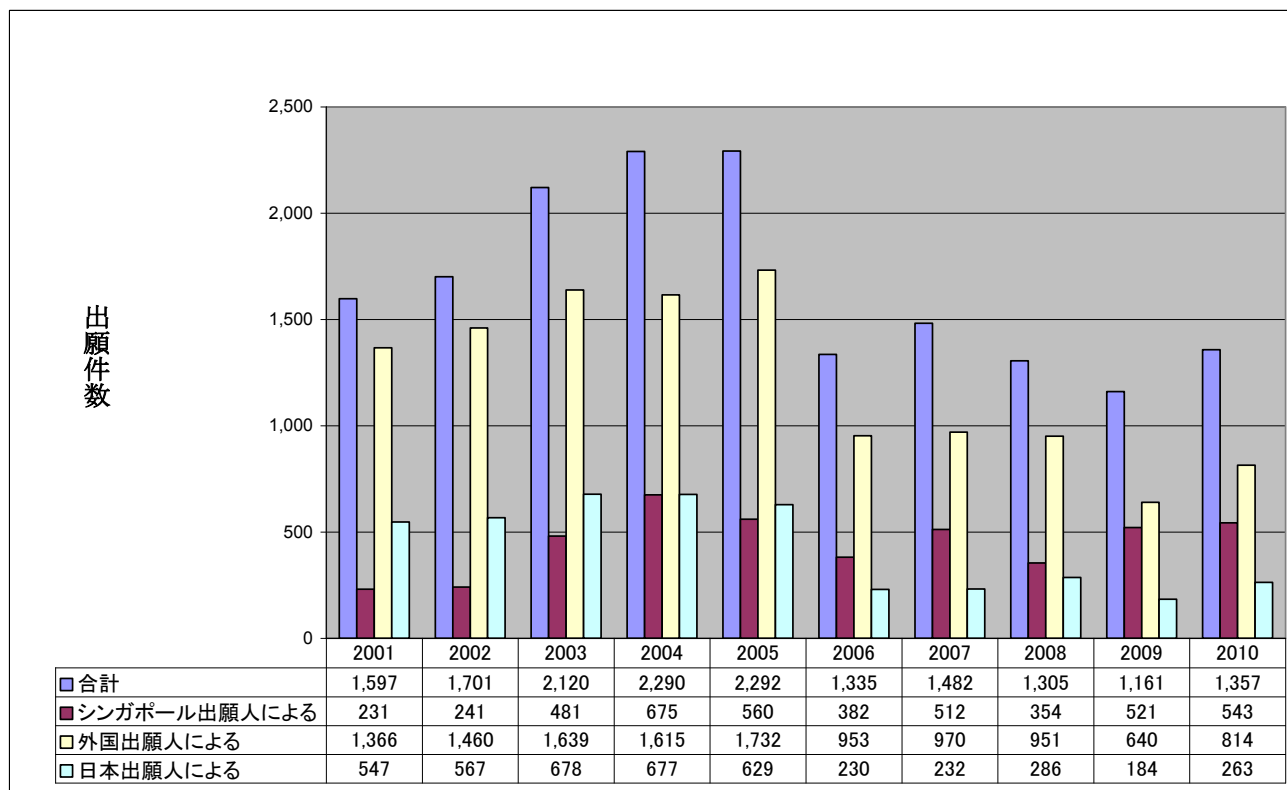
登録意匠の所有者は、同意なしに当該意匠を他者が使用することを排除する権利を有する。登録意匠権はこのように、所有者が自らのマーケットシェアを保護する手助けをするものである。また、意匠権は対価と引換えにライセンス許諾や譲渡することも可能である。侵害が発生した場合、権利保有者は侵害行為の停止命令、ならびに損害賠償または侵害に起因した利益のいずれかを侵害者に請求するため、法的手続を提起する権限を有する。

登録可能な意匠全てにおいて登録を行い、意匠権を確保することが最も重要であり、これを怠ると他者に無断で使用された場合、法の保護を受けられないこととなる。意匠登録要件および登録意匠と著作権保護の部分的重複については、後述のチャプター1.2.2にて詳細を参照いただきたい。

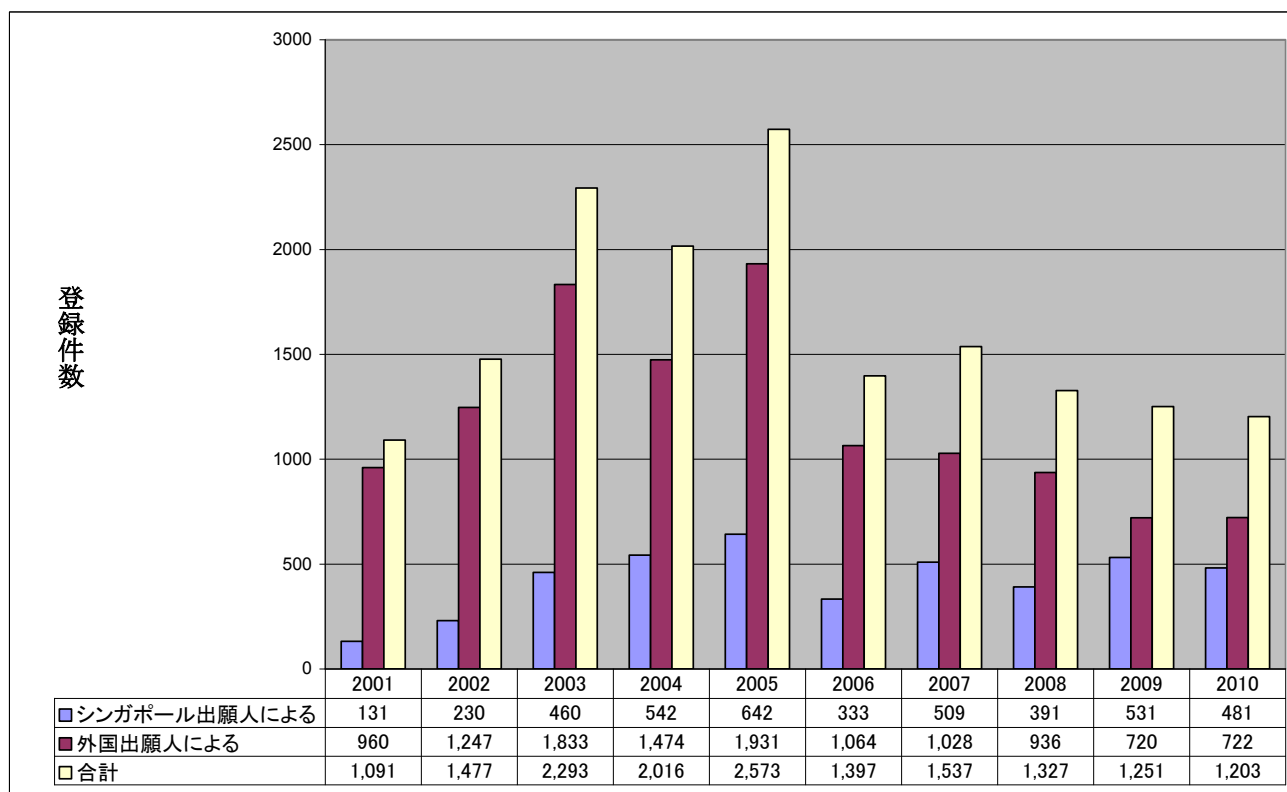
上記で述べた理由により、企業またはビジネス行為において意匠の要素を持つ商品を扱う際には、意匠登録による意匠権の保護について常に考慮する必要がある。

1.2.2 統計

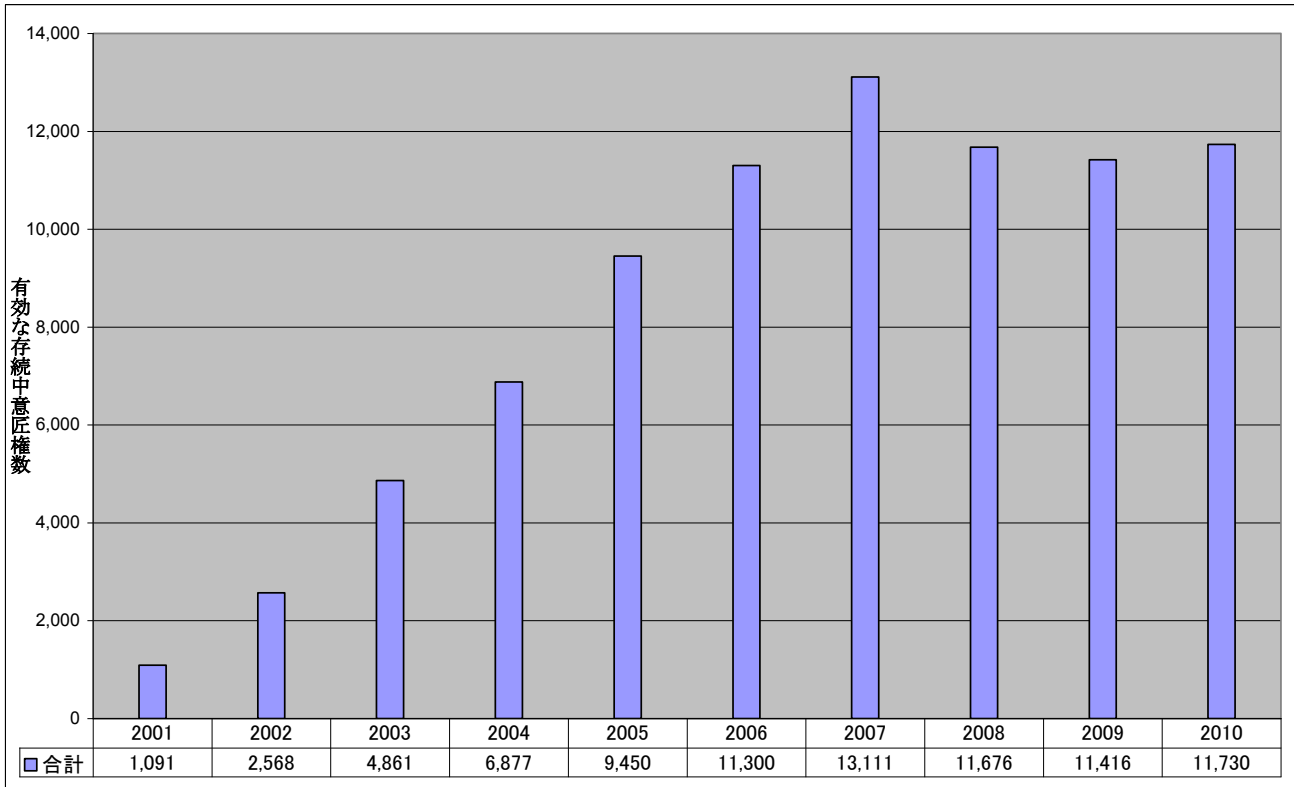
シンガポールで申請された登録意匠出願件数



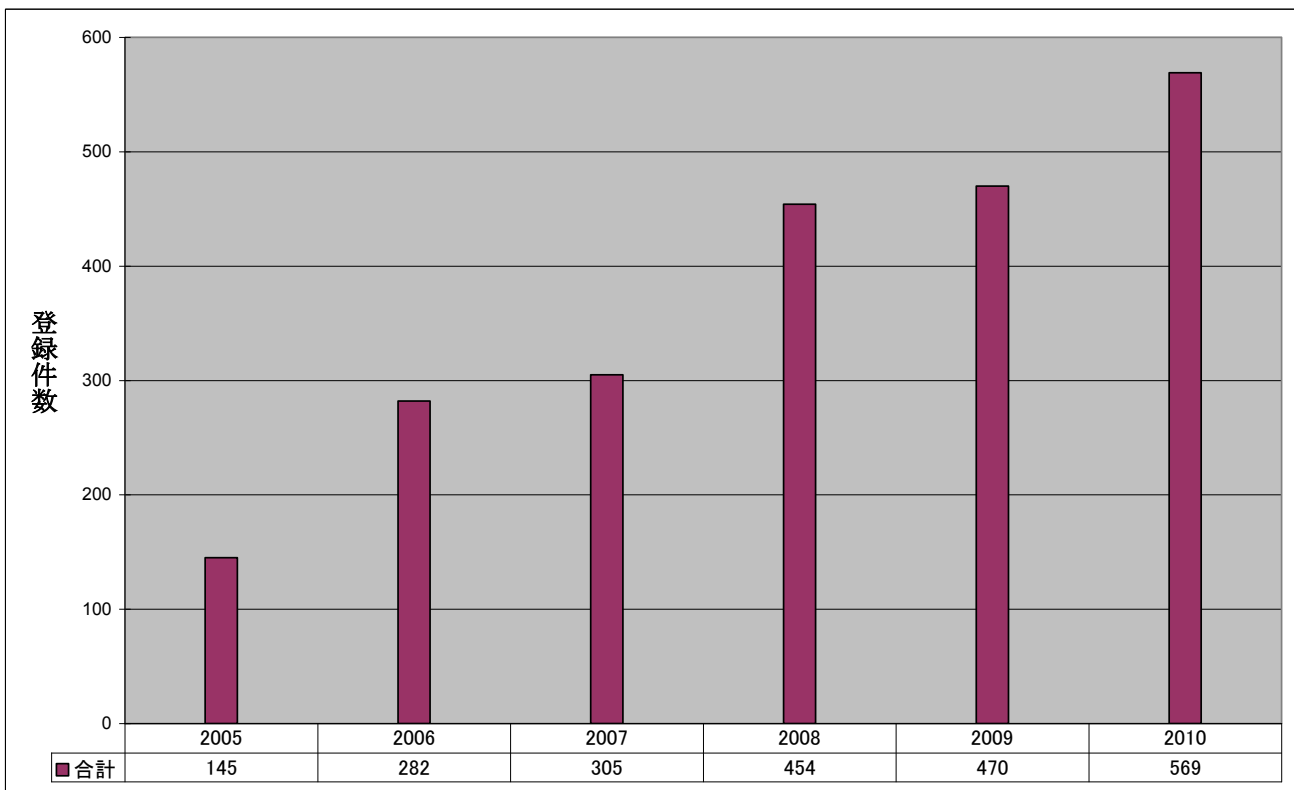
シンガポールの工業意匠登録件数



シンガポールにおける有効な存続中意匠権数2001－2010年度



ハーグ協定に基づきシンガポールを指定国とする国際出願から得られたシンガポール工業意匠登録件数



*上記統計はIPOS統計 2001－2010 年度からの抜粋。詳細は (IPOSstatistics20012010final1.pdf)を参照のこと。

1.2.3 工業意匠登録の基準(著作権法との重複を含む)

登録の基準

意匠を登録する際には、その意匠に新規性が認められなければならない。すなわち、出願時点で当該意匠がシンガポールを含め、世界中のいかなる場所においても登録済みであったり、公開済みである意匠と同一であったりしてはならず、また、重要でない細部のみの相違、または一般的に既に取り込んでいる物の改良型であってはならない。

登録不可能な意匠

以下のものは登録することができない。

- 公序良俗または道徳に反する意匠
- コンピュータプログラムおよび集積回路のレイアウトデザイン
- 彫刻作品の意匠(工業プロセスにおいて増やすことが可能な原型または図案として使用されるもの、または使用される予定である鋳型または模型を除く)、壁掛け版・記念盾、メダルおよびメダリオン、本質的に文学的または芸術的性質を持つ印刷物(例:書物の表紙、カレンダー、証明書、クーポン、型紙、グリーティングカード、ラベル、チラシ、地図、図面、トランプ、葉書、切手、商業広告、業務用書式及び名刺、転写絵およびそれに類似する物)
- 製作工程の方法または原理
- 単に機能的であって、その物品が必要不可欠な一部を構成する別の物品の外観に依存するもの、またはその物品を別の物品にはめ込むか連結することにより、いずれの物品もが其々の機能を果たすように作られたもの

芸術作品—登録意匠と著作権保護の重複

独自に作製された芸術作品は著作権保護を受けられるものであり、とりわけその作品を複製する独占的権利を著作権所有者に与えるものである。

- 登録済みの対応意匠が存在する場合

芸術作品に対応する意匠が登録済みの場合は、登録意匠権を侵害する行為は芸術作品の著作権侵害とはならない。よって、登録意匠の所有者は、登録意匠侵害における救済のみに頼ることとなる。

登録意匠権が失効した場合(最長で出願日から 15 年)、著作権保護からの除外は、意匠登録によって保護することのできた関連意匠および物品全てに関する登録意匠権の侵害行為にも及ぶ。

- 登録可能であるにもかかわらず、未登録の対応意匠が存在する場合

芸術作品に対応する意匠が登録可能であるにもかかわらず登録されていない場合も、著作権保護からの除外が適用される。対応する意匠が登録可能とみなされるのは、(1)意匠が 50 個以上の物品に使用されている、または長期間ばらばらに製造される 1 または 2 以上の物品(手製の物品を除く)に使用されている場合と、(2)物品が販売されていた場合である。

この場合、著作権保護からの除外範囲は、物品が最初に販売された日から 15 年間とその後では異なる。最初の 15 年間では、意匠が登録されていれば登録意匠権侵害となっていた行為であっても、芸術作品の著作権の侵害とはならない。その後は、著作権保護からの除外は、意匠登録によって保護することができた関連意匠および物品全てに関する登録意匠権の侵害行為にも及ぶ。

著作権侵害に対する法的手続が開始される前に、対応する意匠登録の出願がされたが、その出願が拒絶された場合には、上記の著作権保護からの除外は最終的には適用されないことが推定される。

したがって、対応する意匠が登録可能かどうかについて疑わしい場合は、登録を試みるのが望ましい。さもなければ著作権所有者は、著作権の主張もできず、頼れる登録意匠もないという状況に陥ることになりかねない。

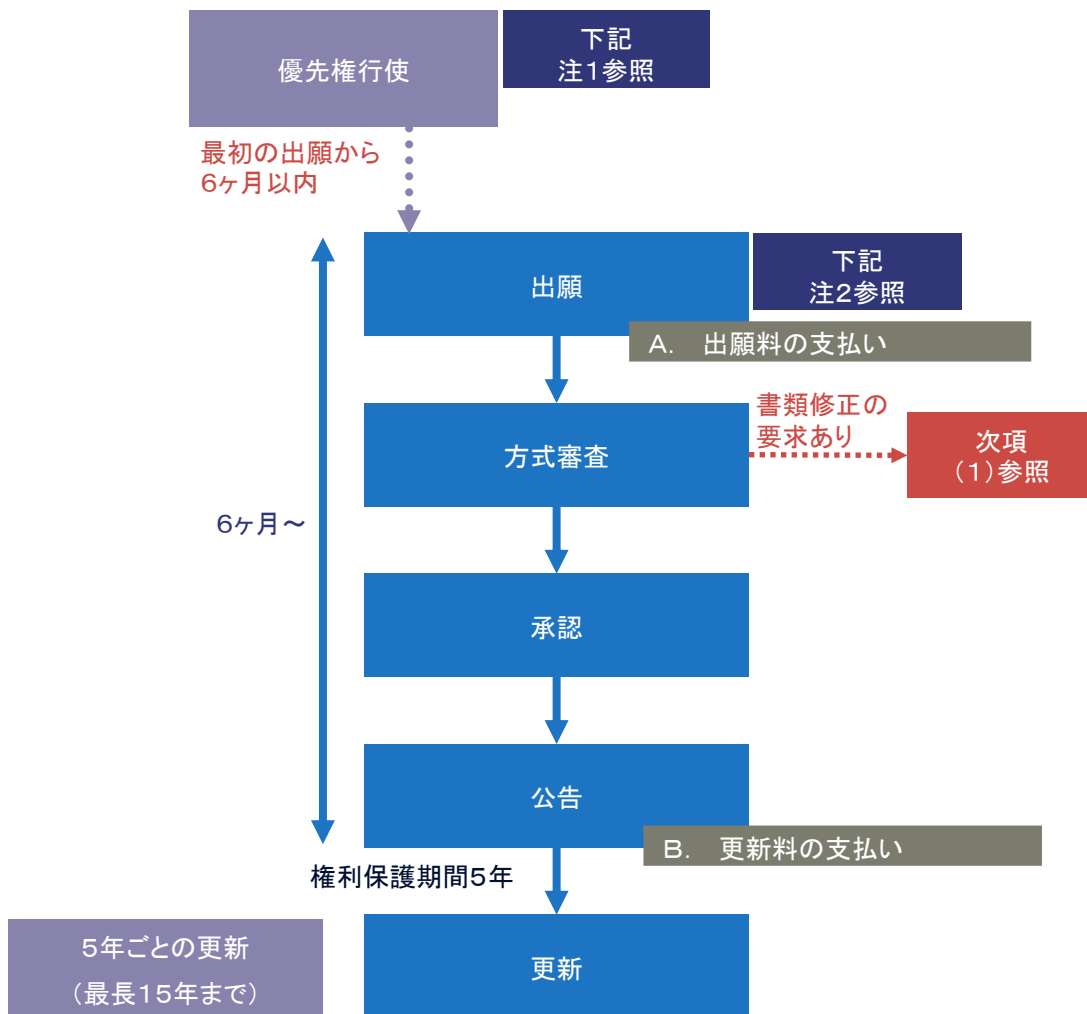
- 登録不可能な対応意匠が存在する場合

芸術作品に対応する意匠が登録不可能な場合(例:意匠が単に機能的なものである場合)、上記の著作権保護からの除外は適用されず、著作権所有者は著作権の保護をうけること可能となる。

しかしながら、芸術作品が取り入れられた立体的物品が 50 個以上販売またはレンタル用に製造された場合、有用性のある立体的物品を製造することはもはや著作権侵害とはみなされない。ここで言う「有用性のある物品」とは、単に物品の外観を描写するものでも、情報を伝達するものでもなく、本質的に実用的な機能を持つ物品を意味する。

したがって、工業上利用される芸術作品について、有用性のある立体的物品を製造する権利を保護することを望む場合は、意匠登録出願をできるだけ速やかに行うべきである。

1.2.4 工業意匠出願手続



注1：優先権

- ・ 国際条約であるパリ条約に基づき、出願人が条約加盟国で最初に特許出願し、所定期間内に他の加盟国で同一の発明を出願した場合、最初の出願日に出願したのと同様の扱いを受けられる権利。日本、シンガポールは共に加盟国。

注2：出願に必要な書類

- ・ 出願人の氏名・名称(個人又は企業名)と住所
- ・ 意匠が施される物品の詳細
- ・ 意匠の描写図または他方向からの撮影による白黒写真(最高10枚)
- ・ (出願人によって新規性があるとみとめられる)新規性に関する説明文
- ・ 出願人が意匠の開発人でない場合、出願人の当該意匠に関する権利の説明文(例:委託された権利所有者)
- ・ 出願国や出願日など、優先権に関する詳細情報
- ・ ロカルノ協定に基づく国際分類クラス及びサブクラスの記載

(1) 書類の修正要求

- 登録当局は、出願人へ書類の不都合に関し修正要求を通達し、出願人が書類を修正し提出するまでに一定の猶予期間を与える。(通常3-4ヶ月)
- 出願人は提起された書類の不都合に対し修正の提出を行うか、提起された内容に同意しない場合はその旨を書面で返答する。事案が解決し次第、出願人は次のステップへと手続きを進めることが可能となる。

(シンガポールドル)

申請料・更新料	
申請料	200-270
更新料	200-220(最初の5年間)
	300-330(次の5年間)

1.2.5 工業意匠権の確保に関する著名な判例法

Hunter Manufacturing Pte Ltd 対 Soundtex Switchgear & Engineering Pte Ltd 事件

Hunter Manufacturing Pte Ltd 他対 Soundtex Switchgear & Engineering Pte Ltd 他事件の控訴審、[1999年]3SLR(R) 1108では、意匠のある特徴が機能に決定づけられ、それ以外の特徴は決定づけられていない場合であっても、意匠は登録可能であるという提案を示している。登録意匠は電気メーターボックスの意匠であった。当時、意匠が「人目を引くもの」でなければならない(すなわち、形状または輪郭に識別力があり、「見る人の注意を引くよう計算された」ものであること)ということが、付加的な登録基準であった。この要件は現在撤廃されている。控訴裁判所は、意匠が登録可能であると判断した。意匠は「人目を引くもの」という基準を満たし、「機能性の例外」に陥ってもいないが、その理由はその形状および輪郭、モジュラー部分と流線型の調和が、機能に決定づけられただけのものではないからである。

Nagashima Electronic Engineering Pte Ltd 対 APH Trading Pte Ltd 事件

Nagashima Electronic Engineering Pte Ltd 対 APH Trading Pte Ltd 事件、[2005年]2SLR(R) 641は、機能性の適用と「合致の必要性 (must-match)」の例外について説明している。

登録意匠は電気アイソレータの意匠であった。高等裁判所は、(1)意匠が新規ではなく、既存の意匠と異なるのが、取引上一般的に使用される変更点であって、意匠の重要でない細部または特徴のみであったこと、(2)電気アイソレータの形状または輪郭の特徴が、実施する必要のある機能に決定づけられるだけのものだったこと(「機能性の例外」)(なおこれは、一定の国際基準、業界基準または管理基準を遵守することを求められているものである)、(3)いずれの物品もその機能を果たすように、電気アイソレータの形状または輪郭の特徴が、電気アイソレータを別の物品に接続することを可能にするか、別の物品の内部、周辺または接触して配置することを可能にするものであって(「合致の必要性 (must-match) の例外」)、その結果外箱および表面カバーにはめ込むために電気アイソレータがそのような形状を取らざるを得なかったことを理由として、意匠に登録性がないと判断した。

1.3 商標権の確保

1.3.1 概略紹介

シンガポールにおける商標登録は商標法(第 332 章)および商標規則によって規律されている。

商標は主として、商標権者が提供する商品やサービスの出所や品質を示す機能を果たすものである。商標権者は、自らが所有し提供する商品やサービスと他者の商品やサービスとを識別する標識として商標を利用することができる。

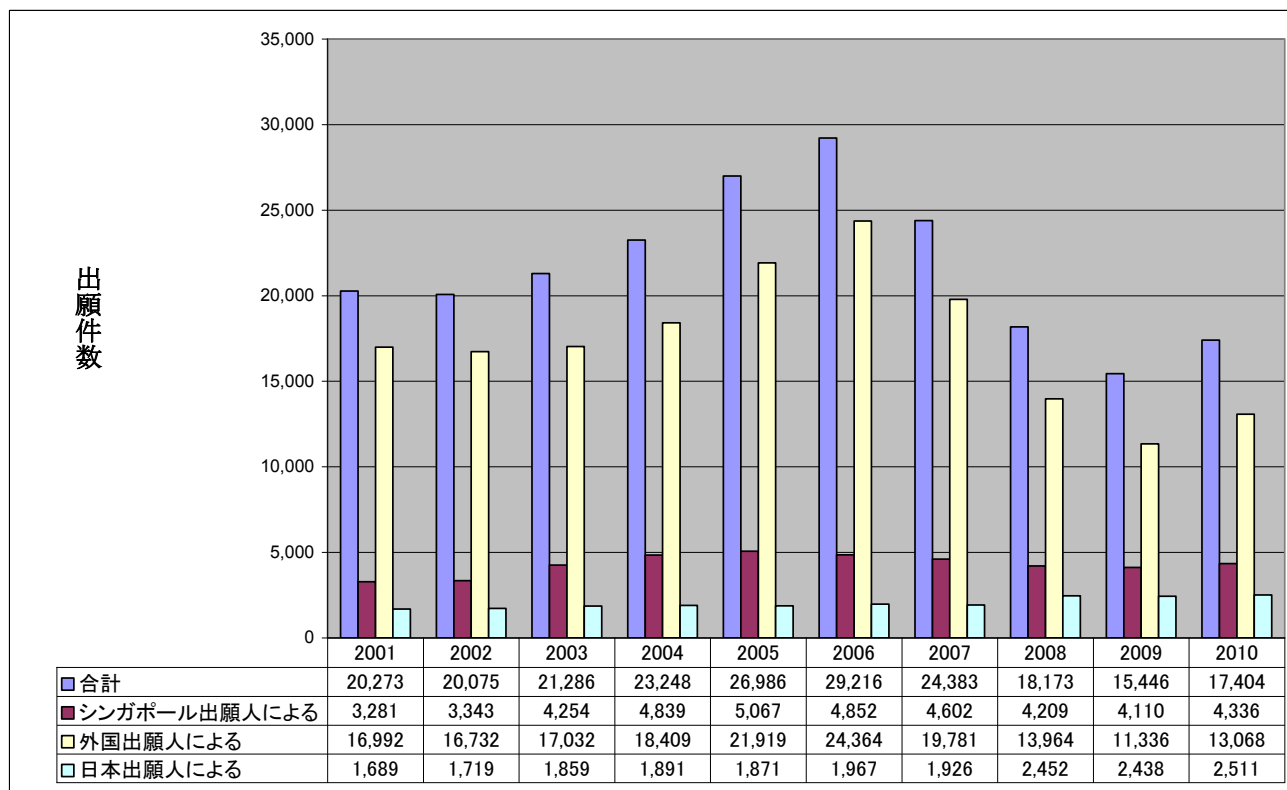
商標権者は、標識を使用する独占権を得るためにこうした標識を登録することが可能である。これは、他者がこの標識に便乗し、同一の標識または混同を生じるような類似標識を使ってビジネスを行うことを防ぐためである。

使用されているが登録されていない商標はコモンローの下で保護され、著名商標も登録されなくとも商標法で保護されることとなっているが、これらに該当する保護は保護範囲および救済の可能性という点で限定的である。したがって、商標法の下で認められる保護から十分な利益を受けられるよう、また商標の商業的可能性を最大限に活用できるよう、権利者は自らの商標を登録することが一般的に勧められる。

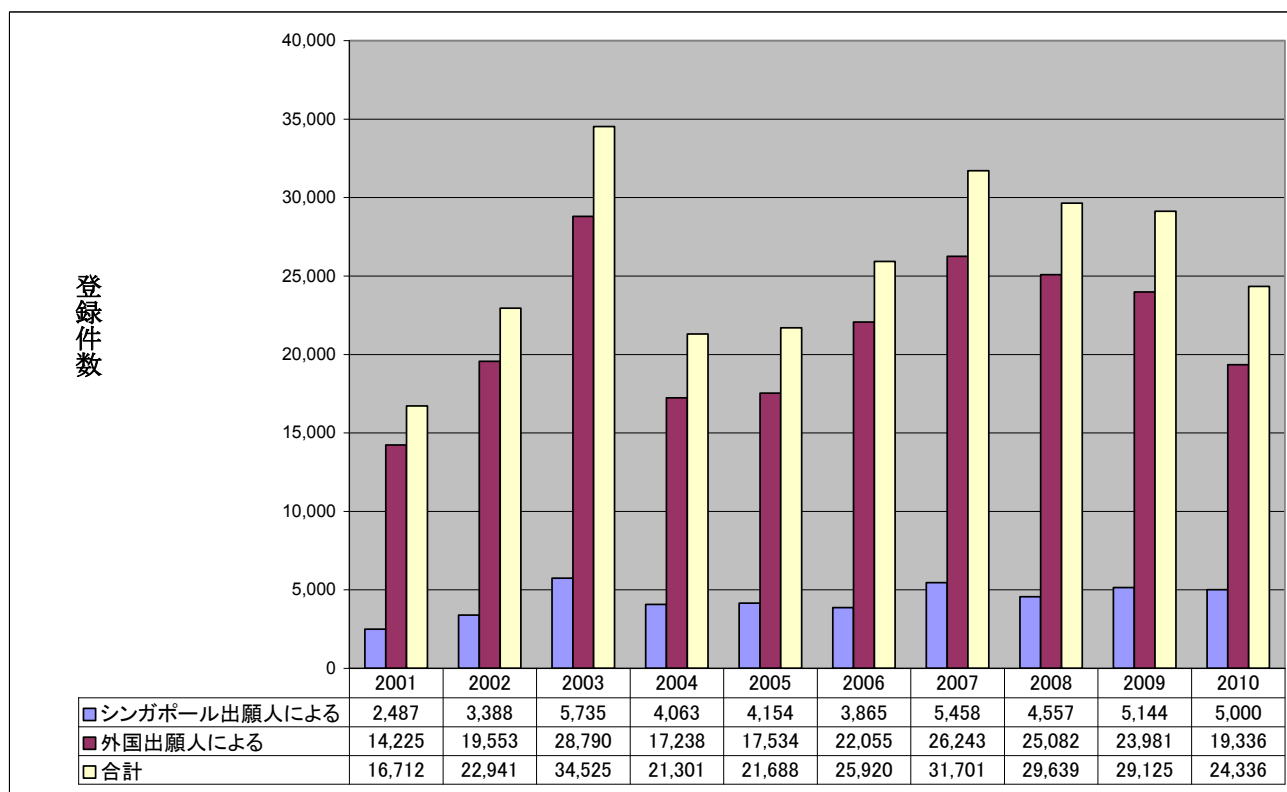
このように、企業やビジネスの場において、商品や役務をシンガポールにおいて提供する際には、商標登録を常に考慮する必要がある。

1.3.2 統計

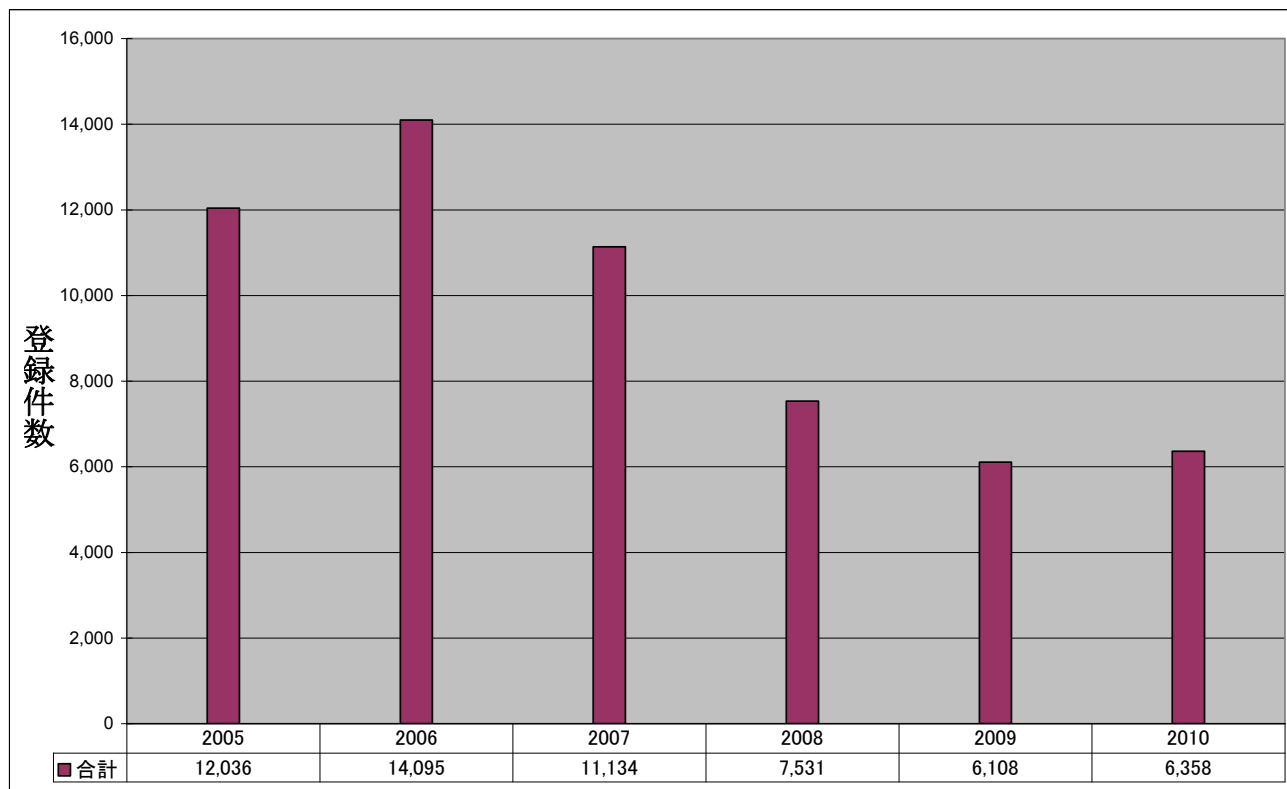
シンガポールにおける商標出願数2001－2010年度



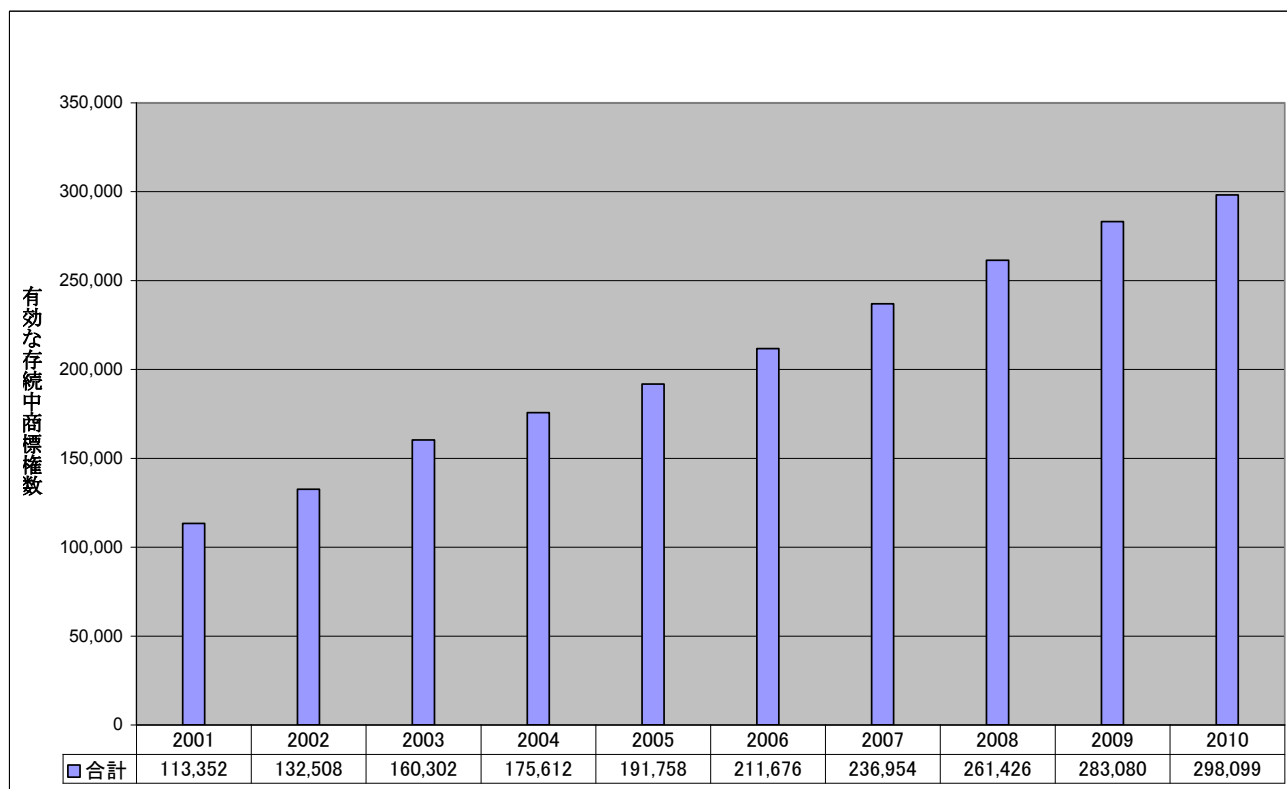
シンガポールにおける商標登録件数2001－2010年度



マドリッド協定による国際商標登録によってシンガポールで登録された商標数2005－2010年



シンガポールにおける有効な存続中商標権数2001－2010年



*上記統計はIPOS統計 2001－2010 年度からの抜粋。詳細は (IPOSstatistics20012010final1.pdf)を参照のこと。

1.3.3 商標登録の基準

商標法における登録性の主な基準は以下の通りである。

- 商標は文字、単語、名称、署名、数字、図形、ブランド、見出し、ラベル、切符、形状、色彩、包装の外観、またはこれらの組み合わせであること。⁵³
- 商標は絵画的に描写できるもので、権利者の商品やサービスと他者の商品やサービスを識別できること。⁵⁴
- 商標は本質上または事実上、商品やサービスの特徴を示すものであること。⁵⁵

登録可能な商標の例として以下のものが挙げられる。



⁵³商標法第7条(1)(a)

⁵⁴同上

⁵⁵商標法第7条(1)(b)～(d)および第7条(2)

1.3.4 商標登録に対する制限

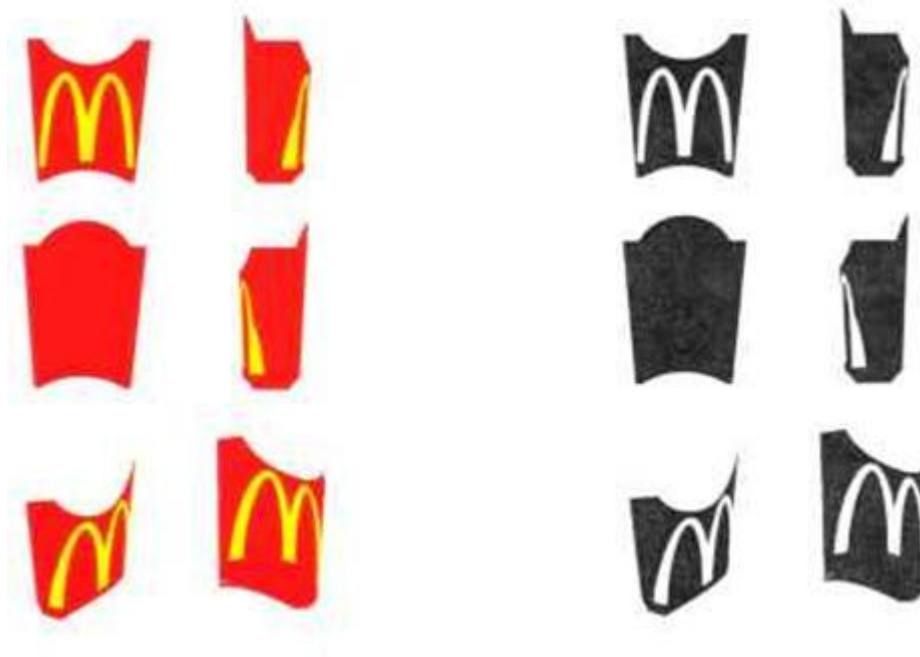
一般原則

以下に該当する商標は登録不可能とみなされる。

- 悪意に基づき登録されたもの⁵⁶
- 公序良俗または道徳に反するもの⁵⁷
- 商品やサービスの性質、品質または出所について公衆を惑わす恐れのあるもの⁵⁸
- 法規則および法原則に反するもの⁵⁹
- 単に記述的なもの⁶⁰
- 商品やサービスの総称⁶¹
- 既存登録商標または未登録商標と同一または類似しており、既存商標の商品やサービスと同一または類似するもの登録されることにより、混同を生じさせるもの⁶²
- 著名商標と同一または類似のもの⁶³

新しいタイプの商標

立体形状の商標も登録可能である。立体形状での登録商標の例としてマクドナルド社が使用するパッケージの形状がある。⁶⁴



⁵⁶商標法第7条(6)

⁵⁷商標法第7条(4)(a)

⁵⁸商標法第7条(4)(b)

⁵⁹商標法第7条(5)

⁶⁰商標法第7条(1)(c)

⁶¹商標法第7条(1)(d)

⁶²商標法第8条(1)～(2)

⁶³商標法第8条(4)～(5)

⁶⁴商標第 TO119239J 号 (出願日: 2001年12月13日)

ただし商標が立体形状の場合は、それが以下のような形状であると登録できないという制限がかかる。

- 商品の性質に起因するもの⁶⁵
商品にとって自然な形状がある場合、例えばバナナに対してバナナの形状を登録しようとする場合など。
- 技術的結果を得るために必要なもの⁶⁶
商品の主な特徴である形状が機能的考察によってもたらされたされた場合。例えば、トリプルヘッド形状のシェーバーの登録をしようとする場合、トリプルヘッド形状には技術的效果があり、この技術的結果に到達するのに他に方法があるかどうかは問題ではないため、登録は不可能となる。
- 商品に相当な価値を与えるもの⁶⁷
形状が審美的な魅力を有しており、その商品の魅力的な形状によって消費者の購買意欲を抱かせる場合。

色彩のみからなる商標については、登録が認められてきた。例えば BP 社は同社のガソリンスタンドの外観「緑」色⁶⁸を登録している。



音の商標については、シンガポールでは登録が認められてきたが、においの商標は登録がまだ認められていない。これは、音の商標が五線譜上で十分に正確に図式化できる一方、においの商標についてはこれが不可能であることを理由とする。シンガポール商標登録局において登録されている音の商標の例として Nokia 社の着信音があるが⁶⁹、これは以下のように図式化できる。



⁶⁵商標法第7条(3)(a)

⁶⁶商標法第7条(3)(b)

⁶⁷商標法第7条(3)(c)

⁶⁸商標第 T9904253H号(出願日:1999年4月27日)

⁶⁹商標第 T0500415G号(出願日:2005年1月12日)

特定物に対する登録制限

ワインや蒸留酒の商標において地理的表示が含まれおり、その地理的表示で示された場所で生産されたものでないワインや蒸留酒に使用される、または使用される予定である場合は登録することができない。⁷⁰

人物の氏名または肖像を登録するには、その人物が生存中であるか最近亡くなったかにかかわらず、本人または法定代理人の書面による同意を提出する必要がある。⁷¹

また、特定の表現が含まれたものに対する様々な登録制限がある。例として、大統領の肖像⁷²、シンガポール紋章、大統領の紋章、王室の紋章、シンガポール政府または赤十字を連想させる言葉、ANZAC という言葉⁷³、紋章の描写⁷⁴等がある。

⁷⁰商標法第7条(7)

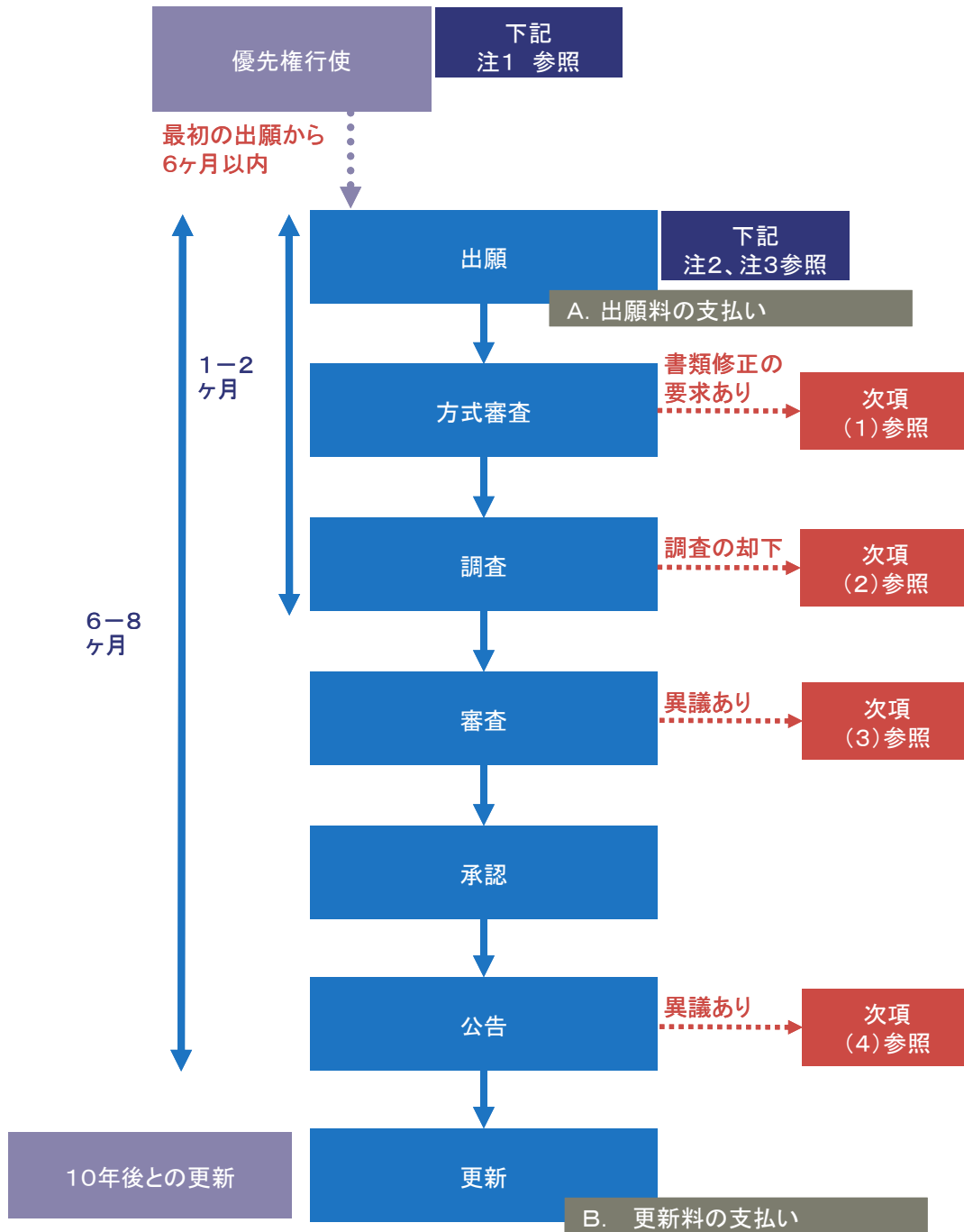
⁷¹商標規則第14条(1)

⁷²商標規則第11条

⁷³商標規則第12条

⁷⁴商標規則第13条

1.3.5 商標登録手続



注1: 優先権

- ・ 国際条約であるパリ条約に基づき、出願人が条約加盟国で最初に特許出願し、所定期間内に他の加盟国で同一の発明を出願した場合、最初の出願日に出願したのと同様の扱いを受けられる権利。日本、シンガポールは共に加盟国。

注2: 出願に必要な書類

- ・ 出願人の氏名・名称(個人又は企業名)と住所
- ・ 商標の明確な図面
- ・ ニース協定に基づく商品及びサービスの国際分類における商標登録を希望する商品及びサービスのリスト

注3: 分類クラス

- ・ 商標登録によって保護されるのは、申請された商品及びサービス分類にのみ及ぶ。
- ・ シンガポールでの商標登録の際は、ニース協定に基づく商品及びサービスの国際分類が採用される。
- ・ 34分類クラスの商品と11分類クラスのサービスがある。

(1) 書類修正要求

- 登録当局は、出願人へ書類の不都合に関し修正要求を通達
- 出願人は修正を提出。これを怠ると申請を放棄したとみなされる。

(2) 調査拒否

- 調査官は以下の事項についての確認を行う
 - 申請商標と同一・類似商標の存在しないかどうか
 - 申請商標が地名で無いかどうか
 - 申請商標が医薬品の非独占的・一般的名称である国際一般名 (International Non-Proprietary Name) として保護されているものでないかどうか
 - 出願商標がニース協定に基づく商品及びサービスの国際分類に反したものでないかどうか

(3) 異議(オブジェクション)

- 審査官は申請商標が、商標法に基づいて登録可能なものかどうかを審査する。
- 審査官は出願人へ異議に関する通達をし、一定期間内に返答するよう要求する。
- 出願人が異議に内容を解決できなかった場合、申請は却下される。

(4) 異議(オポジション)

- 申請商標が公告されてから2ヶ月以内であれば、第三者は当該商標に異議を申し立てることができる。
- 異議が申立てられた場合、出願者及び異議申立ての申請者は登録当局にて異議申し立てに関する審議に出席し、そこで双方の主張を証拠と共に提出する。これを受け、登録当局は申請商標の登録の可否を決定する。
- 異議の申立てが無かった場合、または異議申し立ての事案が出願者の意向に即して解決した場合は、商標登録の完了となり、出願者に登録証書が交付される。

(シンガポールドル)

申請料(1クラスあたり)	
申請料	347(マニュアル申請) 341(オンライン申請)
更新料	270(マニュアル申請) 250(オンライン申請)

1.3.6 商標出願の補正

出願人は一定の条件下において、商標が実際に登録される前に商標出願の補正を申請できる権限を有する。商標法では下記の補正が認められている。

- 出願人の氏名・名称および住所
- 文字の誤り、印刷上および明白な誤植

ただし、補正が商標の独自性に実質的な影響を及ぼさず、出願において対象となっている商品やサービス範囲を拡大するものでないことが条件とされている。⁷⁵

しかしながら、商標出願がすでに登録が承認され公告されており、補正が商標の表示、または出願において対象となっている商品およびサービス範囲に影響を及ぼす場合は補正内容も公告される必要がある。

第三者は、登録が承認された本来の広告に対するのと同じ方法で、補正に対して異議を申立てることが可能である。⁷⁶

1.3.7 商標登録の補正

商標登録簿にすでに登録されている商標の補正は、一般的には認められない。唯一の例外は、登録権者の氏名・名称または住所が商標の一部を構成しており、補正がその氏名・名称および住所に限定され、補正が商標の独自性に実質的な影響を及ぼさない場合である。

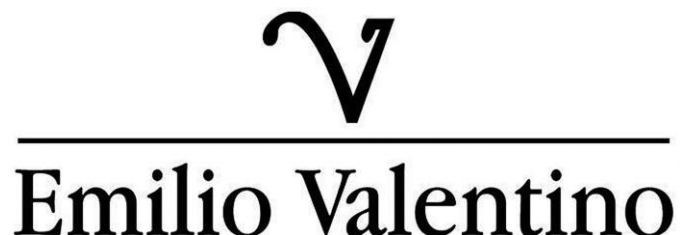
この補正は商標公報上で公告され、この補正によって影響を被る第三者は、登録出願に異議を申し立てるのと同じ方法でこの補正に異議を申し立てることが可能である。

1.3.8 商標権の確保に関する著名な判例法

Valentino Globe BV 対 Pacific Rim Industries Inc 事件[2010年]2SLR1203

シンガポール控訴審における同事件は、商標出願が悪意に基づき為されたものであるため却下されるべきであるという申立てに関するものである。出願人は「Emilio Valentino および V 字図形」商標登録を申請し、異議申立人は悪意性を含めた様々な根拠に基づき商標登録に異議を唱えようとした。それぞれの商標は以下の通りである。

出願人の商標



The logo consists of a large, stylized, black 'V' symbol with a curved top and a small hook at the bottom right. Below the 'V' is a thick horizontal line, and underneath that line, the name 'Emilio Valentino' is written in a classic serif font.

⁷⁵商標法第14条

⁷⁶商標法第20条および商標規則第23条

異議申立人の商標



異議申立人は、出願人がイタリアの Emilio Valentino 氏の商標を模倣したと主張。しかしながら、異議申立人は出願人が実際に商標を模倣したことを証明する直接の証拠を有していなかったため、控訴審は悪意があったとの申立ては重大な申立てで、単なる推論によって証明できることは稀であると判断した。よって、悪意性に関する直接の証拠不十分により出願における悪意性は認められなかった。

Love & Co Pte Ltd 対 The Garat Club Pte Ltd 事件[2009 年]1SLR(R)561

シンガポール高等裁判所での同事件では、商標が登録可能となるために有すべき特徴について争われた。被告が登録した同事件における商標は、宝石に付帯する「LOVE」という言葉で、原告はこれを被告の宝石の特徴を示すものではないため登録不可能であると主張した。

被告の商標



裁判所は、「LOVE」という言葉が業界内で一般的に使用されている言葉であり、商品を購入する消費者に共通する目的の一つであるため、本質的な独自性を有するものではないと判断。また、当該商標の使用によって事実上の独自性を獲得するかどうかの検討を行ったが、事実上の独自性を示す証拠が不十分であるとして、裁判所は「LOVE」という商標は登録不可能であると判断した。

第 2 章 知的財産の管理

2.1 シンガポールにおける特許、工業意匠および商標オンライン検索と登録

2.1.1 可能な検索基準

検索項目／検索オプション	
特許	<ul style="list-style-type: none">● 出願番号または公告番号● 出願者、所有者、発明者● 権原証書、要約書● 出願日、または付与／登録日● PCT 出願または公告番号、優先番号● IPC 番号● 出願者、所有者、発明者の国番号● 特許明細書（ベーシックブール検索が利用可能）
商標	<p>以下の 2 つの検索オプションが利用可能</p> <ol style="list-style-type: none">1. 類似した商標の検索<ul style="list-style-type: none">● テキスト、または分類クラスやクラス範囲に基づく検索が可能● 中国語による検索（ただし、日本語による検索は行われない）2. オンライン商標検索<ul style="list-style-type: none">● 商標番号、国際登録 (IR) 番号● 出願者● 指定されたクラス（またはクラス範囲）に属するすべての登録商標● 特定の期間に提出され、指定されたクラス（またはクラス範囲）に属するすべての審査中の商標
工業意匠	<ul style="list-style-type: none">● 意匠番号● 出願者● 出願日● 分類クラス／サブクラス● 品目

2.1.2 出願／登録に関する詳細情報

入手可能情報	
特許	<ul style="list-style-type: none"> ● 出願／公告番号 ● 出願番号、提出日、公告日 ● 優先権の主張(該当する場合) ● パテントファミリーに関する情報 ● タイトル ● 出願者／所有者、発明者 ● IPC 番号 ● 特許出願代理人
商標	<ul style="list-style-type: none"> ● 商標に関する説明 ● 商標番号、IR 番号 ● 出願日、または国際登録日(シンガポールを指定する IR の場合) ● 分類クラス ● 商標の存続状態 ● 有効期限 ● 商標、図案に記された言葉、英語で記されていない場合はその言葉の翻訳 ● 商品／サービスの仕様 ● 優先権に関する詳細情報(該当する場合) ● 修正履歴(シンガポールのみを指定する国際登録の場合)
工業意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 意匠番号 ● 出願者の氏名と詳細情報 ● 出願日 ● クラス／サブクラス番号 ● 優先日／国名 ● 更新予定日 ● 証明書の発行日、有効期限、承認の公告日 ● 意匠の存続状態(例:登録済み、失効など) ● 意匠が施される物品に関する説明 ● 意匠の画像

2.1.3 検索方法

ePatents の利用方法

ウェブサイト <http://www.epatents.gov.sg/PE/>

インターネット上の
ePatents 検索エンジン
へアクセス

メインページ

Home > Patent Search > Simple Search

Patents

Search Type **PATENT SEARCH**

Simple
> Advanced
> Specification

Patent Search is an online search database where users may conduct searches for any patent application or patent that has been published in Singapore (where available). Access of information and downloads of patent registers and specifications are available free-of-charge.

Name: GO (Applicants, Proprietors, Inventors) Help

Application No. - GO (Application / Patent Number) Help

Title GO (Title/Abstract) Help

Receipt No: GO (Receipt Number, Available for PF1, PF1(2004) and PF37) Help

Reset All

3つの検索オプション
(1) Simple (簡単検索), (2) Advanced (アドバンス検索)
(3) Specification (明細書) から選択。

簡単検索

Patents

Search Type **PATENT SEARCH**

> Simple
> Advanced
> Specification

Patent Search is an online search database where users may conduct searches for any patent application or patent that has been published in Singapore (where available). Access of information and downloads of patent registers and specifications are available free-of-charge.

Name: GO (Applicants, Proprietors, Inventors) Help

Application No. 201009691 - 5 GO (Application / Patent Number) Help

Title GO (Title/Abstract) Help

Receipt No: GO (Receipt Number, Available for PF1, PF1(2004) and PF37) Help

Application No. Search on : 201009691-5

1 record(s) found.

Results from 1 to 1 out of 1

[1] Application Number : 201009691-5 Basic Register Specification Abstract

Publication No: 168611
Title: TOUCH SENSOR DISPLAY AND ELECTRONIC DEVICE
Application Number: 201009691-5

簡単検索オプションでは、
(1) 出願者または発明者
または権利所有者氏名
(2) 出願番号 (左図)
(3) 公告番号 (4) タイトル
キーワード (5) 要旨
キーワード、または (6)
出願レシート番号を入力

出願番号入力による検索結果 (左図)
1件ヒット

アドバンス検索

Patents

Search Type Patent Search is an online search database where users may conduct searches for any patent application or patent that has been published in Singapore (where available). Access of information and downloads of patent registers and specifications are available free-of-charge.

- > Simple
- > Advanced
- > Specification

Structure Data Fields (Search on Patent Information) [Help](#)
* Blank field value will be ignored

NOT	Field Name	Field Value	AND OR
<input type="checkbox"/>	-- Not Selected --	From (day) (month) (year) To (day) (month) (year)	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
<input type="checkbox"/>	Applicant/Proprietor	Sony	<input checked="" type="radio"/> <input type="radio"/>
<input type="checkbox"/>	Inventor	Takeya	<input checked="" type="radio"/> <input type="radio"/>
<input type="checkbox"/>	Title	Sensor	<input checked="" type="radio"/> <input type="radio"/>
<input type="checkbox"/>	Title	Display	<input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>

アドバンス検索では複数の検索項目を入力することが可能。

(左図)
出願者/権利所有者の欄に“Sony”、発明者の欄に“Takeya”、“Sensor”と“Display”をタイトル欄に入力。

Patents

Application No. Search on : 201009691-5

1 record(s) found.

Results from 1 to 1 out of 1

[1] Application Number : 201009691-5 [Basic](#) [Register](#) [Specification](#) [Abstract](#)

Publication No: 168611
Title: TOUCH SENSOR DISPLAY AND ELECTRONIC DEVICE
Application Number: 201009691-5

検索結果 (左図)
1件ヒット

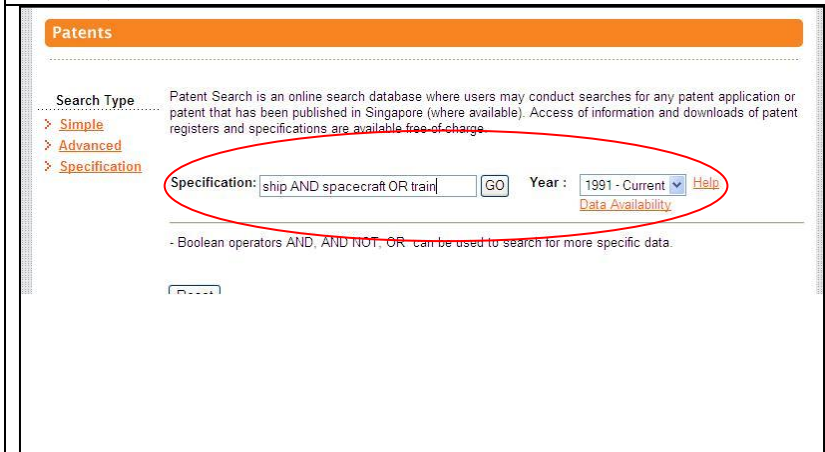
REGISTER OF PATENTS

REGISTER ENTRY FOR SG PUBLICATION NO: 168611

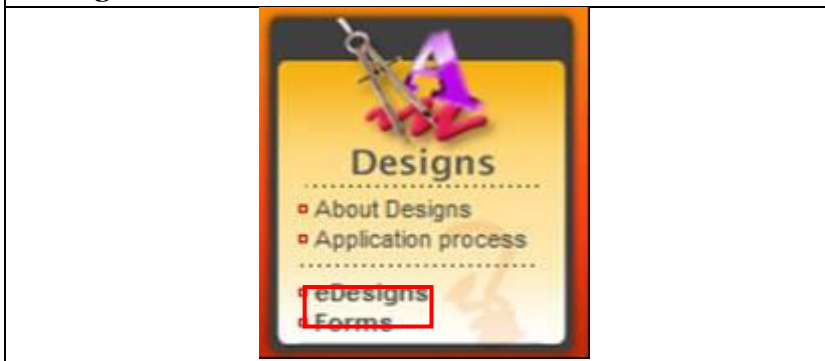

Application No.: 201009691-5 Filing date: 26/May/2010
PCT Application No.: PCT/JP2010/059294 Entry Date: 29/Dec/2010
Priority claimed: 29/May/2009 JP 2009-131091
Title of Invention: TOUCH SENSOR DISPLAY AND ELECTRONIC DEVICE
Applicant/Proprietor(s): SONY CORPORATION (JP)
1-7-1 KONAN, MINATO-KU, TOKYO, 1080075
JAPAN
Inventor(s): TERANISHI YASUYUKI
C/O SONY CORPORATION 1-7-1 KONAN, MINATO-KU TOKYO 108-0075
JAPAN
NOGUCHI KOJI
C/O SONY CORPORATION 1-7-1 KONAN, MINATO-KU TOKYO 108-0075
JAPAN
ISHIZAKI KOJI
C/O SONY CORPORATION 1-7-1 KONAN, MINATO-KU TOKYO 108-0075
JAPAN
TAKEUCHI TAKEYA
C/O SONY CORPORATION 1-7-1 KONAN, MINATO-KU TOKYO 108-0075
JAPAN

Register をクリックし、“Sony” 含む出願者/権利所有者で、“Takeya” を含む発明者および、“Sensor” と “Display” を含む発明タイトルであることを確認する。

明細書検索

 <p>Patents</p> <p>Search Type Patent Search is an online search database where users may conduct searches for any patent application or patent that has been published in Singapore (where available). Access of information and downloads of patent registers and specifications are available free-of-charge.</p> <ul style="list-style-type: none">> Simple> Advanced> Specification <p>Specification: <input type="text" value="ship AND spacecraft OR train"/> <input type="button" value="GO"/> Year: <input type="text" value="1991 - Current"/> Help Data Availability</p> <p>- Boolean operators AND, AND NOT, OR can be used to search for more specific data.</p>	<p>明細書検索では、明細および請求項に使用されている言葉で検索することが可能。“AND”や“OR”のブール演算式の使用も可能。</p>
--	--

eDesigns の利用方法

 <p>Designs</p> <ul style="list-style-type: none">About DesignsApplication processeDesigns Forms	<p>IPOS のウェブサイト上で eDesigns をクリック http://www.ipos.gov.sg/to pNav/hom/</p>
 <p>Home > Designs > eDesigns</p> <p>eDesigns</p> <p>eDesigns eDesigns is the One-Stop solution for all your online Registered Designs transactions and searches.</p> <ul style="list-style-type: none">Online SubmissioneSearcheJournalAgent Code Search via UENeDesigns User GuideFAQ	<p>eDesigns では多種に渡るオンライン登録商標検索が可能。</p> <p>“eSearch” をクリックして登録商標検索を開始。</p>

類似意匠の検索

Design Enquiry

WIPO

Search Criteria

Design No: D / 2012 / /

Applicant's Name:

Filing Date From: Filing Date To:

Class No: Sub-Class No: [Open Full class list](#)

Article: ring

UK Design No:

Search **Reset** **Close**

品目での検索が可能。

これから出願しようとする意匠が、シンガポールで登録可能かどうか、そして/または他の登録意匠の侵害とならないか同かを調べることが可能。

例えば、指輪の意匠登録を希望する場合、左図のように品目の欄に入力。

Design Search Results

Total Designs: 1 - 25 of 1200. (Note: Only the first 1200 records will be displayed.)

Result Page: <First><Prev> 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 >Next>>Last>

Print **Close**

D 2001/80/D	D 2001/81/J	D 2001/82/G	D 2001/83/C	D 2001/271/D
D 2001/280/C	D 2001/253/J	D 2001/256/Z	D 2001/257/E	D 2001/679/C

品目“Ring”での検索結果(左図)

登録内容による検索

Design Enquiry

WIPO

Search Criteria

Design No: D / 2012 / /

Applicant's Name:

Filing Date From: Filing Date To:

Class No: Sub-Class No: [Open Full class list](#)

Article:

UK Design No:

Search **Reset** **Close**

登録内容の入力による検索。(左図)

意匠番号、出願者名、出願日時、分類クラス番号や英国意匠番号での検索が可能。

eTrademarks の利用方法	
	<p>IPOS ウェブページ上の eTrademarks をクリック。 http://www.ipos.gov.sg/to/Nav/hom/</p>
<p>Home > Trade Marks > eTrademarks</p> <p>eTrademarks</p>  <p>eTrademarks is your One-Stop solution providing electronic filing of Trade Mark transactions and searches.</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫ Online Submission ▫ eTrademark Search ▫ eJournal ▫ Agent Code Search via UEN ▫ XML Interface Standards ▫ eTrademarks User Guide ▫ FAQ 	<p>eTrademarks ではさまざまなオンライン商標サービスが提供されている。</p> <p>“eTrademark Search” をクリックして、商標検索を開始。</p>

類似商標の検索	
<p>eTrademarks Search</p> <p>Select Search Option:</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="radio"/> Similar Mark Search <input type="radio"/> Online Trade Marks Search <input type="radio"/> Classification of Goods and Services (There is a Search & Pick facility available in electronic Form TM4 [Application to register a trade mark/collective mark or certification mark], which you can use to select your goods and/or services. Please note that no objections will be raised against the descriptions selected from the Search & Pick facility. To access the electronic Form TM4, please click here. This Classification of Goods and Services database is the same as the database in the Search & Pick facility.) <p>Next</p>	<p>“Similar Mark Search” を選択し、類似商標を検索する。</p> <p>商標に使用されている言葉の検索することが可能。</p> <p>これから登録しようとしている商標がシンガポールにおいて登録可能かどうかを判断できる。</p>

Similar Marks Search

[Click here for Similar Mark Search Guidelines](#)

Search Criteria

Note:

- (i) To facilitate faster and more accurate search results, please enter search criteria in specific terms.
- (ii) You should enter search criteria for the prominent or distinctive elements of the mark.
- (iii) For non-word marks, appropriate description in words for the device should be entered.
- (iv) If a mark consists of foreign words/characters, the translation of the foreign words/characters can be entered in the Text Search field.
- (v) For Chinese character marks, please enter the Chinese characters under the Chinese Character Search field in BIG5 code only. You are required to set the "Encoding" or "Character Coding" option in a browser to Chinese Traditional (BIG5) before entering the Chinese characters. When you set the option, if you are prompted to download any Chinese text display support component, please proceed to download it. For example, for Internet Explorer, you may be prompted to download Chinese (Simplified) Text Display Support.
- (vi) Please note that the system will retrieve results matching the individual search terms entered and the results will not differentiate between word marks and non-word marks.

Text Search

Chinese Character Search (Key in Chinese characters in BIG5 code only)
[Click here for Chinese Character Support Installation Guide](#)

Search Class * (Class range or individual number. E.g. 1-5 or 1,3,4) [Click here for list of classes](#)

Trade Mark Category

Display Options

 Mark Images only Mark Images and Details Records Per Page

* Mandatory field

例えば、“JETRO”の言葉を使用した商標を分類クラス6-10にて登録を希望する場合左図のように入力。

Search Result - List of Mark Images

Search Criteria

Trade Mark Category : all
 Text : Jetro
 Class No : 6-10

Note:
 Due to changes made to the International Classification of Goods and Services, cross-class searches are conducted on the following classes:

Subject Class	Cross-Class Searched
Class 6	Class 14
Class 7	Class 9,11
Class 8	Class 9,14
Class 9	Class 10,11,17,21
Class 10	Class 9

Total Marks: 1 - 25 of 224. (Note: Only the first 1200 records will be displayed.)

Result Page:
 <First><Prev> 1 2 3 4 5 6 7 8 9 <Next><Last>

JETBROACH	JETMASK	JETMASK	JETRION	JET TOWEL
JET	JET	OxyJet	COPYJET	AUTOJET
TESTJET	F-86 SABRE JET	OFFICEJET	JET COOL GOLD	DESKJET

関連する分類クラスにて登録されている“JETRO”に類似した商標が表示される。

この例では、同一および類似した商標はない。

しかし、もし分類クラス6-10において“JETRO”商標が登録されていた場合は、通常、同じ言葉を同じ分類クラス内で他の者が登録することはできない。

オンライン商標検索

eTrademarks Search

Select Search Option:

- Similar Mark Search
- Online Trade Marks Search
- Classification of Goods and Services (There is a Search & Pick facility available in electronic Form TM4 [Application to register a trade mark/collective mark or certification mark], which you can use to select your goods and/or services. Please note that no objections will be raised against the descriptions selected from the Search & Pick facility. To access the electronic Form TM4, please click [here](#). This Classification of Goods and Services database is the same as the database in the Search & Pick facility.)

Next

登録内容の入力による検索。(左図)

出願日時や出願番号での検索が可能。

Online Trade Marks Enquiry

Please Select Marks Browsing Option:

Select a Value *

Additional Information

Trade Mark Number (Tyyyynnnnchhnn) E.g. T0012345C-67 or T0012345C67

From (DD/MM/YYYY) To (DD/MM/YYYY)

Class No (Class range or individual number. E.g. 1-5 or 1,3,4)

Individual / Company Name (Entry of partial name is acceptable. For example, The ABC Company Limited can be entered as ABC. All records matching ABC will be retrieved.)

Mandatory field

登録内容の詳細が分かる場合は、該当する欄にそれぞれ入力して検索。

Online Trade Marks Enquiry

Please Select Marks Browsing Option:

Select a Value *

- Select a Value
- Mark Detailed Information
- Registered Marks
- Pending Marks
- Expired Marks
- Cancelled Marks
- Withdrawn Marks
- Abandoned Marks
- Expunged Marks
- Refused Marks
- Destroyed Marks
- Search by Individual/Company
- Certification Marks
- Collective Marks
- R13 Logos
- Article 6ter
- Query by IR Number
- Colour(s) as a trade mark
- 3-Dimensional shape
- Aspect of packaging
- Sound Marks
- Scent Marks
- Movement Marks
- Holograms

Trade Mark Number (Tyyyynnnnchhnn) E.g. T0012345C-67 or T0012345C67

To (DD/MM/YYYY)

Class No (Class range or individual number. E.g. 1-5 or 1,3,4)

Individual / Company Name (Entry of partial name is acceptable. For example, The ABC Company Limited can be entered as ABC. All records matching ABC will be retrieved.)

Last updated on 22 Feb 2012

アドバンス検索ではより複雑な検索が可能。

例えば、分類クラス1-45における、2010年から2011年に出願された、3次元の図形商標と設定して、検索することが可能。

分類検索

eTrademarks Search

Select Search Option:

- Similar Mark Search
- Online Trade Marks Search
- Classification of Goods and Services

(There is a Search & Pick facility available in electronic Form TM4 [Application to register a trade mark/collective mark or certification mark], which you can use to select your goods and/or services. Please note that no objections will be raised against the descriptions selected from the Search & Pick facility. To access the electronic Form TM4, please click [here](#). This Classification of Goods and Services database is the same as the database in the Search & Pick facility.)

Next

“Classification of Goods and Services” を選択してニース条約国際分類に関する検索が可能。

Classification of Goods and Services

Classification Search

Note:

1. The International Classification of Goods and Services for the Purposes of the Registration of Marks (also known as the Nice Classification) serves to determine the scope of protection of trade marks. The Nice Classification divides goods and services into 45 classes. Classes 1 to 34 relate to goods, while Classes 35 to 45 relate to services. To find out the class number to which a product or service belongs, please use our search database.
2. This search database contains items as listed in the Tenth (10th) edition of the Nice Classification, and additional items determined by IPOS to be in conformity with the International Classification of Goods and Services.
3. You can conduct a search by selecting a class number and/or by entering a search term.
4. If you wish to view all the descriptions listed in a particular class, please select the class number from the pull-down list and click the [Search] button.
5. If you do not know the class to which your goods or services relate, please leave the class number as "ALL" and enter the description(s) of your goods or services in the "Search Criteria" field. The search results will be returned in a summary page, stating the number of hits for each class.
6. If multiple words are entered for the search, results returned will be based on all the words entered. For example, if "computer equipment" is entered, the system will search for descriptions that contain both the words "computer" and "equipment" and not "computer" or "equipment". That is to say, if an item consists of only the word "computer", it will not be retrieved.
7. IPOS has signed a Memorandum of Cooperation (MOC) with the USPTO, JPO and OHIM (collectively known as the Trilateral Partners) to validate an agreed list of goods and services acceptable or otherwise in the four jurisdictions. To view the items in the Trilateral List of Goods and Services that are deemed acceptable to IPOS under the Tenth (10th) edition of the Nice Classification, please click [here](#).
8. All applications filed on or after 1 January 2012 will be examined according to the Tenth (10th) edition of the Nice Classification. The Ninth (9th) edition of the Nice Classification will continue to apply to all applications filed from 1 January 2007 to 31 December 2011. If you wish to refer to IPOS' list of goods/services which are deemed acceptable under the Ninth (9th) edition of the Nice Classification, please click [here](#).

Class Number

42

Search Criteria

trade mark

Search Close

これから登録しようとする商品やサービスがニース条約国際分類のどのクラスに該当するかを調べる。

例えば、“Trade Mark”を検索欄に入力し、分類クラス42として検索する。検索結果では、“Design of trade marks”と“Trade mark design”と表示される。これは、商標デザインサービスはクラス42の対象範囲内であるということを示している。

よって、商標デザインサービスを提供する者が、商標登録を希望する場合は、分類クラス42での申請が必要。商標デザインサービスを間違った分類クラスで出願すると、出願が拒絶されることがある。

2.2 特許権

2.2.1 特許権の所有

従業員が通常の業務の遂行によって発生した従業員による発明の位置付け

基本的には、発明の特許権は発明者に帰属するとされているが、特許法では以下のいずれかの条件下で従業員が発明を開発した場合、その発明は雇用主に帰属すると規定している。

- (1) 従業員が通常の業務遂行中における発明
- (2) 従業員に割り当てられた特定の業務遂行中における発明
- (3) 従業員が遂行すべき通常業務ではないが、従業員が雇用主のために利益を追求を義務の遂行中における発明(受託者としての義務)

しかしこの規定は、以下の場合にのみ適用される。

- 従業員がシンガポールを主たる雇用地として雇用されていた、または特定の場所を主たる雇用地として雇用されてはいなかったが、雇用主がシンガポールに事業拠点を有し、従業員が他の雇用地にすでに配属されていたか否かに関わらず雇用主によりシンガポールに配属されていた場合
- 従業員が開発する発明に関わる権利について特定の合意や契約が存在しない場合

日本とは異なり、シンガポールには従業員が開発した発明について雇用主が支払う対価に関する法規定は存在しない。よって、そうした対価を従業員が受け取る権利は当該従業員が締結した雇用契約に基づく。

特許権の共有

特許権または特許出願の共有者は、他の共有者の同意を得ることも、他の共有者への釈明を行うこともなく、所有者が保有する排他的権利を行使することができる。しかし、特許権のライセンス許諾、特許権または特許出願の一部の譲渡、および抵当の設定を希望する場合は、他の共有者の同意を得ることが必要となる。

また共有者は、他の共有者からの同意を得ることなく特許権侵害に関する訴訟手続きに入ることができる。この場合、他の共有者は当該訴訟手続きの当事者となるが、他の共有者は、当該の訴訟手続きに参加しない限り、発生する費用を負担する義務を有しない。すなわち、他の共有者が訴訟手続きに参加しない場合、当該の訴訟手続きに入った共有者が他の共有者の全ての費用も負担するものとする。しかし、勝訴した場合は当該費用のおよそ2分の1から3分の2を被告側から回収することが可能である。

2.2.2 特許権の取引(実行可能な取引)

特許権取引における必要条件としての署名済文書

特許権または特許出願の譲渡、抵当の設定、当該取引に関わる当事者、または当事者の代理人の署名が記された文書が交わされなければ無効となる。

譲受人および排他的ライセンス被許諾者が特許権侵害の訴訟手続きに入る権利

譲受人も排他的なライセンス被許諾者も、譲渡またはライセンス許諾が行われた日以降に発生した特許権侵害について訴訟手続きに入ることができる。譲渡人もライセンス許諾者も、譲受人または排他的なライセンス被許諾者に過去の侵害行為について訴訟手続きに入る権利を与えることができる。

排他的なライセンス被許諾者が訴訟手続きに入る場合、特許権所有者が当該訴訟手続きの当事者になる必要はない。しかし、特許権所有者が当事者となる場合、訴訟手続きに参加しない限り、当該の特許権所有者はこれにより生じる費用を負担する義務を負わない。この場合、排他的なライセンス被許諾者は自身の費用と特許権所有者の費用を負担する義務を負う。しかし、勝訴した場合は当該費用のおよそ2分の1から3分の2を被告側から回収することが可能である。

登録可能取引と登録の利点

特許権または特許出願の譲渡、抵当の設定、ライセンス許諾、およびサブライセンス許諾、ならびに司法命令と指令を登録することが可能である。国民は、特許権の登録状況を調べる権利を有する。

登録済みの法律文書は、未登録の取引よりも優先される。この措置は、後で登録された取引に基づき権利を主張する者がそれ以前の取引について知らなかった場合に有効性を発揮する。

さらに、譲渡が行われた場合、発効日より6ヶ月以内に登録が行われなければならない。これが行われなかった場合、当該譲渡の発効日から登録日までの間に生じた侵害行為について、裁判所は譲受人に対して賠償金や利益の支払を裁定しない。失効日の6ヶ月前までに譲渡を登録することが実質的に不可能であったため、これ以降の可能な限り早い時期に登録が行われた事実について裁判所が納得しないと、こうした状況が生じる。

特許関連契約および契約締結の際の留意点

特許権に関連した最も一般的な契約として、譲渡契約、ライセンス許諾契約、および特許製品の供給契約がある。

特許権の譲渡 — 主要留意点

- (1) 譲渡契約は、特許権に関連したノウハウ、技術、および所有権が生じる情報(以下、集合的に「ノウハウ」という)を対象にしているか？ノウハウの譲渡なしに、譲受人は特許権を行使することができないのか？
- (2) 特許権およびノウハウの使用に制約があるのか(地域で適用される制約など)？
- (3) どのような支払条件か？
- (4) 譲受人は、譲渡契約が締結された日の後に発生した侵害行為について訴訟手続きに入る権利を有するか？
- (5) 譲受人は、譲渡契約を登録するシンガポール国内で有効な特許をはじめ、譲渡人が譲渡契約に効力を持たせるために必要なすべての事項に同意したことを確認する。通常、譲受人がこれに関連する費用を負担する。
- (6) 譲受人は、譲渡人が特許権に関連した訴訟手続きで譲受人に合理的なあらゆる支援を提供することに同意したことを確認する。
- (7) 譲渡は、特許権とノウハウに関連した改良点を対象としているか？改良点を個別の特許権として登録することができる場合、誰が特許出願を行う権利を有するか？

- (8) 譲渡がノウハウを対象としている場合、契約には当事者が当該のノウハウを機密情報として扱うことを義務付ける規定が定められなければならない。
- (9) 通常、譲受人は譲り受けた日より特許の行使と維持に関する責任を負う。
- (10) 一般的には、譲渡人は何ら妨害を受けることのない特許とノウハウの唯一の所有者であること、特許とノウハウを行使しても第三者の知的財産権を侵害することはないことなどが保証される。
- (11) 状況に応じて、譲受人は、譲受人による特許の使用について譲渡人に補償を行う。

特許ライセンス許諾 — 主要留意点

上記の項目(1)～(2)、(5)～(8)、および(10)～(11)は特許ライセンスにも該当する(この場合、「譲渡」、「譲渡人」、および「譲受人」をそれぞれ「ライセンス許諾」、「ライセンス許諾者」、および「ライセンス被許諾者」に置き換えて読むものとする)。項目 3 は、排他的なライセンス許諾の場合に適用される。追加的な留意点を以下に示す。

- (1) 排他的なライセンス許諾か、それとも非排他的なライセンス許諾か？
- (2) ライセンス被許諾者はサブライセンス許諾を行う権利を有するか(このとき、ライセンス許諾者による事前の書面による同意を得ることが必要か)？
- (3) ロイヤルティはいかにして決められ、支払われるのか？支払方法として、一括払い、あるいは初期費用の支払後に定期的な支払を繰り返すという方法が考えられる。ロイヤルティは、例えば製品の売上高、および(または)サブライセンス許諾料の一定の割合(%)に基づいて計算することができる。
- (4) 製品の売上高またはサブライセンス許諾料に基づいてロイヤルティが計算される場合、契約の中で報告の義務が定められなければならない。すなわち、ライセンス被許諾者は該当する記録と勘定書を保持し、ライセンス被許諾者が示す報告の正確さを調べ、判断できるようにそれらを提示しなければならない。
- (5) ライセンス許諾された特許が侵害された場合、どのような事態が生じるか？例えば、第三者に対して訴訟を起こす権利を持つのは誰か？裁判の費用を負担するのは誰か？損害賠償金を受ける権利を持つのは誰か？
- (6) 第三者による権利侵害が起きているとの申立てが起こされた場合、どのような事態が生じるか？すなわち弁護を引き受けるのは誰か？和解に向けて交渉するのは誰か？和解に至る前に他の当事者の同意を得る必要があるか？
- (7) ライセンス許諾では賠償責任の制限が規定されるか？
- (8) ライセンス許諾期間はある一定の期間に固定するか、特許の失効に合わせて自動的に終了させることができる。ライセンス許諾期間の早期終了に関する規定が盛り込まれるべきである(ライセンス許諾条項の不履行、破産など)。
- (9) さらに、シンガポールの法律は、特許で保護されていない製品を他者から入手する、あるいは他者が供給する品目または工程を使用するためのライセンス被許諾者の能力を制限する特許ライセンスに含まれるいかなる条件も無効とすると定めている。ただし、特許権所有者がライセンス許諾をする際に制限的な条件を含まない合理的な条件でのライセンス許諾を意図していたこと、およびライセンス被許諾者が 3 ヶ月前までに書面により事前通告し、残りのライセンス許諾期間のロイヤルティを支払うことで制限的な条件を免除してもらう権利を有していたことを立証できる場合はこの限りではない。

供給契約

シンガポール法規に定められる制限的な条件に対する禁止事項は、特許で保護された製品の供給にも適用される。この場合、購入者が特許で保護されない製品を他者から入手する能力を制限するあらゆる条件、または他者が供給するあらゆる品目または工程を使用する能力を制限するあらゆる条件が無効となる。

ただし、特許権所有者が供給契約を締結する際に制限的な条件を含まない合理的な条件での製品の供給を意図していたこと、および購入者が 3 ヶ月前までに書面により事前通告し、残りの契約期間に相当する料金または使用料を一括払いすることで制限的な条件を免除してもらう権利を有していたことを立証できる場合はこの限りではない。

強制ライセンス許諾

特許が有効である期間中に、特許権所有者が特許で保護された製品または工程を供給しない場合、特許権所有者は当該発明について強制ライセンス許諾をすることを強いられる場合がある。

あらゆる者も、シンガポールに特許で保護された発明の市場が存在すること、および特許権所有者が直接的にもライセンス許諾を経由しても市場への供給を行っていない、または合理的な条件にて市場への供給を行っていないことを根拠に特許の強制ライセンス許諾を求めて高等法院に申立てを行うことができる。この場合、特許権所有者は強制ライセンス許諾を回避するため、自身の行為に正当な理由があることを立証しなければならない。

このような強制ライセンス許諾は非排他的なものであり、あらゆる当事者は合理的な条件により市場への供給が行われていること、およびそうした行為が実行されない状況が再発することはあり得ないことに裁判所が納得し、当該ライセンス許諾が直ちに無効化されるように裁判所に申立てることができる。

ライセンス許諾の条件については両当事者間の合意が得られるものとし、合意が得られない場合はいずれかの当事者が申立てを行うことで裁判所により決定されるものとする。

2.2.3 権利行使

特許権所有者が持つ排他的な権利、および保護期間

ある製品が特許権で保護されている場合、被告側が当該特許権所有者の同意なくシンガポールにおいて当該製品を製造、売却、売却するために提供、使用、または輸入する場合、あるいは当該製品を売却するために保管する場合、**明らかな侵害行為**となる。

ある工程が特許権で保護されている場合、被告側が以下のいずれかを行うと**明らかな侵害行為**となる。

- (1) 特許権所有者の同意なく当該工程を使用することは当該特許権の侵害行為となることを知っているとき、あるいはこのことが合理的に明らかな状況で、シンガポールにおいて当該工程を使用、または使用する目的で提供する場合
- (2) 当該工程を通して直接的に得られた製品を売却、売却するために提供、使用、または輸入するとき、あるいは当該製品を売却する目的またはその他の目的のために保管する場合

ある工程の特許権の侵害に関する一般的な訴訟手続きでは、被告側が特許権で保護された工程を使用したことを原告側が証明する義務を負う。しかし、特許権で保護された工程から得られた製品が新品であるか、当該製品が特許権で保護された工程を使用して製造された実質的な可能性が存在する場合、この義務は転換される。特許権所有者は合理的な努力を払って実際に使用された工程を特定しなければならないのであるが、これを特定するには至らなかった場合である。

この地域における特許権の性質上、シンガポール国内で効力を持つ特許権については、侵害行為が同国内で行われた場合にのみこれが成立する。

特許権による保護期間は、特許権の出願日(または優先日が存在する場合は優先日)から 20 年間である。

特許権の侵害に対する法的措置

特許権の侵害に対する法的措置は高等法院に申立てられなければならない。通常、書状が提出された日から実際に公判が行われるまでの間に 1 年の期間を要する。いずれかの当事者が判決内容に不服である場合は、控訴審への上訴が可能である。シンガポールでは、控訴審が最終の上訴審であり、この裁判所が下す判決に関してさらに上訴を行うことはできない。

シンガポールには、特許事案を専門に扱う特許裁判所は存在せず、シンガポールの裁判官はそうした事案に対応するための技術的教育を受けていない。このため、技術的な事案について裁判所に教育を施す専門家への依存度が非常に大

きい。通常、原告側と被告側はそれぞれ自社の専門家を指名する。この代わりに、またはこれに加えて、外部の独立した専門家を指名することも可能である。裁判所は、専門家が示す証拠内容を聴取した後、独自の裁量にて判決を下すことができる。

侵害行為に関する判断枠組み、および第三者が負う可能性のある共同不法行為に対する責任

侵害行為の有無を判断するために最初に行うべきことは、特許請求の内容を解釈して特許の中で主張される専有性の範囲を判断することである。特許請求の内容を理解することに際し、裁判所は「意図的アプローチ」を採用する。これは単に、特許請求が当該技術において通常の技能を有する者の目を通して、特許明細書の文脈の中で解釈されるべきであることを意味している。

被告側の製品または工程が(複数の)クレームのうちその1つのクレームの文言に該当する場合、文言侵害が生じる。

製品または工程が特許請求に含まれる厳格な文字通りの意味に該当しないときでも、以下の場合に非文言侵害が生じる可能性がある。

- (1) 製品または工程が、当該発明の作動方法に影響を与えない単なるバリエーション(改良型)である場合
- (2) 特許の公告日に、バリエーション(改良型)が実質的な影響を及ぼさないという事実が当該発明の技術に精通した読み手にとって明らかな場合
- (3) 特許権所有者がクレームに含まれる文言への厳格な準拠を意図していたという事実を、当該技術において通常の技能を有する者が当該特許請求書で用いられる言語から理解していなかった場合

文言侵害、または非文言侵害について責任があることが判明した者は、特許侵害について直接的な責任を負う。

当事者が侵害物を入手したこと、または「共同設計」に参加して侵害行為の実行を支えたことが判明した場合、当該の当事者は直接的な責任の他に共同不法行為者として責任を負う可能性がある。

通常、自由意志で製品を使用することができる顧客に製品を供給しても、供給者は他の方法で不法行為を実行していない限り共同不法行為者とはならない。また、供給者が不法行為を容易に行える状況を提供したと言える場合においても同様である。しかし、供給者が顧客に行為を促し、支援した場合、共同不法行為者になり得る。共同不法行為の成立は、事実によるところが極めて大きい。

いずれの場合においても、供給者がシンガポールにおいて侵害製品を顧客に供給した場合、供給者は特許で保護された製品を売却したか、売却するために提供したとの理由で直接的な侵害行為を実行した責任を問われる可能性がある。このように、共同不法行為はそうした状況における代替的または補助的な主張となるに過ぎない。

抗弁

最も一般的な抗弁は以下のとおりである。

- 個人的、または非商業的な目的のために行われた行為
- 実験的な目的のために行われた行為
- 特許で保護された製品、特許で保護された工程を使用して取得された製品、特許で保護された工程が適用された製品の輸入、使用、売却、または売却のための提供。ただし、当該の製品は特許権所有者の同意を得た上で製造されているものとする。これにより、特許権所有者により、または特許権所有者の同意を得た上で海外の市場に投入され、特許で保護された製品のシンガポールへの並行輸入は侵害行為とはならない(「並行輸入の抗弁」)。しかし医薬品については、特許権所有者がシンガポール国内で医薬品を販売していない限り、並行輸入は禁じられる。

医薬品については、特別抗弁も存在する。こうした抗弁には、例えば医薬品の販売承認を得るための申請を支えることを目的とした行為を対象とした「ボーラー抗弁(Bolar defense)」、特定の患者による使用または特定の患者への投与を目的とした医薬品の輸入、売却、および売却のための提供、および患者による医薬品の使用または患者への医薬品の投与を認める「特定患者抗弁(specific patient defense)」などがある。

特許の侵害行為に対する責任は厳格に定められており、無知侵害は抗弁とはならない。しかし、被告側の「無知性」により、当該の被告側に命じられる救済方法が決定付けられる(次の部を参照すること)。

先使用を継続する権利

特許が効力を持つ有効となった状況で、ある人物が善意で発明の優先日以前に特許侵害となる行為に関わり、そうした行為を実行するための重大な準備を行った場合、当該の人物は特許権が供与された後もそうした行為を続ける権利を有する。

この権利は、ライセンス許諾することができない個人的な権利である。しかし、先使用者はそのビジネスパートナーにそうした行為を実施する権限を与えることができる。さらに、この権利に関わる先使用者の業務が他者により取得された場合、この権利はその取得者に譲渡することが可能である。

可能な救済方法と賠償金の回収に関する制約

特許侵害に関して可能な救済方法として、被告側にさらなる侵害行為をさせないための禁止命令、被告側に侵害物を引き渡し、または破棄させるための命令、損害賠償または清算による償還、および特許が有効で被告側により侵害されたとの宣誓などがある。

同じ侵害行為について、裁判所は損害賠償と不当利得の返還の両方を認めることはないことに注意しなければならない。すなわち、特許侵害に関する訴訟で勝訴した原告側は損害賠償と不当利得の返還のうちのいずれかを選択することが求められる。

損害賠償が選択された場合、原告側は自身の損失を裏付ける証拠を提示しなければならない。一方、不当利得の返還が選択された場合、被告側は自身の帳簿を提示して侵害行為に関連した利益の詳細を示さなければならない。

このように、(1) いずれの選択肢により特許権所有者がより大きい金額を回収することができるか、および(2) 原告側は自身の損失を裏付ける証拠を提示することができるか、または提示する意思があるかによって損害賠償と不当利得の返還のうちのいずれかの選択肢が選ばれることになる。例えば、原告側が自身の帳簿や売上高の数字を開示する意思がない場合、不当利得の返還が選択されることが多い。特に訴訟目的が金銭の回収よりも抑止に重きを置いている場合、こうした傾向が見られる。

特許権所有者が実行する行為に応じ、特許侵害に対する損害賠償を定量化する方法は複数存在する。

- 特許権所有者が特許で保護された製品の供給を行っている場合 — 損害賠償金は、侵害行為が行われた結果、特許権所有者が被った損失利益の額に基づいて計算される。例えば、侵害者が特許権を侵害する製品を 100 個販売し、特許権所有者が、侵害行為が行われなければそれらの売上金の半分を利益とすることができたことを実証した場合、損害賠償金は特許で保護された製品 1 個の売上から特許権所有者が得る利益に 50 を乗じた額として計算される。
- 特許権所有者が習慣的に他社に発明の加工をライセンス許諾している場合 — 損害賠償金は、特定の方法で発明を利用することに関して侵害者が特許権所有者に支払うはずであったロイヤルティの金額に基づいて計算される。このような場合、特許権所有者が習慣的に課すライセンス許諾料の金額を裏付ける証拠が重要となる。
- 特許権所有者が特許製品を供給することも、ライセンス許諾を行うこともしていない場合 — このような場合、損害賠償金は「概念上のロイヤルティ」に基づいて計算される。業界内で比較可能な発明に対して課せられるライセンス許諾料の金額を裏付ける証拠があれば、概念上のロイヤルティを知る上で役立つ。

被告側が、侵害行為が行われた日に自身が特許権の存在を知らず、特許権の存在を想定するための合理的な根拠がなかったことを実証する場合、「無知侵害」の期間に行われた侵害行為について裁判所は原告側に損害賠償金も不当利得の返還も認めない。

特許で保護された製品に「特許取得済み (patent)」や「特許で保護されています (patented)」といった文言、ならびに特許番号が表示されていた場合、被告側は特許権の存在を知っていた、もしくは特許権の存在を想定するための合理的な根拠があったと解釈される。発明が製品以外である場合は、例えば特許権または特許出願の存在を知らせる書簡を送付するなどして、可能な限り早急に侵害行為を行っていると思われる者に特許権の存在を通告することが重要である。(セクション 2.2.4 にある「根拠のない特許侵害訴訟をうかがわせる脅迫行為に対する反訴」も参照すること。)

2.2.4 特許侵害の申立てへの対応戦略

特許無効の訴えを求める反訴

特許侵害訴訟では通常、被告側が特許の有効性について異議を申立てることになる。こうした異議の申立ては、論争の的になる特許に発明性が認められないとの解釈を裏付ける発明や情報を示す過去の発行物や先使用を証拠として、特許に新規性や進歩性が欠如していることを根拠に行われるのが一般的である。

この場合、被告側が特許の無効性に関する立証責任を負うことになる。

裁判所、または特許局(Patents Registry)が特許の無効性を認定した場合、特許権所有者に有効性に対する異議を克服すべく、特許明細書の内容を修正することを許可する裁量権を持つ。

根拠のない特許侵害訴訟をうかがわせる脅迫行為への対応策

特許侵害訴訟をうかがわせる脅迫行為の被害を受けた者は、当該の脅迫行為を行う者に対して訴訟を起こし、自身が被った損失を回収することができる。その他の救済方法として、脅迫行為の継続に対する禁止命令、および脅迫行為の不当性に関し宣誓させることができる。

脅迫行為の「被害を受ける者」とは、必ずしも脅迫行為を直接受ける者とは限らない。このため、顧客に対して脅迫行為が行われることで顧客の喪失といった損害を受けた業者は、当該の脅迫行為について訴訟を起こすことができる。

原告側は、特許の無効性を証明することができれば勝訴することになる。これができない場合でも(すなわち原告側が特許の無効性を証明することができない場合でも)、原告が主張する訴訟の対象となる行為が侵害行為に相当することを被告側が証明することができない限り、原告側は勝訴することになる。

売却目的の製品の製造または輸入、あるいはある工程の使用が侵害行為であるとする根拠のない脅迫行為に基づく裁判を起こすことはできない。なぜなら、これらの行為は特許権所有者の基本的権利であるとみなされているためである。

根拠のない脅迫行為となる可能性があるため、侵害者であると疑われる者に警告書を発行する際は注意を要する。主張される侵害行為が、訴訟を起こすことができない行為に相当しない限り、侵害者であると疑われる者には特許権の存在を通告するのみにとどめておいたほうが賢明である。この点について特許法は、単に特許権が登録されている事実を通告する行為は特許侵害に対する訴訟をうかがわせる脅迫行為にはあたらないと規定している。

特許取消申請の手続きおよび取消の根拠

特許取消に関する一般的な根拠として以下が挙げられる。

- (1) 発明に新規性や進歩性が欠如している
- (2) 特許明細書の中で発明の内容が十分に開示されていない
- (3) 特許明細書の中で開示されている事項が、提出された特許出願書の中で開示されている事項を逸脱している(すなわち新たな事項が追加されている)
- (4) 特許が (a) 不正に取得された、(b) 不実表示に基づき取得された、または (c) 要である重要情報の非開示にて取得された、または不正確な開示に基づき取得された。
(d) に示す非開示または不正確な開示は意図的なものである必要はなく、特許権所有者はそうした非開示または不正確な開示が存在したことを知っていた、あるいは疑っていた必要はない。

特許取消を求める申請は、特許局(Patents Registry)にて行われなければならない。しかし、特許侵害、根拠のない脅迫行為に関する訴訟、または非侵害性の宣誓を求める訴訟が係争中である場合は、申請を行う際に裁判所の許可が必要である。

上記(1) から (3) までのいずれかを根拠として特許取消申請が行われた場合、特許登録官(Registrar)は審査官に特許の再審査を命じ、当該の根拠により特許を取り消すべきか判断を下し、申請者に対して再審査のための費用を支払うように求めることができる。上述のように、特許局(Patents Registry)は特許権所有者に有効性に対する異議を克服すべく、特許明細書の内容を修正すつことを許可する裁量権を持つ。

特許取消は特許付与日より効力を発揮する。このため、特許取消が完了すれば、特許侵害に対する責任は何ら発生しないことになる。

非侵害性の宣誓を求める申請

いかなる者も裁判所または特許局(Patents Registry)に、自身の行為または提案される行為が特許の侵害行為にはあたらないとの宣誓を求める申請を行うことができる。この場合、申請者はまず、該当する行為に関するすべての詳細事項を特許権所有者に提出することで、請求される宣誓の効果に関し書面での承認を発行するよう、書面で求めなければならない。その後、特許所有者がこの承認の発行を拒否、あるいは怠った場合にのみ、非侵害性の宣誓申請を行うことができる。

2.2.5 特許侵害に関する重要な判例

Main-Line Corporate Holdings 対 United Overseas Bank 社事件

近年における本事件(控訴審にて1審を支持)では、特許侵害について判断を下す際のシンガポール裁判所の一般的な姿勢を象徴している。

この裁判では、支払いカードで扱われる通貨の自動検出に関わるダイナミック通貨換算を目的とした方法とシステムの特許が争点になった。高等法院は、独立した方法クレームに欠かせない4つの整数を特定し、被告側のシステムの特許侵害性を認めた。裁判所は、被告側のシステムが特許請求の中に示される整数を使用して同じ機能を発揮し、改変や追加を行ってもシステムの本質を変更することにはならなければ、被告側のシステムが特許に示されるものとは異なる手順で通貨の自動検出を行うこと、あるいは特許には示されていない特性を持つことは重要な意味を有しないとされた。

第一の被告は無知侵害を主張して「抗弁」した。裁判所は、欧州特許(電子メールに添付)が付与されており、その対応出願がシンガポールにおいても行われていることを伝える電子メールが第一の被告に送信されることで通知が行われていた事実を認めた。このとき、シンガポールでの出願番号が電子メールに記載されていなかった事実は問題とはならなかった。こうして、第一の被告は電子メールの日付から起算して損害賠償または不当に得た利益の返還を行う責任を負うことになった。

Merck & Co 対 Pharmaforte Singapore 社事件

高等法院で争われた同事件では、自身の製品が特許権で保護された工程を使用して製造されたものでないことの立証責任を被告側が負う場合の基準を示している。

チャプター2.2.3の「特許権所有者が持つ排他的な権利、および保護期間」の中で説明しているように、一般的には、特許権で保護された工程を被告側が使用したことの立証責任を負うのは原告側である。しかし、特許権で保護された工程から得られた製品が新規のものである場合、あるいは当該の製品が特許権で保護された工程を使用して製造された可能性が実質的に高い場合、自身の製品が特許権で保護された工程を使用して製造されなかったことを証明するのは被告側となるのである。

Merck社では、とりわけラクトン化の工程、および特定の純度を持つ「Lovastatin」という製品が特許権による保護の対象となっていた。特許権で保護されたこの工程は、特許権で保護された製品を製造することを目的としていた。高等法院は、立証責任を移転することはできないと判断した。それは第一に、当該製品に関する主張は無効であると認定されたため、当該工程から「新規の」製品が得られるとは言えないとし、第二に、利用可能な精製工程が数多く存在する一方で、被告側の製品が特許権で保護される工程を用いて製造されたとの実質的な可能性が存在するとは言えないとされた。

(原告側は高等法院の判決について控訴審に上訴したが、この事実認定に関する不服の申立は行わなかった。)

Bean Innovations 対 Flexon 社事件

同事件で注目すべきなのは、クレーム(請求項)の解釈に対する適切なアプローチに関して控訴審が示した見解である。この裁判では、迷惑メールがメールボックスに配信されるのを防ぐために個々のメールボックスを中央でロックするシステムを搭載したメールボックスアセンブリーに関する特許が争点になった。

裁判所は、特許請求項を解釈する上で、その中に含まれる言葉と用語に合理的かつ良識のある意味を与えなければならないとの見解を示した。その一方で、特許請求項を解釈する上で、その中に含まれる文字通りの言い回しに余りにも厳格に固執することを避けなければならないとの見解を示した。特許請求には目的論的解釈(purposive construction)が与えられるとこの著名な原則は、請求の本質的な特性を説明するために用いられる明確かつ明瞭な言葉を裁判所が無視する権利を持つことを意味しないとされた。目的論的解釈を採用しても、存在しなかった言葉を請求の中を書くことはできず、請求の中に示される用語にその言語に反する意味を与えることはできないのである。

このアプローチを適用することで、裁判所は発明の本質的な特性、すなわち垂直バーのマトリクスは存在しておらず、当該特許の侵害はなかったとの判断を下した。被告側のメールボックスは、特許権で保護されたメールボックスと同等の機能を備えていたという事実がこの結果を変えることはなかったのである。

FE Global Electronics 対 Trek Technology(シンガポール)社事件

同事件と、[2005] 3 SLR(R) 38(高等法院)、E Global Electronics 社等対 Trek Technology(シンガポール)の裁判、および控訴審 [2006] 1 SLR(R) 874 では、(1) 侵害の共謀、共同不法行為の存在が明らかになった場合、および (2) 特許付与後の修正が認められる場合の判断をする上で有益な判例である。

この裁判では、「ThumbDrive」というデータ保存装置に関する特許権が争点になった。特許権を侵害しているとされる装置(以下「DOK」という)が、DOK を購入することが可能なウェブサイトのネットワークを通して売却されている、または売却を目的に提供されていることで特許権の侵害が起きているとの訴えがなされたのであった。

原告側はまた、被告側となる DOK の製造業者、輸入業者、および流通業者が共謀し、特許権の存在に関する通告を受けていたにもかかわらず各自のウェブサイトを相互に接続し、DOK の供給と販売を続けたと主張した。原告側はさらに、侵害行為を実行するために被告側が共謀して事業体制を整えたことを根拠に共同不法行為の存在も主張した。これに関連し、被告側の製造業者は被告側の輸入業者に対し、特許侵害の賠償責任が生じた場合の補償金を支払っていたという。

高等法院は、DOK が明らかに特許請求項の範囲内に該当すると認定した。

原告側が訴えた共同謀議の存在は認められなかった。共同謀議は、それによって実際に侵害行為が誘発された場合、または侵害行為を実行するための合意または理解の存在を裏付ける証拠が存在した場合にのみ当事者が責任を問われることになる。侵害行為を行うために使用されることを知りながら、ある製品を販売、販売目的に提供、または売却した者は、侵害行為を支援した可能性があるが、共同謀議を行って侵害行為を誘発させたとは言えない。このケースでは、補償金を支払ったことが被告側の輸入業者と被告側の流通業者による特許侵害行為の継続を誘発させたとの推論に自動的に帰結しなかった。

しかし、補償金の授受は当事者が「公正妥当な」取引を行っていなかったことを指し示し、被告側の輸入業者と被告側の流通業者がその補償金に依存して侵害行為を続けていたことを理由に共同不法行為が存在したとの主張が認められた。

被告側はこの認定について控訴しなかった。その代わりに、DOK が特許請求の範囲に該当しないとの理由で侵害行為の認定に対する異議申立てが行われた。この点に関する高裁判断は支持された。

被告側は抗弁として、「Thumbdrive」という発明が新規性と発明性に欠けるとの理由で当該特許の無効性を論じた。これに対し、Trek 社は訴訟手続きの間に特許の補正を行った。被告側は、Trek 社が補正に関わるすべての事項について開示していたものではなかったと主張をして、出願された補正事項に対して異議を唱えた。高等法院は補正を認め、この判断は以下の見解を示した控訴審により支持された。

- 第一に、追加的な事項を開示、または当該特許により与えられる保護を拡張する明細書に帰結するのであれば、補正は認められるべきではない。特許権の主題は、当該の主題が出願書の中に明示・黙示を問わず明確かつ明瞭に開示されていなければ追加される。今回のケースでは、出願される修正事項が追加的な事項を何ら開示しておらず、当該特許により与えられる保護を拡張していない。
- 補正事項を認めるか否かを判断する際に、裁判所は特許権所有者が修正事項に関するすべての情報を開示しているか、特許権所有者が補正することを遅延させたか、特許権所有者の行為が補正を認めることの妨げとなる原因となったかといった要因を考慮に入れる。裁判所は、相手側の当事者が特許の有効性と効力を評価できるようにし、後で加えられる修正事項に当惑して結果的に不利益を被ることをなるべく避ける目的で審査報告の内容を公に閲覧することができるように取り計らうことで、補正事項に対して寛大なアプローチを採用する。

Contour Optik 対 Pearl's Optical 社事件

本事件では、規定される重要情報の非開示、または不正確な開示に基づき特許が取得されたことを根拠に特許取消を求め請求を取り扱う際に、シンガポールの裁判所がどのようなアプローチを取るのかを示している。

この裁判では、眼鏡フレームの発明性が問題となった。当該特許は米国での出願に基づきシンガポールで特許が付与されていたのだが、この場合シンガポールでの特許出願は、米国での特許出願の対象となった発明と同一の発明、または実質的に同一の発明について行われる必要があった。このケースでは、シンガポールで出願された特許の請求項範囲が、米国で出願された特許のそれよりも広がった。このため、シンガポールの高等法院は米国の特許で保護される発明はシンガポールのそれで保護される発明と同一でも、実質的に同一でもなく、これにより原告側は米国の特許に基づきシンガポールで特許を出願する際に特許局 (Patents Registry) に虚偽の情報を提供したと結論付けた。

裁判所は、特許法により与えられる裁量権を行使して、米国の特許と同じく請求項範囲をより狭くするように特許明細書を補正することを原告側に認めた。原告側はこれを遂行するために 6 ヶ月間の猶予を与えられ、この期間内に遂行できなければ当該の特許は取り消されることになった。

この裁判は、登録可能な取引を迅速に記録することの重要性を指し示している。原告側は、譲渡が有効となった日から 6 ヶ月以内に特許の譲渡を登録することを怠った。実際には、譲渡が登録されたのは譲渡が有効となった日からそれぞれ 2 年半および 3 年半後であった。裁判所は、合理的な期間内に譲渡が記録されていなかったと認定した。原告側が可能な限り早急に譲渡を記録したことを裏付ける証拠を提示しなかったため、原告側には記録されたそれぞれの日以前に行われた侵害行為について損害賠償を受ける権利を与えられなかった。記録が遅れたことで被告側が不利益を被った事実の重要性は認められなかった。

(進歩性が存在していたか否かの問題についてのみ、控訴審への控訴が行われている。)

2.3 工業意匠

2.3.1 工業意匠の所有権

本来、意匠の所有権はその設計者に帰属する。

しかし、委託によって意匠が制作された場合、当事者による別の同意がない限り、その意匠の制作を委託した者が所有者となる。同様に、その者が雇用する従業員によって意匠が制作された場合、雇用契約に別の規定がない限り、意匠の権利は雇用主に帰属する。

人的な設計者が存在しない環境でコンピュータにより意匠が制作される特殊なケースでは、意匠の制作を行う手配をした者が設計者であるとみなされる。

2.3.2 登録意匠の取引

登録意匠に関する取引を署名入りの書面を介して行う際の必要条件

登録意匠または登録意匠申請の譲渡または抵当の設定は、当該取引の当事者またはその代理人が署名する書面を介して行われなければ無効となる。

譲受人および排他的ライセンス被許諾者が侵害訴訟を起こす権利

譲受人と排他的ライセンス被許諾者は、譲渡またはライセンス許諾が行われた日以降に行われた登録意匠の侵害行為に対して訴訟を起こすことができる。譲渡人またはライセンス許諾者は、譲受人または排他的ライセンス被許諾者にそれ以前に起きた侵害行為に対して訴訟を起こす権利を与えることもできる。

登録可能な取引と登録がもたらす利点

登録意匠または意匠登録出願の譲渡、抵当の設定、ライセンス許諾、およびサブライセンス許諾、ならびに司法命令と指令を登録することが可能である。国民は、意匠登録について調査する権利を持つ。

登録された文書は、それ以前に行われた未登録の取引よりも優先される。後に登録された取引に基づき請求を行う者がそれ以前に行われた取引について知らなかった場合、この措置が適用される。

2.3.3 登録工業意匠の所有者が持つ排他的な権利、保護期間、および更新

登録工業意匠の所有者は、以下の行為を行うにあたり排他的な権利を有する。

- 登録意匠(またはこれとは実質的に異なる意匠)が使用された製品を販売を目的にシンガポールで製造、または同国への輸入、取引または業務を目的とする採用または使用、販売を目的とする採用、提供、または陳列、またはシンガポールでの採用
- 登録意匠(またはこれとは実質的に異なる意匠)が使用された製品をシンガポールまたはその他の場所で製造することを可能にするための行為
- 組立済み製品に関連して使用された場合、意匠の侵害行為の一部を形成することになるキットに関連した行為。この場合、キットとは製品の中に組み込むことを目的に作られた完全な部品群、または実質的に完全な部品群を意味する
- 組み立てられた製品が、登録意匠(またはこれとは実質的に異なる意匠)が使用された製品となる場合に、シンガポールでキットの製造または組み立てを可能にするための行為

最初の保護期間は、出願日(または優先日が存在する場合は優先日)より5年間とし、5年毎に更新され、最長で15年間とする。

2.3.4 侵害性の検証試験

侵害性が存在していたかを判断する目的で、裁判所は2段階によるアプローチを採用している。

- (a) 新規性に関する供述書、該当する先行技術、および機能的な排除事項などを念頭に、登録意匠の本質的または重要な特性が評価される。
- (b) 登録意匠と主張される侵害物の照合が行われ、この試験の最初の段階で特定された登録意匠の本質的な部分であるとみなされるすべての意匠特性が視覚的に後者に組み込まれているかについて判断される。全体的に見て、主張される侵害物が登録意匠とは実質的に異なる場合、侵害行為は存在しないと判断される。

意匠侵害の申立てに対する抗弁として、侵害行為が個人的かつ非商業的な目的で行われていること、またはそうした行為が評価、分析、調査、または学習指導を目的に行われていることが主張される。

さらに、登録意匠が効力を持っていた、または有効となった場合に登録意匠の侵害を形成することになる行為、またはそうした行為を目的とする重大な準備を当該意匠の登録日以前に善意に基づいて行っていた者は、当該意匠の登録後も同様の行為を続ける個人的権利を有する。

登録済み意匠の侵害行為に対する責任は厳格に定められており、無知侵害は抗弁とはならない。しかし、被告側の「無知性」により、被告側に命じられる救済方法が決定付けられる(後述を参照)。

2.3.5 意匠侵害の救済方法と回復に対する制約事項

意匠侵害の救済措置として、意匠侵害の救済方法として、禁止命令、侵害行為に起因する損害賠償または不当に得た利益の返還、および(または)侵害物の回収または処分などがある。

しかし、登録意匠の所有者は、当該意匠が登録されていた事実を侵害が行われた日に知らなかった、またはそれを信じるに足る合理的な根拠がなかったと被告側が主張する侵害訴訟において損害賠償や不当に得た利益を回収する権利を有しない。

意匠が使用される製品、またはそれに付随する印刷物(包装物など)に「登録済み」という言葉や「®」というマークが示されている場合、被告側は意匠が登録されていた事実を知っていた、またはそれを信じるに足る合理的な根拠があったとみなされる。このため、登録完了後は意匠が使用される製品にこうしたマークを記載することが重要である。

2.3.6 登録意匠侵害の申立てへの対応策

根拠のない登録意匠の侵害訴訟をうかがわせる脅迫行為に対する法的措置／対応策

登録意匠の侵害訴訟をうかがわせる脅迫行為の被害を受けた者は、当該の脅迫行為を行う者に対して訴訟を起こし、自身が被った損失を回収することができる。その他の救済方法として、脅迫行為の継続に対する禁止命令、および禁止行為の不当性の宣誓などがある。原告側は、特許の無効性を証明することができれば勝訴することになる。これができない場合でも(すなわち原告側が特許の無効性を証明することができない場合でも)、主張する訴訟の対象となる行為が侵害行為に相当することを被告側が証明することができず、意匠が無効な方法で登録されたことを原告側が確実に証明することができれば、原告側は勝訴することになる。

登録意匠を含むとされる製品の製造、または輸入が侵害行為であるとする根拠のない脅迫行為に基づく裁判を起こすことはできない。

ある意匠が登録されている事実を通告する行為は、登録意匠の侵害訴訟をうかがわせる脅迫行為にはあたらない。

登録の取消を求める申請、その手続き、取消の根拠など

いかなる者も意匠局 (Designs Registry) に特定の意匠の取消を申請することができる。登録出願時に新規の意匠ではなかったことが取消の一般的な根拠となるが、またその他の理由により登録が不可能であった場合もある。

通常、特定の意匠登録の取消申請は意匠局 (Designs Registry) または裁判所に行う。しかし、当該の意匠について裁判所で審理中である場合、そうした申請は裁判所にて行うべきである。意匠登録官 (Registrar) に申請が行われた場合、意匠登録官 (Registrar) はこの申請を裁判所に照会する裁量権を持つ。

取消が認められた場合、取消は登録日より効力を発揮する。

非侵害性の宣誓を求める申請

いかなる者も裁判所または意匠局 (Designs Registry) に、自身の行為または提案される行為が登録意匠の侵害行為にはあたらないとの宣誓を求める申請を行うことができる。この場合、申請者は最初はまず該当する行為に関するすべての詳細事項を登録意匠の所有者に提出することで、請求される宣誓の効果に対する書面による承認を発行するように書面で求めなければならない。

2.3.7 工業意匠侵害に関する重要な判例

シンガポールで報告されている登録意匠の侵害行為に関する訴訟は 10 件を下回っている。そのうち重要性の高い 4 件の訴訟について以下に説明する。

Risis 対 Polar Gems 社事件

同事件では新規性と侵害性を判断する際に製品の一般顧客と購入が行われる状況について考慮することの必要性を提起する判例となっている。この裁判では、意匠登録された金メッキを施した蘭の装飾品が問題となった。新規性と侵害性について判断を下す際に、高等法院はそうした製品の一般顧客は衣装用装飾品の購入と使用にある程度の経験を有し、実際に購入する前に確かめる対象物の細部にわたり眼識を持つ女性であると考えた。対象物の総合的な外観を離れた距離から確認するだけでなく、そうした女性は近距離からも対象物を確認すると考えられる。この比較基準にしたがい、裁判所は登録意匠に新規性があり、侵害性はないと判断した。侵害性について判断する際に、裁判所は登録意匠が(蘭という)日常的な物を題材にしているとも考慮した。

Sebel Furniture 対 Tiong Hin Engineering 社事件

Sebel Furniture 対 Tiong Hin Engineering 社事件 [1998] 3 SLR(R) 690 では、英国判例法における「不確かな記憶 (imperfect recollection)」の試験 (比較試験とは反対のもの) が採用されている。この訴訟では、特定の椅子に関する登録意匠が争点になった。高等法院は、被告側の椅子の前面と側面の意匠は登録意匠とは実質的に異なるため侵害性は存在しないとの判断を下した。すなわち、登録意匠には際立った 3 つの特性が存在し、これらが被告側の椅子の意匠との違いをもたらしているのであった。裁判所は、登録意匠と主張される侵害物との間に実質的な違いがあるか検証する上で、顧客の不確かな記憶 (imperfect recollection) を考慮する必要があると考えた。裁判所はまた、顧客の記憶が意匠の保護対象から除外された機能的特性に関連している、またはこれに影響されている可能性があることを念頭に置く必要があったのである。

Hunter Manufacturing 対 Soundtex Switchgear & Engineering 社事件

同事件および控訴審では、チャプター 2.3.4 「侵害性の検証試験」の中で論じているように、侵害性を判断するための 2 つのアプローチを提起している。この訴訟では、電気メーターボックスの登録意匠が争点になった。控訴審は、登録意匠の本質的な特性が品目に適用されたその形状と構成にあることを認定した。被告側の製品と登録意匠を比較した後、裁判所は両者に実質的な相違点は存在せず、細部と改良点において若干の相違が見られるのみであるとの理由で侵害性が存在すると結論付けた。

さらに高等法院は、被告側が無知侵害による「抗弁」を行うことで、被告側が登録意匠の存在について知った日までの侵害行為について損害賠償を行う必要はないとの判断を下した。高等法院は、原告側が登録意匠を伴う新製品を市場に投入することを伝えるパンフレットの存在についても、地元紙に掲載されたこの製品の広告についても被告側が知らなかったこと、原告側の弁護士から警告書を受け取ることではじめて登録意匠の存在を知ったことを裏付ける被告側の証拠を認めた。この決定について、控訴審への控訴は行われなかった。

Nagashima Electronic Engineering 対 APH Trading 社事件

同事件は、登録意匠の侵害に関してシンガポールで最近報告されたケースである。

この訴訟では、絶縁体の登録意匠が争点となっているが、高等法院は、この意匠が新規性を有しないため登録不可能であり、「機能性の例外 (functionality exception)」および「マストマッチの例外 (must-match exception)」の範疇に入ると認定した。(詳細についてはチャプター1.2.5を参照すること。)

いずれにても、高等法院は、被告側の絶縁体に含まれるジャックプラグの向きが登録意匠とは異なるため侵害性は存在しないとの判断を下した。絶縁体のような日常的な物の場合、小さな違いが存在するだけで被告側のモデルが登録意匠とは実質的に異なるものとなるのである。

2.4 商標権

2.4.1 登録商標および未登録商標に発生する所有権

商標所有者は、登録を行うことで商標法による商標の保護を得ることができる。登録を行えば、所有者には商標を使用し、他者にその商標を使用する権限を与える排他的な権利が与えられる。他者がこうした排他的な権利を侵害した場合、商標所有者は商標侵害の裁判を侵害者に対して起こすことができる。⁷⁷

商標法はまた、登録の有無に関係なく、著名商標を保護する。これらの商標とは、シンガポールにおいてある一定の公衆の間、または公衆一般の間における著名商標を指す。しかし、著名商標であっても未登録である場合は、登録済みの商標ほどの手厚い保護は受けることができない。

未登録商標はまた、所有者の登録商標および未登録商標に生じる業務上の信用(のれん)を保護するコモナー上の不法行為の一種である詐称通用(passing off)の概念に基づいて保護される。こうした保護を得るには、所有者はシンガポールで事業を営み、シンガポールで自身の商標について業務上の信用(のれん)を得ていることが条件となる。

2.4.2 商標の取引

実行可能な取引 — 譲渡、抵当の設定、ライセンス許諾、およびサブライセンス許諾

商標法は、個人財産としての商標の取引を認めている。このため、登録商標所有者は自身の登録商標の譲渡、抵当の設定、ライセンス許諾、およびサブライセンス許諾を行うことができる。所有者はまた、自身の商標と共に、または個別に商標に生じる業務上の信用(のれん)の取引を行うこともできる。⁷⁸

登録商標の全体または一部について譲渡、またはライセンス許諾を行うことができる。例えば、部分的な譲渡またはライセンス許諾では、商標が登録されている特定の製品およびサービスを対象とすることができる。⁷⁹

また、複数の者が登録商標を共同所有することも可能である。⁸⁰そうした場合、各共同所有者は他の共同所有者について言及することなく製品またはサービスに登録商標を使用することができる。しかし、各共同所有者は、他のすべての共同所有者の同意を得ることなく商標の取引を行うことはできない。⁸¹

取引を有効にするために求められる法的条件

登録商標の譲渡、または登録商標への同意、あるいは登録商標に関して行われたライセンス許諾に効力を持たせるには、これらが書面によって行われなければならない。⁸²業務上の信用(のれん)の売却など、その他の取引は、書面によって行われる必要はない。

商標法は、ある一定商標について行われる取引の登録に関して規定している。商標の取引に効力を持たせるには商標登録簿(trademarks register)に取引を登録する必須はないが、いくつかの場合において第三者に対する取引で権利を取得するには登録が必要となる。例えば、ある登録商標の譲受人は、取引について知る第三者に対して訴訟を起こすことができるが、譲受人は取引日と譲渡が商標登録簿に登録された日の間に生じた登録商標の侵害行為に対する救済措置を利用する手段を有しない。⁸³

また、ライセンス被許諾者が所有するライセンス許諾済みの製品またはサービスの使用について、適切な監視または管

⁷⁷商標法第26条

⁷⁸商標法第38条(1)

⁷⁹商標法第38条(2)

⁸⁰商標法第37条(1)

⁸¹商標法第37条(4)

⁸²商標法第38条(3)

⁸³商標法第39条(4)

理が確実に行われるように配慮することも重要な行為の一つと言える。商標法はこの必要条件について規定していないが、取引について裁判所の認定を得るには監視または管理を行っておくことが必要となる可能性がある。

譲受人と排他的ライセンス被許諾者が有する侵害訴訟を起こす権利

登録商標の譲受人は、所有者と同じ権利を取得する。しかし、上述のように、商標登録簿に譲渡が登録されるまで、譲受人は登録商標の侵害に対する賠償を受ける権利を有しない。⁸⁴

排他的ライセンス被許諾者は、登録商標の譲受人として侵害者に対し訴訟を起こすことも可能である。⁸⁵

通常、非排他的ライセンス被許諾者は登録商標の侵害を防ぐ目的で侵害者に対し直接訴訟を起こすことはできない。しかし、非排他的ライセンス被許諾者は登録商標所有者にこれを遂行するように求めることができるが、⁸⁶所有者がこれを拒絶する場合は非排他的ライセンス被許諾者が所有者のかわりとなって、侵害者に対し直接訴訟を起こすことができる。⁸⁷そのような訴訟では、ライセンス被許諾者は所有者を原告側または被告側に引き込まなければならない。⁸⁸

商標関連契約の交渉および締結を行う際の留意点

商標関連契約の交渉および締結を行う際は、付与される権利の範囲が明確に示されなければならない。これは、登録商標を使用する権利に関わる商標の譲渡とライセンス供与が完全な形、または部分的な形で行うことが可能であるためである。このため、所有者は商標に変更を加えることの禁止、ライセンス許諾の対象となる製品タイプの限定、権利が適用される地理的な範囲の限定など、制限条件が付いた権利の付与を行うことができる。例えば、所有者が自動車と単車を対象に登録された特定の商標を所有している場合、この所有者は単車ででの使用は認めず、自動車での使用のみを認めるライセンス許諾を第三者に行うことができる。

また当事者は、商標の使用に関するライセンス許諾が排他的なものであるか、非排他的なものであるのか、ライセンス許諾者は商標の使用に関してサブライセンス許諾をすることができるのか、およびライセンスを譲渡することができるのかを指定するべきである。

さらに、登録商標の譲受人は取引が登録される前に発生する権利を行使することができないため、譲受人は譲渡が行われた日と譲渡が登録された日の間に発生する侵害行為に対する賠償を受ける権利を有しない。したがって、譲受人は譲渡が行われた日から発生する侵害者に対する訴訟提起の権限の譲渡に関して契約を締結するべきである。

譲受人とライセンス被許諾者は、譲渡人とライセンス許諾者に取引に効力を持たせるために必要なあらゆる措置を講じることを求める契約条項が存在することを確認するべきである。また、第三者が関係する訴訟が起きたときは、譲渡人とライセンス許諾者が譲受人とライセンス被許諾者に全面的に協力することを定めた契約を締結することも、譲受人とライセンス被許諾者に利点をもたらすと考えられる。

並行輸入に対する制約

商標所有者はしばしば、多数の地域において同一の製品に異なる価格を設定することがある。並行輸入業者は、製品価格がシンガポールにおいてより高価な場合、その製品の価格が低く設定されている国からシンガポールに輸入することで、シンガポールに存在する所有者の流通業者が設定する価格よりも低い価格を設定することができる。

シンガポール商標法では並行輸入は明確に認められているため、同国商標法に依拠して並行輸入を防止することは通常できない。並行輸入を防止するには、地域内に存在するすべての流通業者に対して並行輸入業者への製品を販売することを制限する契約を締結することが重要である。この場合、製品がシンガポールに並行輸入されたものであることが判明した場合、並行輸入業者に製品を販売した外国の流通業者に対して契約不履行の訴訟を起こすことが可能となる。

⁸⁴商標法第39条(4)

⁸⁵商標法第45条(1)

⁸⁶商標法第44条(3)

⁸⁷商標法第44条(4)

⁸⁸商標法第44条(5)

ロイヤルティの算定

ライセンス許諾の取引で、当事者は商標のライセンス許諾に関わる支払方法について自由に交渉することができる。一般的な算定方法として、一括払い、純売上高の割合(%)、および(または)これら両方を組み合わせた方法などがある。対価の形態に制約はないが、ライセンス許諾契約に基づく支払義務に有効性を持たせるには、この義務が十分に明確に定められていなければならない。

保証と補償金

商標権が第三者に対抗して行使されることを望むライセンス被許諾者は、所有者がそうした商標権を確実に行使するように所有者と契約を締結するべきである。

ライセンス被許諾者と譲受人は、登録所有者が登録商標を譲渡またはライセンス許諾するための十分な所有権を保有しているとの保証を登録所有者から得るべきである。可能であれば、ライセンス契約または譲渡契約に基づいて登録された所有者が付与する権利を行使しても、第三者の知的財産権を侵害することにはならないとの保証も得るべきである。この保証は、第三者の知的財産権の侵害が生じた際に第三者からの申立てに対して所有者が免責を約束することで補完することができる。

保証に基づく契約の不履行は、理論的には免責条項と同じ救済手段を発生させるが、実際には契約の不履行における損害賠償は契約締結時の予測可能性によって制限される。損害補償の利点は、それに依拠する原告側が予測可能性に関係なく免責条項に定められるすべての損失を回復することが可能である。

商標権の譲受人は、譲渡に先立ち所有者により付与されるあらゆるライセンスについて認識している、またはそれらについて建設的な知識を有しているとみなしうる限り、それらにより拘束される。したがって、譲受人は、譲渡に先立ち全てのライセンスを譲受人に対して開示してもらうか、それらを終了させることを所有者に保証してもらうべきである。

所有者が自身のライセンス被許諾者または譲受人に対する補償の責任を制限することを望む場合、所有者は責任限定条項を契約に盛り込むことができる。責任限定条項は、一方の当事者が消費者として取引を行うか、一方の当事者が他の当事者の標準条項に基づく契約を締結している場合に不当契約条項法(Unfair Contract Terms Act)の適用対象になるが、シンガポールの法律に基づいて有効性を発揮する。不合理であるとの理由で不当契約条項法(Unfair Contract Terms Act)が適用される場合、責任限定条項は有効性を発揮しない。⁸⁹

2.4.3 権利行使

未登録商標

シンガポールでは商標が未登録である場合であっても、著名商標であれば、あるいはシンガポールで業務上の信用(のれん)を得ていれば保護の対象になる。

未登録商標所有者は、競合する商標の登録を防止し、⁹⁰そうした商標の使用を制限する権利を持つ。⁹¹商標が単に著名なものであるのか、あるいはシンガポールの公衆全般に著名なものであるのかに応じて、保護の度合いが異なる。

「著名商標」の基準は、「公衆全般に著名商標」の基準よりも低く、前者の基準は特定分野に帰属する公衆の間で商標が著名であれば満たされる。しかし、後者の基準では、すべての部門とは言わないまでも、公衆の広い範囲で高い認知度を持つことが求められる。⁹²

シンガポール国内で単に著名な未登録商標所有者は、別の商標の使用が著名商標所有者と当該の別の商標所有者との業務上のつながりを示せば、当該の別の商標の使用を制限することができる。さらに、この業務上のつながりは出所混同をきたすようなつながりでなければならない。⁹³

⁸⁹不当契約条項法第3条

⁹⁰商標法第8条(4)

⁹¹商標法第55条

⁹²*Novelty 社と Amanresorts 社の間の訴訟* [2009] 3 SLR(R) 216

シンガポール公衆全般に著名な未登録商標所有者は、追加的な救済手段を利用することができる。すなわちこの所有者は、著名商標が持つ顕著な特徴の不当な希薄化を引き起こす可能性がある商標の使用を制限することができ、著名商標が持つ顕著な特徴を不当に利用する商標の使用を制限することができる。

商標は、シンガポールで行われる事業との関係性がなくても「著名な」場合がある。例えば、広告活動やマーケティング活動が行われているが、実際の事業活動はまだ開始されていない場合である。しかし、著名な未登録商標所有者はこうした理由で訴訟を起こしても損害賠償を受ける権利はないため、利用できる救済手段は禁止命令に限られる。⁹⁴

(著名か否かに関係なく)未登録商標所有者は、当該の商標がシンガポールで業務上の信用(のれん)を得ていれば、不法行為の一種である詐称通用(passing off)の概念に基づき法的手続きを行うことができる。この場合、所有者は、侵害者が(類似した商標を使用することで)所有者の顧客に対して不実表示を行い公衆に混同を生じさせたこと、およびこれにより商標が持つ業務上の信用(のれん)が傷付けられたことを裏付ける証拠を示さなければならない。

著名な未登録商標を保護するための法的措置の場合とは異なり、詐称通用(passing off)の概念に基づき法的手続きを行うことで所有者は金銭的な賠償を受ける権利を持つという利点をもたらされる。しかし、この措置は、所有者が商標をシンガポール国内で使用した実績を持ち、同国内で価値の高い業務上の信用(のれん)を得ている場合にのみ利用することができる。

未登録商標所有者は、自身の商標がシンガポールで登録されていると主張することはできない。この場合、「TM」表示の使用も対象となる。未登録商標所有者が、「TM」表示を行う場合、商標法での不法行為を犯していることになり、最大S\$10,000の罰金が科される可能性がある。しかし、当該所有者が自身の商標を別の場所で登録していた事実があり、登録に関する言及は別の場所での登録に関するものであった場合、この不法行為への抗弁となりうる。⁹⁵

登録商標

登録商標所有者は、同一の商品のために同一の商標を使用する者に対して訴訟を起こす権利を持つ。この場合、混同を生じさせたことを裏付ける証拠を示す必要はない。所有者は、混同の可能性を引き起こすために同一、または類似した商品のために類似した商標を使用する者に対しても訴訟を起こすことができる。⁹⁶商標の類似性および混同の可能性には重複する部分が存在するが、商標の類似性、商品またはサービスの類似性、および混同の可能性の問題については個別に評価が行われることとなる。

商標の類似性は、以下に示す3つの裁判所による認定に依拠する。

- 視覚的な類似性
- 聴覚的な類似性
- 概念的な類似性

製品の類似性は以下の事項に依拠する。

- 製品またはサービスの個々の使用、およびそれらの使用者
- 製品、またはサービス行為の物理的な性質
- 製品またはサービスが市場に到達する際に経由する個々の取引経路
- スーパーマーケットなどにおいて、特に同じまたは異なる棚に陳列されるようなセルフサービス方式の消費者向け製品の場合
- 取引上の分類を含む、個々の製品またはサービスの競合の度合⁹⁷

最終的に、裁判所はあらゆる状況を分析して、混同の可能性が存在していたか判断しなければならない。

チャプター2.4.3 では、著名商標に与えられる保護を得るために求められる要素について論じた。登録を行うことで、所有者は侵害訴訟に勝訴することで金銭的な補償を得ることができる。登録商標がシンガポール国内で著名である場合、ある者が異なる製品に類似した商標を使用し、これによりその者と所有者の間に混同した関係性が生じる可能性がある

⁹³同上

⁹⁴商標法第55条

⁹⁵商標法第51条

⁹⁶商標法第27条(1)および(2)

⁹⁷Richemont International 社と Goldlion Enterprice (シンガポール) 社との訴訟 [2006] 1 SLR 401

場合、当該の登録商標所有者はその者に対して訴訟を起こす権利を持つ。⁹⁸最後に、登録商標が公衆全般に著名であり、第三者による当該の登録商標の使用により商標が持つ特徴の不当な希薄化が引き起こされる場合、または第三者による当該の登録商標の使用により商標が持つ特徴の不当な利用が起きる場合も、所有者は訴訟を起こす権利を持つ。⁹⁹

保護期間と登録更新

商標権の初期登録期間は10年で、以後10年単位で更新することができる。

商標権の更新は永続的に更新することができる。

第三者に対する権利と二次侵害

商標法には二次侵害の概念は存在しない。製品またはサービスに商標を使用する侵害者、および商標を使用して製品またはサービスの輸入、販売、保管、および広告活動を行う侵害者はすべて商標の一次侵害者であり、所有者はそれらの者を直接的に訴えることができる。商標法ではまた、事務用品やその他の業務用文書で商標を使用することが商標の侵害行為であるとみなされる。¹⁰⁰

しかし、一次侵害者に商標侵害を行うように導く、または支援した場合、その行為について法的責任を問われる場合がある。このような場合、前者は商標侵害には問われないが、一次侵害者に対する訴訟で連帯責任が問われる可能性がある。

模倣者に対する刑事処分

商標法は、登録商標を模倣すること、登録商標を製品またはサービスのために偽って使用すること、模倣を行うために使用する物を作成または所持すること、模倣品を輸入または販売することを禁じている。¹⁰¹

商標法が定めるそうした不法行為を犯す者には、最大でS\$100,000の罰金、および(または)5年以下の懲役刑が科される。¹⁰²模倣品、および模倣品を作るために使用される物は没収され、破棄されるものとする。¹⁰³

並行輸入、非営利的な個人目的／実験目的の使用、医薬品、先使用权、無知侵害等に対する抗弁

善意に基づき自身の名前、または事業所の名前、自身の事業の前任者の名前、当該前任者の事業所の名前を使用した場合、または商標を使用して自身の商品またはサービスの種類、品質、数量、使用目的、価値、地理的期限、またはその他の性質を示した場合、登録商標の侵害行為は成立しない。¹⁰⁴

ある登録商標に類似した商標、またはそれと同一の商標を使用しても、当該登録商標の登録、および当該登録商標所有者によるその使用開始のうちより早い時期以前から当該商標を継続的に使用していた場合も、登録商標の侵害行為は成立しない。¹⁰⁵

登録商標を使用することは侵害行為に当たらない(編注:登録された商標である限りそれを登録人が使用することは)。¹⁰⁶したがって、自身の登録商標を使用する者を(編注:二重登録されたような場合に)、商標侵害を理由に訴えるには、その者の商標を無効化することが必要となる。

比較広告における正当な使用、非営利的な目的の商標の使用、およびニュースの報道と解説を目的とした使用も侵害行為にはあたらない。¹⁰⁷

⁹⁸商標法第27条(3)(a)

⁹⁹商標法第27条(3)(b)

¹⁰⁰商標法第27条(4)

¹⁰¹商標法第46条～第49条

¹⁰²同上

¹⁰³商標法第53条

¹⁰⁴商標法第28条(1)

¹⁰⁵商標法第28条(2)

¹⁰⁶商標法第28条(3)

¹⁰⁷商標法第28条(4)

商標法は、シンガポールにおける並行輸入品の販売が商標侵害にはあたらないと明確に規定している。¹⁰⁸

利用可能な救済措置、および賠償金の回収に関する制限

登録商標所有者は、さらなる侵害行為を防止するために禁止命令の適用を得ることができる。また所有者は、侵害者からの損害賠償、法定損害賠償、または不当取得返還を選択することができる。¹⁰⁹

法定損害賠償は、侵害行為に模倣した商標の取引が含まれる場合にのみ受けることができる。法定損害賠償の規模は大きい。法定損害賠償の金額は、製品またはサービスの種類毎に S\$100,000 までとし、最大総額 S\$1,000,000 (所有者が S\$1,000,000 を超える損失の存在を証明することができない場合)とする。¹¹⁰したがって、所有者が被った損失の規模、または侵害者が得た利益の規模を証明することが難しい場合は、法定損害賠償を適用すると便利である。

利用可能なその他の救済措置として、裁判所が発行する権利侵害の商品または資材に使用されている不法な商標の消去に関する命令、製品の所有者のもとへの送達に関する命令、または製品の没収または破棄に関する命令がある。¹¹¹

著名な未登録商標所有者は、禁止命令の適用、および自身の著名商標と競合する商標の登録防止の権利のみを有する。¹¹²

2.4.4 商標侵害の申立てへの対応策

根拠のない商標侵害訴訟をうかがわせる脅迫行為に対する法的措置／対応策

商標法は、根拠のない商標侵害訴訟をうかがわせる脅迫行為が第三者にとって訴訟提起の原因となると規定している。早期に所有者となった者はしばしば、競争行為を抑える目的で、市場への新たな参入者に対して商標侵害訴訟をうかがわせて脅迫行為を行う。商標登録の事実を通告するだけでは脅迫行為とはならない。訴因となるのは、ラベルやパッケージで使用される素材への商標の適用に関連した脅迫行為、商標が付帯された製品、または商標が付帯されたパッケージに包装された製品の輸入に関連した脅迫行為、ならびにサービス上での商標の使用に関連した脅迫行為を除くあらゆる脅迫行為である。¹¹³

この訴訟提起の原因は、しばしば侵害訴訟の被告側による反訴として利用される。侵害訴訟で原告側が敗訴した場合、または登録の取消または無効となった場合、被告側は脅迫行為が不当なものであると宣誓し、将来的な脅迫行為に対する禁止命令を求め、この脅迫行為により被告側が被った損失に対する賠償を求めることができる。

商標登録の取消または無効申請の手続き、取消または無効化の根拠

第三者が登録商標の無効または取消を請求することで、当該商標を商標登録簿から削除することができる。¹¹⁴無効の効力はこれまでに当該商標が登録されたことがないとみなされることであり¹¹⁵、一方、取消の効力は当該商標は取消が申請された日、または取消の義務が発生する日のどちらか早い日に取消がなされたとみなされることである。¹¹⁶

無効化は以下の根拠に基づいて行われる。

- 商標が登録基準を満たさない。¹¹⁷

¹⁰⁸商標法第29条

¹⁰⁹商標法第31条(2)

¹¹⁰商標法第31条(5)

¹¹¹商標法第32条～第34条

¹¹²商標法第55条および第8条(4)

¹¹³商標法第35条

¹¹⁴商標法第22条～第23条

¹¹⁵商標法第23条(10)

¹¹⁶商標法第22条(7)

¹¹⁷商標法第23条(1)～(2)

- 商標が不正に登録された。¹¹⁸
- 商標の出願に際して所有者による不実表示があった。¹¹⁹

登録時に識別性が認められなければ商標は無効とされる可能性があるが、所有者は商標の登録後の使用を通して商標が識別性を獲得したことを証明することができれば、商標登録の無効訴訟にて保護される可能性がある。¹²⁰

登録の日から効力を発揮する無効の影響は、登録無効の訴訟が商標侵害の訴訟に対して被告側がとることができる効果的な抗弁であることを意味している。被告側が、商標が有効に登録されていないことを証明することができれば、過去のすべての侵害行為は起きなかったものとみなされる。また無効の訴えが認められれば、根拠のない商標侵害をうかがわせる脅迫行為に対する反訴でも勝訴することになる。しかし、無効の訴えが認められても、該当する商標に関してすでに成立している過去の取引には影響は及ばない。¹²¹

しかし、登録無効の訴訟を起こすための権利には制限がある。後の出願にかかる商標について無効を訴える訴訟は、その後行の商標に関する出願手続きの完了後 5 年間、先行の商標の所有者が訴訟を起こしていない場合、その商標が先行の登録商標であれ、先行の未登録の著名商標であれ、先行の同一でない商標が存在していたとの理由で起こすことができない。後行の商標が不誠実に出願された場合、または後行の商標が一度も使用されなかった場合、これらの規則は適用されない。¹²²

また、紛争を起こしている先行の商標が著名商標であることの基準を満たす前に、後行の商標の出願が行われる場合もこの規則は適用されない。この場合、後行の出願が悪意に基づくものでない限り、登録の無効は認められない。¹²³

取消は、以下を根拠として行われる。

- 所有者がその商標の登録後、連続 5 年間にわたり、または商標が登録されている間、連続 5 年間にわたりその商標を使用していない場合であって、かつ所有者がその商標を使用しない適切な理由が存在しない。¹²⁴
- 登録商標が、製品またはサービスの一般名称となっている。¹²⁵
- 所有者が商標を使用した結果、製品またはサービスの性質、品質、または地理的起源について公衆に混同を生じさせる可能性がある。¹²⁶

取消訴訟の可能性が発覚した後で、所有者がその登録を保護する目的で使用を開始することを防ぐため、取消申請が行われる前の 3 ヶ月間における商標の使用は無視される。ただし、この 3 ヶ月間における使用が取消申請が行われる可能性を知らずに行われた場合は例外とする。¹²⁷

商標が登録されている特定の製品またはサービスに関して商標を取消するための根拠が存在する場合は、取消がそれらの商品またはサービスのみ適用される可能性がある。¹²⁸

いかなる者も高等法院または登録官 (Registrar) に登録商標の無効化または取消を申請することができる。しかし、登録商標に関する訴訟 (侵害訴訟など) が高等法院で行われている場合、登録の無効または取消は高等法院で開始されなければならない。

¹¹⁸ 商標法第 23 条 (4)

¹¹⁹ 同上

¹²⁰ 商標法第 23 条 (2)

¹²¹ 商標法第 22 条 (10)

¹²² 商標法第 23 条 (7) (a) ~ 第 24 条

¹²³ 商標法第 23 条 (7) (b)

¹²⁴ 商標法第 22 条 (1) (a) から (b)

¹²⁵ 商標法第 22 条 (1) (c)

¹²⁶ 商標法第 22 条 (d)

¹²⁷ 商標法第 22 条 (4)

¹²⁸ 商標法第 22 条 (6)

2.4.5 商標侵害に関する重要な判例

Polo/Lauren 対 Shop In Department Store 社事件

同事件においてシンガポール控訴審は、シンガポールにおける登録商標の侵害行為に関して手本となる判断を下している。

控訴審は侵害行為を裏付けるには、侵害行為、商標の類似性、製品と類似性、および混同性を引き起こす可能性の存在を示す 3 つの条件が独立して示されなければならないとした。さらに裁判所は、製品の緊密さ、商標が与える印象、不確かな記憶 (imperfect recollection)、および製品が同じ供給源または経済的に関係性の深い供給源から供給されていると公衆が信じる危険性など、あらゆる状況を世界規模で検証することで混同性が評価されなければならないとした。

裁判所はまた、シンガポールの一般消費者は思慮深く、販売が行われる場所や方法といった外的要因、および対象となる消費者もこの評価において重要な要因となると強く主張した。

この判断により、裁判所は各ケースを背景としたあらゆる事実と状況を検証し、混同性を引き起こす可能性が実際にあるのかを判断するようになった。商標間に類似性が存在しても、混同性を引き起こす可能性が全くない方法で商標が実際に使用された場合、裁判所は商標侵害が存在したと認めることはない。

City Chain Stores (S)対 Louis Vuitton Malletier 社事件

最近の *City Chain Stores 対 Louis Vuitton Malletier 社事件*[2009] SGCA 53 で、控訴審は侵害訴訟の前提条件として、「商標使用」の厳格な必要条件を順守するとの判断を下した。この訴訟の中で、原告側は被告側が花の図案を腕時計に使用することは、原告側が登録している「Solvil Flower」の商標に対する侵害行為に当たると主張した。これを受けて控訴審は、その図案を商標として使用しているのではなく、装飾として使用しているとした。

この商標使用の概念は、「使用」を製品またはその包装物に図案を付けること、販売する製品を提供または陳列すること、記号に基づく目的のためにそれらを市場に投入または保管することなどと定義している商標法第 27 条(4)に示される「使用」の定義に課された追加的な制約である。これは、過去の商標に類似した記号を自身の製品上で使用する者は、そうした記号の使用が製品またはサービスの起源を特定することを目的としていない限り、商標侵害の責任は問われないことを意味する。

この判例は、欧州と英国で見られる最近の傾向からの脱却を示しているという点で重要である。欧州でも、商標使用がもたらす商標の機能に対する影響についての判断が問題となっている。欧州では、起源を指定することを意図しない方法で商標を使用しても、例えば商標の広告機能に影響が及ぶ場合は法的責任が問われるとの判断が下される傾向がある。

Novelty 対 Amanresorts 社事件

近年あった同事件でも控訴審は、公衆一般に広く知られた著名商標の一連の新しい保護、すなわち希薄化と不正利用に対する保護について解釈を求められた。

控訴審は、自身の商標が公衆一般に著名であるという所有者の主張を認めるには、極めて高い水準のブランド認知のみで十分であると考えた。シンガポール国内で著名商標の保護に関し、商標法では混同性を必要条件として明確に示していないが、控訴審はさらに著名商標所有者と被告側の間に存在する関係性が、混同を引き起こす関係性でなければならないとも考えている。(「シンガポール国内で良く知られている」という概念と「シンガポールの公衆一般に著名である」という概念の違いについては、チャプター2.4.3を参照すること。)

この結論に至る過程で、控訴審は著名商標に対する追加的な保護を導入した商標法の新しい補正は他の数多くの法域に根ざし、米国や欧州などの法域における立場を検証することが重要であるとの認識を示した。これは、シンガポール国内で著名商標に付与された新しい商標保護の枠組みをより具体的に定義することを試みた控訴審により最初の判断である。

Ozone Community 対 Advance Magazine Publishers 社事件

同事件では、シンガポール高等法院は類似性を立証するために過去の商標を評価する方法について徹底した検証を行った。(これは抗弁のための訴訟であるが、混同を引き起こす類似性はあらゆる重要な面で同一であるため、類似性の原則が侵害訴訟に類推的に適用される。)同事件で、裁判所は「GLAMOUR」という商標と「HYSTERIC GLAMOUR」という商標を比較検証することが求められた。

高等法院は詳細な分析作業を実施し、「GLAMOUR」という共通の表現が含まれているもののそれらの商標に類似性は認められないとの結論に至った。このように考えることで、裁判所は視覚的または聴覚的な類似性は存在しないが、ある程度の概念的な類似性が存在すると認めた。また、各形態の類似性に帰する重要性は各種類の類似性の度合いに依拠し、十分に強力な概念的類似性が視覚的および聴覚的な非類似性を相殺する可能性があるため、一方の種類が他の種類の類似性よりも必ずしも大きな重要性を有しないとの見解を示した。

興味深いのは、各種類の類似性に与えられる重要性は、類似すると認められた商標が持つ特性の独自性の度合いに依拠するとの裁判所が示したもう一つの見解である。この事実に基づき、裁判所は「GLAMOUR」という共通の表現が存在するとの理由で、概念的な類似性が存在すると認めた。しかし、この概念的な類似性は視覚的および概念的な非類似性により相殺された。なぜなら、ファッションや美容の分野で「GLAMOUR」という言葉が持つ概念に大きな独自性は存在しないからである。

Ferrero SPA 対 Sarika Connoisseur Cafe 社事件

Ferrero SPA 対 Sarika Connoisseur Café 社事件[2011] SGHC 176 において、高等法院はシンガポールにおいて著名商標に関して開発中の法律についてさらに詳しい説明を行った。Ferrero SPA 社は、「The Connoisseur Concerto(以下「TCC」という)という直販店を運営する Sarika Connoisseur Café 社を相手取り、自社の「Nutella」という商標の侵害と詐称通用 (passing off) を理由に訴訟を起こした。Sarika Connoisseur Café 社は、TCC の飲料メニューで同じ「Nutello」という名称を使用していたのである。

これは、商標が公衆一般において著名であり、不当な希薄化と不当な商標の独自性の利用を根拠に法的責任が発生する可能性があるとしてシンガポールの高等法院が認めた最初のケースであった。

不当な希薄化が存在するため Ferrero SPA 社は禁止命令を求める権利があるとの Ferrero SPA 社の主張を高等法院は認めた。しかし、「Nutello」という名称を使用することで TCC が利益を得ていたことを裏付ける証拠を Ferrero SPA 社が提示することはできなかったため、裁判所は不当な利用の存在は認めなかった。

2.4.6 商標取消に関する重要な判例

Campomar 対 Nike International 社事件

同事件でシンガポールの控訴審は、抗弁を目的に商標が登録されたとみなされる場合の問題について検証した。通常、商標は商標出願が行われた日に登録されたものとみなされる。

Campomar 社は「NIKE」という商標を登録したが、この商標は 2002 年 1 月 21 日を発効日として取り消された。2001 年 11 月 20 日に Nike International 社が同じ商標の出願を行っていたのである。Campomar 社の商標が取り消された後、Nike International 社の商標の登録が認められ、抗弁を目的に公告された。Campomar 社は、2001 年 11 月 20 日に Nike International 社の登録が行われたときに Campomar 社の商標は取り消されていなかったとの理由で異議を申立てた。Nike International 社の登録が 2001 年 11 月 20 日に発効する一方で、Campomar 社の登録は 2002 年 1 月 21 日まで効力を持つため、Campomar 社の登録は「過去の商標 (earlier trademark)」としての価値を持ち、Nike International 社の登録が妨げられることになるのであった。この結果、Nike International 社の商標出願に対する抗弁は認められた。

登録日は商標が登録簿に記載された日であるとみなされるため、同判例は、登録日の重要性を指し示している。

2.5 技術移転

技術移転の専門組織とネットワークに関する詳しい説明

シンガポールでは、多くの技術移転が第三セクターの研究所および政府の研究機関である ASTAR によって行われる。シンガポールの技術移転機関のネットワークである技術移転ネットワーク(Technology Transfer Network)は以下で構成される。

- イクスプロイト・テクノロジーズ(Exploit Technologies)
- 南洋理工学院(Nanyang Polytechnic)
- 南洋工科大学(Nanyang Technological University)
- 義安理工学院(Ngee Ann Polytechnic)
- 共和理工学院(Republic Polytechnic)
- シンガポール経営大学(Singapore Management University)
- シンガポール理工学院(Singapore Polytechnic)
- テマセック理工学院(Temasek Polytechnic)

技術移転を可能にする法的メカニズム

技術移転は、特許と潜在的な投資者を保有する研究機関の間の契約関係に基づき遂行される。一般的な契約関係として以下が含まれる。

- 技術のライセンス許諾または売却。
- 技術の所有者と投資者による合併企業の設立。このとき合併企業は技術を所有またはライセンス許諾する。そして技術の所有者と投資者は合併企業の株式を共同で保有する。
- 企業が技術を所有している場合、投資者は企業の株式を購入するか、その企業を買収することができる。

戦略的な製品を対象とした技術移転に関する制約事項

2010 年の戦略的(製品)規制命令(Strategic (Goods) Control Order)に指定される製品／技術、および武器関連の使用を目的とした、またはそうした目的に使用される可能性があるすべての製品／技術(以下「戦略的製品」という)の輸出は規制の対象となる。

シンガポール国外に向けて戦略製品に関連した無形の技術移転を行う場合、および移転されるソフトウェア／技術が核兵器、化学兵器、または生物兵器、あるいはそうした兵器を運ぶためのミサイルの開発、製造などを目的としている、またはそうである可能性が高いとの通告をシンガポール税関職員により国内企業が受ける場合、あるいは国内企業がその事実を知っているか、それを疑うための合理的な根拠を持っている場合は、無形の技術移転に関する許可を得ることが求められる。戦略的製品の物理的な移転(輸出などによる)にも許可を得ることが必要となる。

戦略的製品に関連するソフトウェア／技術を移転するための許可を得るために、国内企業はシンガポール税関に裏付けとなる資料を提出して申請を行わなければならない。当該の裏付けとなる資料には、ソフトウェア／技術に関する詳細な技術仕様書や詳述書、原産国からソフトウェア／技術を輸出するための許可証、および(または)ソフトウェア／技術が移転される先の外国企業が持つエンドユーザ認定書(End-User Certificate)が含まれる。エンドユーザ認定書(End-User Certificate)には当該の技術の最終的な使用目的が具体的に示され、当該の製品が兵器に関連する目的に使用されないことの確約が示されるべきである。処理にかかる平均的な期間は 7 日間で、シンガポール税関は裏付けの資料をこの他にも求める場合がある。許可は、承認された日より 1 年間有効となる。

戦略的な製品の物理的な移転、または無形の戦略的な製品に関する技術の移転を認める許可の取得を怠ると、不法行為となる。法律違反者に初めて有罪判決が下されると、犯した不法行為について最高 S\$100,000 と製品／技術の 3 倍の価額うちより大きい額に相当する罰金、または最長 2 年間の懲役刑、あるいはこれら両方が科される。法律違反者に 2 回目となる有罪判決が下された場合、最高 S\$200,000 と製品／技術の 4 倍の価額のうちより大きい額に相当する罰金、または最長 3 年間の懲役刑、あるいはこれら両方が科される。

ライセンス許諾の対象となるソフトウェア／技術が規制の対象となると考えるに足る理由が存在する場合、外国企業は国内企業が許可を取得することの必要性についてシンガポール税関に確認していることを確かめるべきである。その場合、国内企業は、技術ライセンス許諾契約を締結する前に該当する許可申請を行うときに無形の技術移転に関する許可が下りる可能性について暫定的な助言を税関に求めると有益である。

2.6 技術と企業秘密の漏洩

シンガポールで施行される機密情報保護法について

機密情報と企業秘密は、秘密漏洩に関する一般法、または機密保持の義務を課す明示的・黙示的な契約条項に基づき保護される。

秘密漏洩に関する法律に依拠するには、機密保持の環境で開示された機密情報が存在しなければならない。情報が機密情報であるためには、その情報が公有として自由に利用することができない情報である必要がある。しかし、情報には必ずしも発明性や独創性が宿っている必要性はなく、単純な発想(アイデア)も保護の対象となる。

情報が機密保持の環境で開示されたか否かは、機密情報を開示する者が通知を行うことで、または情報の流布を防止するように注意を払うか、情報が持つ機密性について十分な伝達を行っているか否かによる。

機密保持義務は、機密保持義務が発生すると裁判所が考える特定の状況において機密情報が受け取られたか学習されたときに発生する。例えば、機密情報を違法な手段または不公正な手段を用いて取得する者も、機密保持義務の適用対象となる。

雇用された状況でも、雇用の過程で従業員が学習する企業秘密に関して機密保持義務が発生する。裁判所は雇用契約終了後の限定された期間における企業秘密の使用に関してのみ禁止命令を出すという点で雇用関係終了後の義務の適用範囲は限定的であるが、この義務は雇用期間に発生し、雇用契約の終了後も有効性が存続する。

雇用主が重要であるとするすべての情報が、企業秘密として扱われるわけではない。特に従業員が機密性の高い情報を扱う高い地位にある場合、当該従業員の職務範囲が重要となる。企業秘密の例として、秘密とされる製造工程、調理法、化学組成などがある。

機密情報の不正使用が存在する限り、法的責任が発生する。機密情報の所有者が、不正使用により金銭的な、または非金銭的な損失が発生した事実を裏付ける証拠を示す必要はない。

技術および企業秘密の漏洩を防ぐための法的手段(機密保持契約、禁止命令など)

被告側が技術または企業秘密など、特定の機密情報に関する機密保持義務を負い、被告側が機密保持情報を濫用した場合、原告側は損害賠償、ならびに機密情報の継続使用および(または)開示に対する禁止命令の適用を獲得する目的で被告側を相手取り、機密保持義務の違反に関する訴訟を起こすことができる。禁止命令が適用されると、被告側は機密情報の使用を続けることも、流布することも不可能となる。

また、機密情報を受け取る者が情報の機密性について知っていた場合、または知っていたと考えられる場合、原告側はその者に対する訴訟提起の原因を有することになる。

技術と企業秘密が適切に保護されるように、雇用主は雇用契約の中に、雇用契約の期間、および雇用契約の終了後に雇用主の企業秘密を使用および流布する従業員の権利に制約を設ける制限条項を含めることができる。

しかし、制限条項には、企業秘密に対して雇用主が持つ正当な利害についての合理性がなければならず、これらの制限条項は雇用主が持つ正当な利害を保護するために必要な範囲内でのみ効力を発揮するものである。通常、裁判所は従業員が自身の固有の技術と能力を、たとえそれらが雇用期間において取得されたものであっても発揮することを阻害する条項の有効性を認めない。

機密情報の交換が予想される企業取引に関する契約にも同様の制限条項を挿入することが可能である。

2.7 政府による支援／優遇制度

知的財産権に関する自動減価償却控除制度¹²⁹

2003 年 11 月 1 日以降、シンガポール国内で取引または事業を行う企業は、知的財産権を取得する際に発生する資本支出に関して自動減価償却控除を受ける権利が与えられる。この控除は 5 年間にわたり定額方式で適用される。

シンガポール国内で事業を行う企業がこの権利を得るには、知的財産権の法的小および経済的な所有権が同企業に帰属していなければならない。

控除が適用される知的財産権のカテゴリには、特許、著作権、商標、登録意匠、地理的表示または集積回路の回路配置、企業秘密または機密情報、商業的価値を持つノウハウや情報が含まれる。

自由化研究開発(R&D)課税控除制度¹³⁰

自由化研究開発(R&D)課税控除計画に基づき、シンガポールに登録されるすべての企業には、認定されるシンガポールで実施される R&D 活動について最大 150%の課税控除を受ける権利が与えられる。これらの R&D 活動は、企業が現在行っている取引や事業に関連する必要はない。控除の対象となる支出には以下が含まれる。

- 社内 R&D、人件費(取締役の報酬を除く)、および消耗品に関連する支出、または
- R&D 組織にアウトソースされる R&D、R&D 組織に支払われるすべての費用の 60%、または内訳が入手できる場合、適格な R&D の支出に支払われる実際の費用

シンガポール国外の R&D の場合、発生する適格な支出の 100%を課税控除の対象として申請することができる。この場合、R&D は既存の取引または事業と関連していなければならない。

R&D 課税控除(RDA)制度¹³¹

RDA 計画により、2009 評価年から 2013 評価年(両方の評価年を含む)まで、シンガポール国内に登録されて課税対象利益を得ているすべての企業には、各評価年について S\$150,000 を上限に、課税対象利益の最初の S\$300,000 の 50%について税の減免が認められる。1 評価年において企業が得る課税対象利益が S\$300,000 を下回る場合、課税控除額は実際の課税対象利益の 50%として計算される。

いくつかの条件が満たされれば、次の評価年から評価年 2016 年までの間、企業は評価可能な収益から課税控除額を差し引くことができる。

R&D の活動はシンガポール国内で実施されなければならないが、R&D 組織にアウトソースすることが可能である。

新興企業向け R&D インセンティブ制度(RISE)¹³²

RISE 計画は、シンガポール国内で設立され、R&D に積極的に取り組み、法人組織となってから最初の 3 評価年の間に損失を被った結果、評価年 2009 年から評価年 2013 年(両評価年を含む)までの間に破綻する新興企業のための計画である。

¹²⁹ 詳細情報掲載ウェブサイト

http://www.sedb.com/content/edb/sg/en_uk/index/why_singapore/Guide_to_Investing_in_Singapore/taxation.print.html#link5

¹³⁰ 詳細情報掲載ウェブサイト

http://www.enterpriseone.gov.sg/en/Government%20Assistance/Tax%20Incentives/Product%20Development%20and%20Innovation/gp_iras_libRnD.aspx

¹³¹ 詳細情報掲載ウェブサイト

http://www.enterpriseone.gov.sg/en/Government%20Assistance/Tax%20Incentives/Product%20Development%20and%20Innovation/gp_iras_rda.aspx

¹³² 詳細情報掲載ウェブサイト

http://www.enterpriseone.gov.sg/en/Government%20Assistance/Tax%20Incentives/Start-ups/gp_iras_rise.aspx

この計画に基づき、企業は法人組織となってから最初の3年が経過後に自社の資本損失(tax losses)を現金による助成金に変換することが許される。この資格を得るために、企業はシンガポール国内における適格 R&D 活動に\$150,000 以上1年間に費やさなければならない。現金による助成金に変換することができる適格 R&D expenditure に関連する資本調整損失(tax adjusted loss)の額は\$225,000(すなわち、\$150,000 x 150%)で、この計画に基づき企業が得ることができる現金による助成金は最大\$20,250(すなわち、\$225,000 の9%)となる。

生産性・技術革新控除制度(PIC)¹³³

生産性・技術革新控除制度(PIC)に基づく特定の技術革新活動への投資を行う企業は、課税控除または減価償却控除を受ける資格がある。知的財産)権の取得とIPの登録は、そうした活動のうちの2つである。

シンガポール国内で取引または事業を行うすべての企業は、PIC 計画に参加する資格を持つ。外資系企業の支社や子会社も同様の資格を持つ。

PIC 制度では、評価年 2011 年から評価年 2015 年までに大規模な課税控除が適用される。適格支出額が、各評価年の各活動のために最大 S\$400,000 になる場合はこれに代えて、企業は 300%の課税控除または減価償却控除の適用を求めることができる。各活動について評価年 2011 年と評価年 2012 年、および評価年 2013 年から評価年 2015 年までの支出上限額を組み合わせるという選択肢がある。上述の IPR のための自動減価償却控除に加え、PIC 制度に基づく減価償却控除の適用を求めることができる。

これらの金額を超える支出については、150%(シンガポール国内での R&D)または 100%(シンガポール国外での R&D)の控除が依然として適用可能である。

評価年 2011 年から評価年 2013 年までの間に、現金制約のある発展途上の小規模な企業は、自社の適格支出を非課税の現金による助成金に変換することができる。これらの企業は、適格活動のための全支出のうち最大 S\$100,000(最小額は S\$400)を 30%という率で変換することができる。これにより、年間の現金による助成金は最大 S\$30,000 となる。さらに、評価年 2011 年と評価年 2012 年の上限額を組み合わせると、両方の年に最大 S\$60,000ドルの現金を受け取ることが可能である。

企業はまた、評価年 2011 年から評価年 2014 年の納税を延期することもできる。S\$100,000 を上限に、現在の事業年度に発生した適格支出の1ドルにつき、現在の評価年の税金1ドルの支払を遅らせることができる。次の評価年の最初の評価が発行されるときに納税が行われなければならない。

適格知的財産関連活動には、知的財産権の取得(製造工程での使用を目的に特許権で保護された技術を買い取るための支払など)、および特許、商標と意匠、ならびに植物品種の登録が含まれる。

PIC 計画がもたらす利点には条件と回収条項が適用され、企業に保証を求める場合がある。

¹³³ 詳細情報掲載ウェブサイト

<http://www.iras.gov.sg/irashome/PIcredit.aspx>

2.8A-STAR

IP 管理と技術移転について A-STAR が遂行する措置

A-STAR は、シンガポール政府直属の専門調査機関で、シンガポール国内の民間部門を対象に調査活動を行っている。

A-STAR の研究施設が開発した技術は A-STAR により保有されている。しかし、A-STAR は、その研究施設が開発した技術が持つ商業的潜在性を最大限に実現する目的で、ビジネスパートナーを積極的に探し求めている。

イクスプロイト・テクノロジーズ (Exploit Technologies) は、マーケティングと商品化を専門分野とした A-STAR の一組織である。この組織は、A-STAR が保有する技術をライセンス許諾する排他的な権利を持っており、A-STAR の研究活動を通して生まれた新しい技術の商品化を果たす責任を担っている。一般的に、この作業は以下を実施することで達成されている。

- 業界の主要な企業を対象に、既存の製品や工程に組み込むことができる概念実証技術のライセンス許諾を行う。
- 高い潜在性を持った企業をスピンオフ(分離独立)させる。
- 技術の商品化を目的に資金を提供する。
- 依然として開発の初期段階にある技術のために商業的に発展し得る産業上の利用分野を作る目的で、産業パートナーとの協力の可能性について研究する。

イクスプロイト・テクノロジーズ (Exploit Technologies) は、生物医科学、および科学と工学の各分野を専門とする 2 つの商品化チームを組織している。

イクスプロイト・テクノロジーズ (Exploit Technologies) はまた、発明の開発と、業界のニーズを満たすことができるライセンス許諾可能な知的財産への精緻化を目的に投資を行う技術商品化のための資金投入計画を策定している。

通常、A-STAR は、研究者が自分たちの技術の研究と精緻化を継続することを目的にそれらの技術を売却することはない。しかし、A-STAR は、特に産業上の利用分野のために技術をさらに精緻化し、開発するために実質的な投資が求められる場合、排他的なライセンス許諾契約を締結することがある。

第 3 章 シンガポールにおける模倣対策

3.1 模倣対策に関する序論

3.1.1 はじめに

シンガポールでは、著作権法と商標法に定められているように、著作権を侵害する製品、または虚偽の商標を貼付した製品を商業目的に使用することは不法行為とされている。以下に述べる模倣行為とは著作権法と商標法において該当する不法行為を指すものとする。¹³⁴

過去 50 年の間に、大量マーケティングが世界的な主流となり、著名ブランドが世界の遠隔地に供給されるようになった。企業は、人気の高い製品と国際的に認知されるブランド名を開発するために、革新技術の開発とマーケティングに多額の投資を行ってきた。こうした努力のもとに築き上げられた成果物としてのブランドを保護することは重要である。知的財産権所有者が投資の成果を手にする一方で、模倣行為という問題がこうした権利の最大の脅威として現れた。

ビジネスソフトウェアアライアンス(Business Software Alliance)によれば、シンガポール国内における PC ソフトウェアの著作権侵害の発生率は 2009 年に 35%まで低下したが、知的財産権所有者が被った損害額は US\$197,000,000 に昇ると推定される。アジア太平洋地域における PC ソフトウェアの著作権侵害の発生率は 2009 年に 59%に上り、違法なソフトウェアの価額は US\$16,500,000,000 に達すると推定される。¹³⁵

慢性的に模倣行為という問題に悩む事業団体は、模倣対策プログラムの必要性に気付いている。なぜなら、効果的な模倣対策プログラムが適用されることで収益の向上が期待できるからだ。

¹³⁴シンガポールでは特許権及び登録意匠権侵害に対し規定された刑事制裁はない。

¹³⁵ビジネスソフトウェアアライアンス(Business Software Alliance)のウェブサイト - <http://www.bsa.org/>

3.1.2 統計と傾向

2006年から2010年までに、シンガポール警察は年間平均225件の家宅捜索を行った。2010年を除き、差し押さえられた模倣品の価額は低い傾向にある。これは、シンガポール市場で模倣行為が順調に減少していることを指し示している。唯一の例外は2010年で、この年に差し押さえられた模倣品の価額はそれまでの3年間と比較して100%以上も増加した。

年	著作権関連の家宅捜索の件数	商標関連の家宅捜索の件数	すべての家宅捜索の件数	差し押さえられた模倣品の総価額
2004	126	190	316	S\$12,665,969.00
2005	61	168	229	S\$19,774,083.00
2006	57	144	201	S\$9,952,296.00
2007	54	196	250	S\$3,385,269.00
2008	60	122	182	S\$3,325,283.00
2009	51	189	240	S\$3,029,251.00
2010	60	194	254	S\$6,618,794.00

* 家宅捜索に関する統計資料の提供： 知的財産局 (Intellectual Property Office)

著作権関連の家宅捜索は、主にソフトウェア、音楽、および映画の海賊版を対象に行われた。統計資料を見ると、3つの傾向を観察することができる。海賊版のソフトウェア、音楽、および映画の供給は、これまでのディスクを媒体とした供給からオンラインによる供給に変化しているため、2004年から2005年にかけて著作権関連の家宅捜索の件数は50%以上も減少している。

高級ブランドの商標権所有者が模倣行為に関わる者に対する家宅捜索を主導しているため、商標関連の家宅捜索の件数はほぼ一定の状態推移している。

総体的に見ると、過去10年間で小売業者による模倣行為は順調に減少している。これは、強固な模倣対策に取り組む知的財産権所有者がそうした小売業者に対して積極的に法的手段を取っているためである。しかしながら、特にシンガポール国内で模倣品が生産されても国内では販売されず、輸出されるケースでは、シンガポールが模倣品の生産拠点であり続けるのか否かは不透明である。

3.2 模倣対策に取り組む政府機関

シンガポール国内で模倣対策に取り組む主要な政府機関として、シンガポール警察部隊 (Singapore Police Force) の知的財産権部 (IPRB)、検事局 (Attorney-General's Chambers (AGC))、シンガポール税関 (Customs)、および移民登録局 (Immigration and Checkpoints Authority of Singapore (ICA)) がある。

警察組織に存在する知的財産権専門組織 (IPRB)

模倣対策に関する行為を執行するのは、シンガポール警察部隊の刑事捜査部 (Criminal Investigations Department) に組織された知的財産権部門 (IPRB) である。シンガポール警察部隊の中の 1 組織である IPRB は、内務省の管理下にあり、専門刑事部 (Specialised Crime Division) の中に組み込まれている。IPRB は、知的財産権に関する捜査と不法行為に対する法律の執行を専門的に行う約 25 人の警察官で構成され、シンガポール国内における知的財産権に関連する家宅捜索を実施し、模倣行為に関連した犯罪捜査で検事局 (Attorney-General's Chambers (AGC)) を支援する役割を担っている。家宅捜索と捜査活動が完了すると通常、IPRB は模倣行為を行った者を訴追するための提言書を検事局に提出する。

IPRB が重点を置いているのは、犯罪組織 (シンジケートによって) による模倣品取引に関わる捜査である。IPRB は自ら捜査、ならびに家宅捜索を開始する一方、知的財産権所有者によって率先された家宅捜索も支援する (後述の「プライベート家宅捜索 (Private Raids)」参照)。

検事局 (AGC)

検事局 (AGC) は、特に行政法、刑法、国際法、立法、および法律改正の分野で助言を行うシンガポール政府の重要な法律顧問機関である。

さらに AGC は、知的財産模倣関連の不法行為の刑事告発を行う。AGC は検察官を通して、模倣行為者に対して直接告発を行うか、告発を行うよう権利所有者に委任された弁護士に許可 (fiat authorization) を発行する。

シンガポール移民登録局 (ICA)

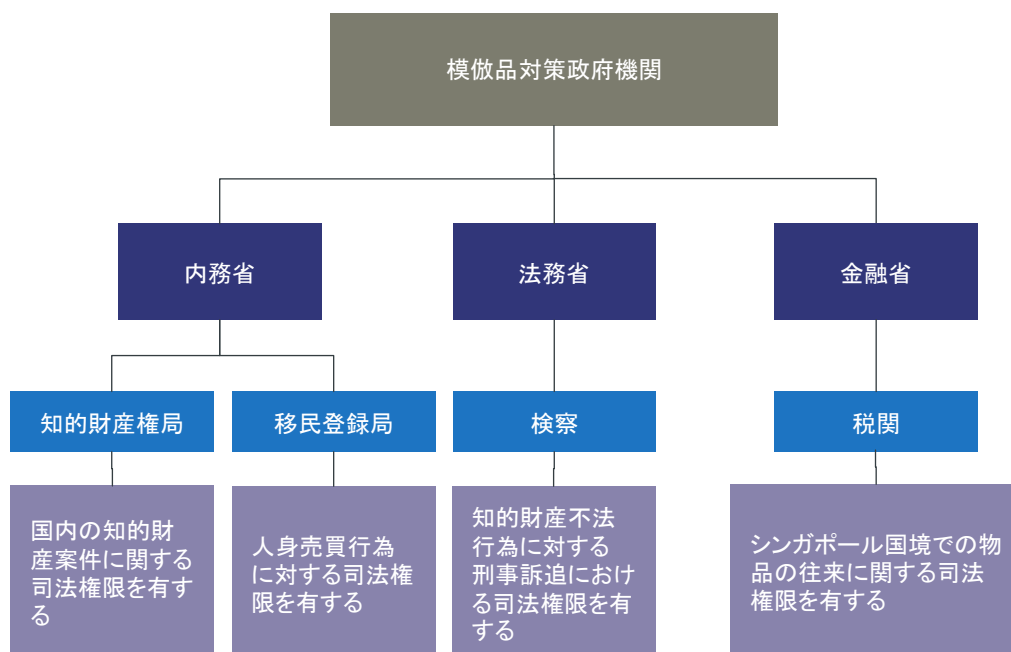
シンガポール移民局は、シンガポールへの出入国管理をおこなっている。入国管理官は、シンガポールに入国する者が違法物品を持ち込まないように管理する役割を担っている。これまでに ICA では、模倣品を所持してシンガポールに入国しようとした者を数多く逮捕しており、容疑者逮捕後は、さらに詳しい捜査が IPRB によって行われる。ICA は検問により、実際にマレーシアから手荷物で持ち込まれた模倣光ディスクや中国から持ち込まれた偽の高級ブランド品を押収している。

シンガポール税関 (税関)

シンガポール税関は金融省の管轄であるため、税関の最優先義務は関税の徴収及び、自由貿易協定 (Free Trade Agreement) や戦略物資制御法 (strategic goods control act) など含めた貿易規制措置の執行である。貿易は同国の主要経済活動のひとつである為、シンガポール税関による関税徴収は国の重要な収益源となっている。

一方、国境における取締まりは移民登録局 (ICA)¹³⁶ の管轄であるため、シンガポール商標法および著作権法では、税関職員が職権の範囲内において、シンガポールに輸入される模倣品の取締まりをすることができる (後述の「シンガポール国境における取締まり」を参照)。

¹³⁶後述の「シンガポール国境における取締まり」を参照。



3.3 シンガポールの法制度

法律の起源

過去に英国による植民地支配を受けていたため、シンガポールの法制度は英国の法制度を基盤としている。しかし、年月の経過とともにシンガポールの法制度は進化し、現在では憲法、制定法(商標法、著作権法、特許法など)、補助的制定法(商標規則など)、および判例法で構成される。

政府を構成する3つの部門

憲法は、行政府、立法府、司法という政府の3つの部門の原理と枠組みを定めている。

行政機関は、選出された大統領、内閣、および司法長官で構成される。大統領は政府の予算と公務員の任命に拒否権を発動する権限を持っている。内閣は、国会議員から任命され首相と大臣で構成され、政府の全体的な方向性と統制に責任を担い、国会に対する説明責任を果たす義務がある。司法長官(Attorney-General)は、政府に対する主要な法律助言者であり、不法行為を行った者を訴追する権限と裁量を持っている。

選出された大統領と国会も立法府を構成している。立法府は、法律を制定する権限と責任を担っており、国会が成立させるすべての法案には、大統領の同意が必要となる。

立法行為立法の基礎となるのは法案である。通常、これは政府の法務官により作成され、最初に国会議員(通常は該当する大臣)によって提案された後、国会審議においてその内容が読み込まれる。これが法案の最初の読み込みである。法案の2回目の読み込みで、該当する大臣は演説を行ってその法案の目的と論理的根拠について説明する。法案に関する討論が行われることもあり、その場合に該当する大臣は、議員が発する質問事項に回答しなければならない。法案は選定委員会(Select Committee)に送られて検討が行われる。重要性のある、あるいは賛否両論のある法案は通常、選定委員会に送られ、同委員会はその後、報告書を国会に提出する。最後に、国会で法案の3回目の読み込みが行われ、このときに国会が採択するあらゆる修正事項が加えられる。

国会が成立させた法案は国会法となるが、大統領が同法に同意し、官報に掲載されるまでは効力を発揮しない。

司法は首席裁判官(Chief Justice)により率いられ、最高裁判所と下級裁判所によって構成される。シンガポールでは最高裁判所と下級裁判所に司法権が与えられている(施行されている成文法の中で規定されている)。

シンガポールの法廷制度では、裁判官が法律と事実について採決の最終権限者である。シンガポールでは陪審制度はかつて極めて限定的に行われていたが、1970年に全面的に廃止された。

控訴裁判所

控訴裁判所は、シンガポールの法律において最高位の裁判所で、高等法院や下級裁判所の判決を不服とした民事と刑事の上訴について審理を行う。

シンガポールの司法制度にとって重要な年になったのは1994年で、この年、英国の枢密院への上訴は廃止となった。

1994年7月11日、最高裁判所は判例に関する実施規定を発行し、シンガポールの控訴審は自身が下した判断、ならびに枢密院が以前に下した判断に拘束されないことを明確に示した。しかし、過去の判例から逸脱する場合でも、妥当であると考えられるときは、過去に下された判断を通常通り拘束力があるものとして扱う。

高等法院

高等法院は、民事事件と刑事事件の両方を取扱い、第一審裁判所または控訴裁判所として機能する。高等法院には、海商法や知的財産に関わる裁判など、特定の法律問題を専門とし、審理を行うために特別に指名される裁判官も存在する。



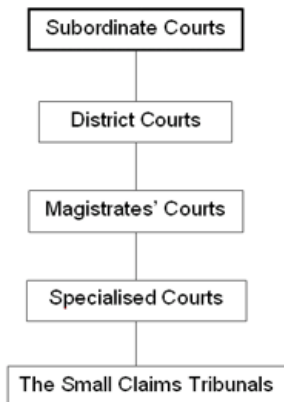
下級裁判所

下級裁判所は、地区法廷、治安裁判官法廷、少年法廷、検死官法廷と少額訴訟法廷で構成されている。

地区法廷と治安裁判官法廷

地区法廷と治安裁判官法廷は、負債、請求、または損害に関する契約または不法行為上の請求、および金銭の回収に関する訴訟など、具体的な事案について判決を下す権限を等しく持つ一方、これらの裁判所が扱う民事における管轄地域の金銭的な制限は異なっている。治安裁判官法廷の場合は\$60,000 で、地区法廷の場合は\$250,000 で、例外も存在する。¹³⁷

これらの裁判所には、刑事裁判管轄権と判決を言い渡す権能についての違いがある。治安裁判官法廷は、法律により定められる最長の懲役刑が 5 年を超えないか罰金刑のみが適用される不法行為についての裁判を行い、懲役 3 年を超えず、懲役刑、\$10,000 を超えない罰金刑、6 回を超えない鞭打ち刑、およびその他の正当な刑を言い渡すことができる。地区法廷は、法律により定められる最長の懲役刑が 10 年であるか罰金刑のみが適用される不法行為について裁判を行い、懲役 10 年を超えない懲役刑、\$30,000 を超えない罰金刑、12 回を超えない鞭打ち刑、およびその他の正当な刑を言い渡すことができる。



¹³⁷地区法廷が定める故人の遺産管理に関する訴訟手続きの上限額は\$3,000,000 である。治安裁判官法廷と地区法廷の上限額は、大統領が首席裁判官(Chief Justice)と協議した上で変更することができる。

3.4 著作権法および商標法が定める規定

3.4.1 著作権法

著作権法は、特定の著作権侵害行為を刑事犯罪として規定しており、これを犯した者は著作権所有者または国が起こす刑事訴訟の対象となる。

無許可の複製物を対象にした商取引の禁止

著作権法は、著作権で保護されている物の無許可の複製物（以下「権利侵害複製物」とする）を対象にした商取引を刑事罰の対象として指定している。

以下の行為は違反行為とみなされる。

- (1) 販売または賃貸を目的とした権利侵害複製物の作成¹³⁸
- (2) 権利侵害複製物の販売、賃貸、販売または賃貸を目的とした提供または陳列¹³⁹
- (3) 取引を目的とした権利侵害複製物の公衆での展示¹⁴⁰
- (4) 取引を目的とした、または著作権の所有者に不利益を与える程度に権利侵害複製物の頒布¹⁴¹
- (5) 上記の(2)から(4)で述べられる目的のために権利侵害複製物の輸入¹⁴²
- (6) 権利侵害複製物を作ることを目的とした具体的に設計または適合された物をの作成または所有¹⁴³

上記一覧で示す著作権侵害を成立させるためには、侵害者が扱う複製物が著作権で保護された物の侵害複製物であることを認識していた、または認識していたと合理的に判断できることを起訴側が証明しなければならない。

侵害者が著作権で保護された物の侵害複製物を5つ以上所持していた場合、他の方法で証明が成されない限りこの者は販売目的、または個人的使用および家庭内での使用以外の目的にそれらの複製物を所持していたと推定される。¹⁴⁴

無許可の複製物を対象にした商用利用の禁止

著作権所有者の同意または許可なく著作権で保護された物を再生または複製する行為は直接的な著作権侵害となるが、通常、侵害者は刑事処分の対象にはならない。

しかし、そうした直接的な侵害行為を意図的に行った場合、すなわち(i)侵害行為の程度が重大である場合、または(ii)侵害者が商業的な利益を得る目的で侵害行為を行った場合、¹⁴⁵すなわち自身が営む事業または取引のために直接的な利益、利点、または経済的収入を得る目的でそうした行為を行った場合は刑事上の違反行為となる。¹⁴⁶

著作権を保護する技術的措置の迂回行為の禁止

自身の行為が技術的措置の迂回行為に相当することを認識している状況、または認識していると合理的に判断できる状況で技術的なアクセス管理措置を迂回する行為は、著作権法に基づき禁じられている。¹⁴⁷

¹³⁸著作権法第136条(1)(a)

¹³⁹著作権法第136条(1)(b)

¹⁴⁰著作権法第136条(1)(c)

¹⁴¹著作権法第136条(3)(a)および136条(3)(b)

¹⁴²著作権法第136条(2)

¹⁴³著作権法第136条(4)

¹⁴⁴著作権法第136条(7)

¹⁴⁵著作権法第136条(3A)(c)(i)および136条(3A)(c)(ii)

¹⁴⁶著作権法第136条(6B)

¹⁴⁷著作権法第261C条(1)(a)

技術的アクセス管理措置の迂回行為を成立させるためには、侵害者が意図的にその行為を行ったこと、および商業的な利益または個人的な金銭的收入を得ることを目的にその行為を行ったことを起訴側が証明しなければならない。¹⁴⁸

シンガポール著作権法はまた、著作権で保護された物へのアクセスを管理する措置を迂回することを目的とした製品またはサービスを製造、輸入、頒布、および国民に提供することを禁じている。¹⁴⁹

技術的な保護措置を迂回するための製品またはサービスを提供したことによる刑事犯罪を成立させるためには、侵害者が意図的にその行為を行ったこと、および商業的な利益または個人的な金銭的收入を得ることを目的にその行為を行ったことを起訴側が証明しなければならない。

侵害者が以下に該当しない場合、侵害者は意図的に行為を行ったものとみなされる。

- 製品またはサービスが持つ技術的な保護措置を迂回する能力を自身が宣伝した、またはこの宣伝を行うことを許可した。¹⁵⁰
- 技術的な措置を迂回すること以外に製品またはサービスが持つ商業的な目的または用途は限定的であることを認識していた、または認識していたと合理的に判断できる理由がある。¹⁵¹
- 技術的な措置を迂回することを主な目的として製品が設計または製造されたことを認識していた、または認識していたと合理的に判断できる理由がある¹⁵²
- 技術的な措置を迂回することを主な目的としたサービスを自身が実施した、またはこの実施を許可した。¹⁵³

自身が営む事業または取引のために直接的な利益、利点、または金銭的な収入を得るために行為が行われた場合、侵害者は商業的な利益を得ることを目的に行為を行ったものとみなされる。¹⁵⁴

¹⁴⁸ 著作権法第261C条(4)

¹⁴⁹ 著作権法第261C条(1)(b)および261C条(1)(c)

¹⁵⁰ 著作権法第261C条(6)(a)および261C条(7)(a)

¹⁵¹ 著作権法第261C条(6)(b)および261C条(7)(b)

¹⁵² 著作権法第261C条(6)(c)

¹⁵³ 著作権法第261C条(7)(c)

¹⁵⁴ 著作権法第261C条(8)

上記一覧で示す著作権侵害行為に対する刑罰を以下の表にまとめる。

	侵害行為	規定される刑罰
(i)	販売または賃貸を目的とした権利侵害複製物の製造 ¹⁵⁵	罰金刑: 一点につき最大\$10,000、合計で最大\$100,000(いずれか低い額を適用) または 懲役刑: 最長 5 年 または 両方
(ii)	権利侵害複製物の販売、賃貸、販売または賃貸を目的とした提供または陳列 ¹⁵⁶	
(iii)	取引を目的とした権利侵害複製物の公共の場における陳列 ¹⁵⁷	
(iv)	取引を目的とした、または著作権の所有者に不利益を与える程度の権利侵害複製物の頒布 ¹⁵⁸	罰金刑: 最大 \$50,000 または 懲役刑: 最長 3 年 または 両方
(v)	上記の(ii)から(iv)を目的とした権利侵害複製物の輸入 ¹⁵⁹	罰金刑: 一点につき最大 \$10,000、合計で最大\$100,000(いずれか低い額を適用) または 懲役刑: 最長 5 年 または 両方
(vi)	権利侵害複製物の作成を目的とした具体的な設計または適合された物品の作成、または所有 ¹⁶⁰	罰金刑: 一点につき最大 \$20,000 または 懲役刑: 最長 2 年 または 両方
(vii)	(i) 重大な侵害行為が生じる程度に ¹⁶¹ 、または(ii) 商業的利益の取得を目的とした侵害行為が生じるように ¹⁶² 、著作権で保護された物の意図的な複製または再生	罰金刑: 最大 \$20,000(2 回目以降の侵害行為については \$50,000) または 懲役刑: 最長 6 ヶ月(2 回目以降の侵害行為については 3 年) または 両方
(viii)	自身の行為が技術的な措置の迂回行為に相当することを侵害者が認識している状況下において、または認識していると合理的に判断できる理由がある状況における、意図的で、商業的な利益の獲得を目的とした ¹⁶³ 技術的なアクセス管理措置の迂回行為 ¹⁶⁴	罰金刑: 最大 \$20,000

¹⁵⁵ 著作権法136条(1)(a)

¹⁵⁶ 著作権法136条(1)(b)

¹⁵⁷ 著作権法136条(1)(c)

¹⁵⁸ 著作権法136条(3)(a)および136条(3)(b)

¹⁵⁹ 著作権法136条(2)

¹⁶⁰ 著作権法136条(4)

¹⁶¹ 著作権法136条(3A)(c)(i)および136条(3A)(c)(ii)

¹⁶² 著作権法136条(6B)

¹⁶³ 著作権法261C条(4)

¹⁶⁴ 著作権法261C条(1)(a)

	侵害行為	規定される刑罰
(ix)	著作権で保護された物へのアクセスを管理する措置を迂回することを意図した製品またはサービスを意図的に、かつ商業的な利益を獲得することを目的とした製造、輸入、頒布、および公衆への提供 ¹⁶⁵	罰金刑: 最大 S\$20,000 または 懲役刑: 最長 2 年 または 両方

裁判所は、大量の侵害物品を取引し、組織的な方法で(犯罪組織に属することで)侵害行為を行う模倣者に罰金刑と施設内処遇の両方を科すことができる。

¹⁶⁵著作権法261C条(1)(b)および261C条(1)(c)

3.4.2 商標法

商標法では刑事犯罪となる特定の商標侵害行為について規定しており、この法律により侵害者は知的財産権の所有者または(AGC を介して) 国によって刑事訴追される。

模倣品商取引の禁止

商標法では、登録商標を不当に使用した製品(以下「権利侵害となる製品」とする)の商取引は刑事罰の対象とされている。

以下の行為は不法行為とみなされる。

- 特定の登録商標を偽り、あるいは改ざんする目的でその登録商標に類似したマークを作成することによる模倣行為¹⁶⁶
- 特定の登録商標を偽って製品またはサービスへの使用(マークや広告、インボイス、ラベル、または価格表に登録商標を使用することも含む)¹⁶⁷
- 見た目が特定の登録商標に類似した登録商標または標識の複製物を具体的に設計または適合された物品の製造または所持¹⁶⁸
- 取引または製造を目的とした侵害製品の輸入¹⁶⁹
- 侵害製品の販売、提供、または販売を目的とした陳列¹⁷⁰
- 取引を目的とした侵害製品の所持¹⁷¹

上記一覧で示す商標に関する不法行為に対する刑罰を以下の表にまとめる。

	違反行為	規定される刑罰
(i)	特定の登録商標を偽り、あるいは改ざんする目的でその登録商標に類似したマークを作成することによる模倣 ¹⁷²	罰金刑: 最大 S\$100,000 または 懲役刑: 最長 5 年 または 両方
(ii)	特定の登録商標を偽って製品またはサービスへの使用(マークや広告、インボイス、ラベル、または価格表に登録商標を使用することも含む) ¹⁷³	罰金刑: 最大 S\$100,000 または 懲役刑: 最長 5 年 または 両方
(iii)	見た目が特定の登録商標に類似した登録商標または記号の複製物を具体的に設計または適合された物品の製造または所持 ¹⁷⁴	罰金刑: 最大 S\$100,000 または 懲役刑: 最長 5 年 または 両方

¹⁶⁶ 商標法第46条

¹⁶⁷ 商標法第47条

¹⁶⁸ 商標法第48条

¹⁶⁹ 商標法第49条(a)

¹⁷⁰ 商標法第49条(b)

¹⁷¹ 商標法第49条(c)

¹⁷² 商標法第46条

¹⁷³ 商標法第47条

¹⁷⁴ 商標法第48条

	違反行為	規定される刑罰
(iv)	取引または製造を目的とした侵害製品の輸入 ¹⁷⁵	罰金刑: 一点につき最大 S\$10,000、合計で最大 S\$100,000(いずれか低い額を適用) または 懲役刑: 最長 5 年 または 両方
(v)	侵害製品の販売、提供、または販売を目的とした陳列 ¹⁷⁶	
(vi)	取引を目的とした侵害製品の所持 ¹⁷⁷	

3.4.3 企業の取締役が負う刑事責任

商標法第 46 条から第 49 条に基づき、企業が商標の侵害行為を行った場合、または著作権法の第 136 条に基づき著作権の侵害行為を行った場合、その企業の取締役、経営者、秘書、または同等の役員、あるいはそうした権能を有する者は、自身の承認または黙認のもとそうした行為が行われた場合、当該行為につき個人的責任を負うものとする。¹⁷⁸

¹⁷⁵ 商標法第 49 条(a)

¹⁷⁶ 商標法第 49 条(b)

¹⁷⁷ 商標法第 49 条(c)

¹⁷⁸ 著作権法第 201 条 B(4)(商標法第 107 条 (4)に対応)

3.5 家宅搜索の遂行と知的財産権部が担う役割

私人(権利所有者)による家宅搜索(プライベートレイド)

大規模な犯罪組織が関与するケースや、流通業者が海賊版の製品を大量に頒布するケースを除き、多くのケースは知的財産権所有者が自身が独自に捜査、家宅搜索(プライベートレイド)、および起訴を行う。

IPRB は、搜索令状の執行により家宅搜索(プライベートレイド)を行い、それによって押収された物を保管し、破棄する。

(1) 捜査の遂行と証拠の取得

通常、標的が特定されると、標的が行う違法行為を裏付ける証拠を取得するために私立探偵が雇われる。通常、こうした証拠は侵害製品を実際に購入することで取得される(以下「おとり購入(Trap Purchase)」とする)。

知的財産権所有者とその代表者は、おとり購入(Trap Purchase)を通して取得された証拠を検証し、搜索令状の申請の際、その製品が模倣品であることを確認する確認書(authentication letter)を作成して、申請書に添付する必要がある。

(2) 搜索令状の申請

次に、下級裁判所の治安裁判官に搜索令状の発行を申請する。搜索令状の取得には、苦情内容について宣誓を行い、おとり購入(Trap Purchase)を通して取得した証拠と確認書を治安裁判官に提出しなければならない。¹⁷⁹

搜索令状を発行する前に、治安裁判官によって、(i)知的財産権の侵害行為に相当する製品、(ii)知的財産権の侵害行為を行う際に使用された材料または物品、または(iii)知的財産権の侵害行為を裏付ける資料の存在の確認につき合理的な理由があることみなされる必要がある。

(3) 家宅搜索の遂行

搜索令状は発行から7日間効力を有する。知的財産権所有者またはその代表者は弁護士を通じてIPRBと接触し、搜索令状の有効期間内に家宅搜索を遂行する日程を決定する必要がある。

また知的財産権所有者、その代表者、または弁護士は、IPRB に対し家宅搜索後の進展報告に関して保証し、知的財産権所有者により刑事訴追の懈怠から生じる、政府に対するいかなる者からのすべての請求の免責をしなければならない。

家宅搜索遂行が合意された日に、IPRB の職員は裁判所から搜索令状を受け取り、家宅搜索が遂行される間、知的財産権所有者と(または)その代表者¹⁸⁰に付き添う。家宅搜索(プライベートレイド)において、IPRB は通常2名の職員を、搜索令状を執行する知的財産権所有者と(または)その代表者に付き添わせる。

付き添うIPRB の職員は、家宅搜索の間に模倣者を逮捕することも、調書を取ることもない。彼らの役割は、搜索令状の内容を説明し、押収した物品を保管し、模倣者に搜索令状の執行報告日を伝え、家宅搜索の遂行に関して不服があればそれを書き留める。

(4) 搜索令状の執行報告/さらに詳しい捜査

¹⁷⁹ 著作権法第136条(9)および261条G(2)(商標法第53条A(3)に対応)

¹⁸⁰ 権利所有者の代表者は権利所有者が雇用する従業員である必要はないが、問題の模倣品に関する十分な知識を有していることが必要とされる。

捜索令状が発行されたから数日後に裁判所は知的財産権所有者の代理人を務める弁護士に、裁判所に出頭するように求める。この日は、一般的に執行報告日と呼ばれ、知的財産権所有者の代理人を務める弁護士と IPRB の職員は、治安裁判官に家宅捜索の結果を報告する。

模倣者が家宅捜索の遂行に不服を申立てることを希望する場合、模倣者は執行報告日に治安裁判官のもとに出頭することができる。

執行報告日に、治安裁判官は通常、IPRB に押収物を保管し、IPRB 施設で押収物の確認を行うように命じる。

執行報告日に模倣者が裁判所に出頭する場合、模倣者は IPRB 施設で行われる押収物の確認に立ち会うことを求めることができ、多くの場合、裁判所はその請求を認める。

家宅捜索の実施後にさらに詳しい捜査が必要である場合、知的財産権所有者は弁護士または探偵にさらに詳しい捜査を実行するように依頼しなければならない。

(5) 押収物の検査

家宅捜索の実施後、知的財産権所有者またはその代表者は、IPRB 施設で押収物の確認を行うための予定を立てる。模倣者がこの確認作業に立ち会うことを希望した場合、知的財産権所有者またはその代表者は模倣者に確認作業の実施日時を伝えなければならない。

確認作業が完了したら、模倣者に対する刑事訴追を念頭に、知的財産権所有者またはその代表者は家宅捜索後の確認書 (post-raid authentication report) を作成し、全ての押収物が模倣品であることを確約する。

通常、権利所有者は押収物の保管及び破棄にかかるコストの負担はしない。しかし、押収物が IPRB 施設で保管しきれない量であったり、その物品の性質により IPRB 施設で保管が不可能な物であったりする場合や、破棄に特別な処理が要されるような場合は、権利所有者が保管及び破棄コストを負担することになる。

(6) 警告書／和解

家宅捜索が無事に完了した後、法的審理を回避することができれば、知的財産権所有者は模倣者に警告書を発行し、侵害を受けた権利と知的財産権所有者の要求事項を正式に示すことができる。

時として、家宅捜索が行われた直後に、模倣者が知的財産権所有者に示談を申し出ることがある。そのような場合、当事者は警告書を発行することなく和解交渉に入ることができる。

和解条項には、通常以下のような規定が盛り込まれる。

- 模倣者が押収物をのすべての IPRB へ引き渡し、破棄されること
- 模倣者が知的財産権所有者に対し(今後の対処について)保証(念書の締結)すること
- 模倣者が模倣品を入手した出所を開示すること
- 模倣者が知的財産権所有者に賠償を行うこと(民事訴訟において賠償が認められていたであろう、経費と損害について)
- 新聞による公告または書面の送達などによる、模倣者から知的財産権所有者へ謝罪すること

家宅捜索後は、知的財産権所有者が模倣者に対して訴訟手続きを開始するまでの期間が 6 ヶ月(家宅捜索が行われた日より起算)と法律上で定められていることに留意すべきである。これを怠った場合、押収物は模倣者に返却されるものとする。¹⁸¹

¹⁸¹ 著作権法第 136 条(10) および 261 条 G (3)(商標法第 53 条 A (4)に対応)

警察の家宅捜索

IPRB はまた、独自の捜査を行った後に、警察による家宅捜索を遂行することもある。

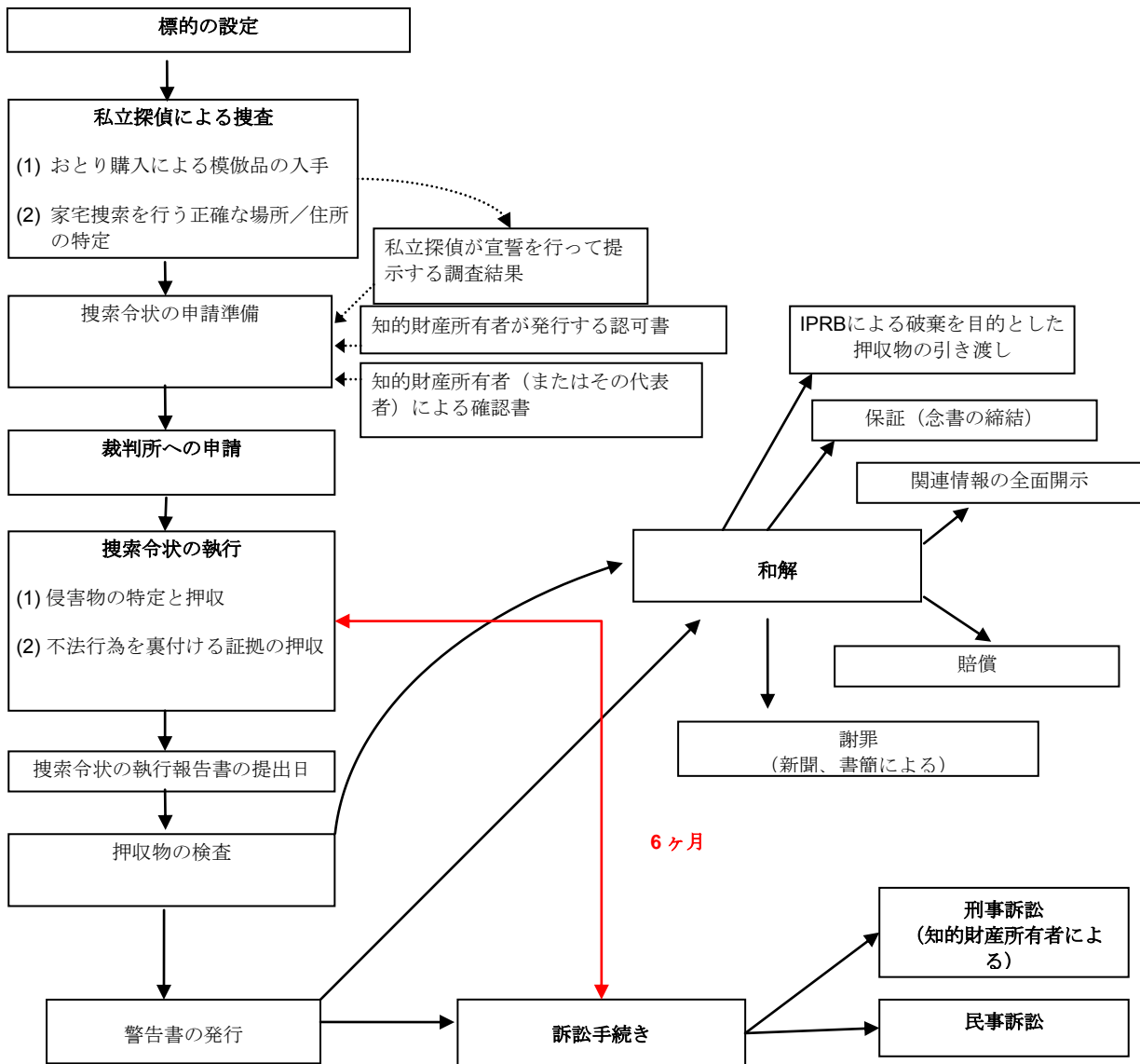
警察による家宅捜索の場合、知的財産権所有者の代表者または弁護士は、以下に挙げるいくつかの支援を要請される場合がある。

- おとり購入を通しての模倣品の取得
- おとり購入を通して取得した模倣品に関する確認書の検証と提出
- 警察による家宅捜索への立ち会い、押収すべき模倣品の特定
- 知的財産権者の著作権または商標権を侵害する物品が家宅捜索中に押収された場合、家宅捜査後に押収物が模倣品であることを確約する認証報告書の提出

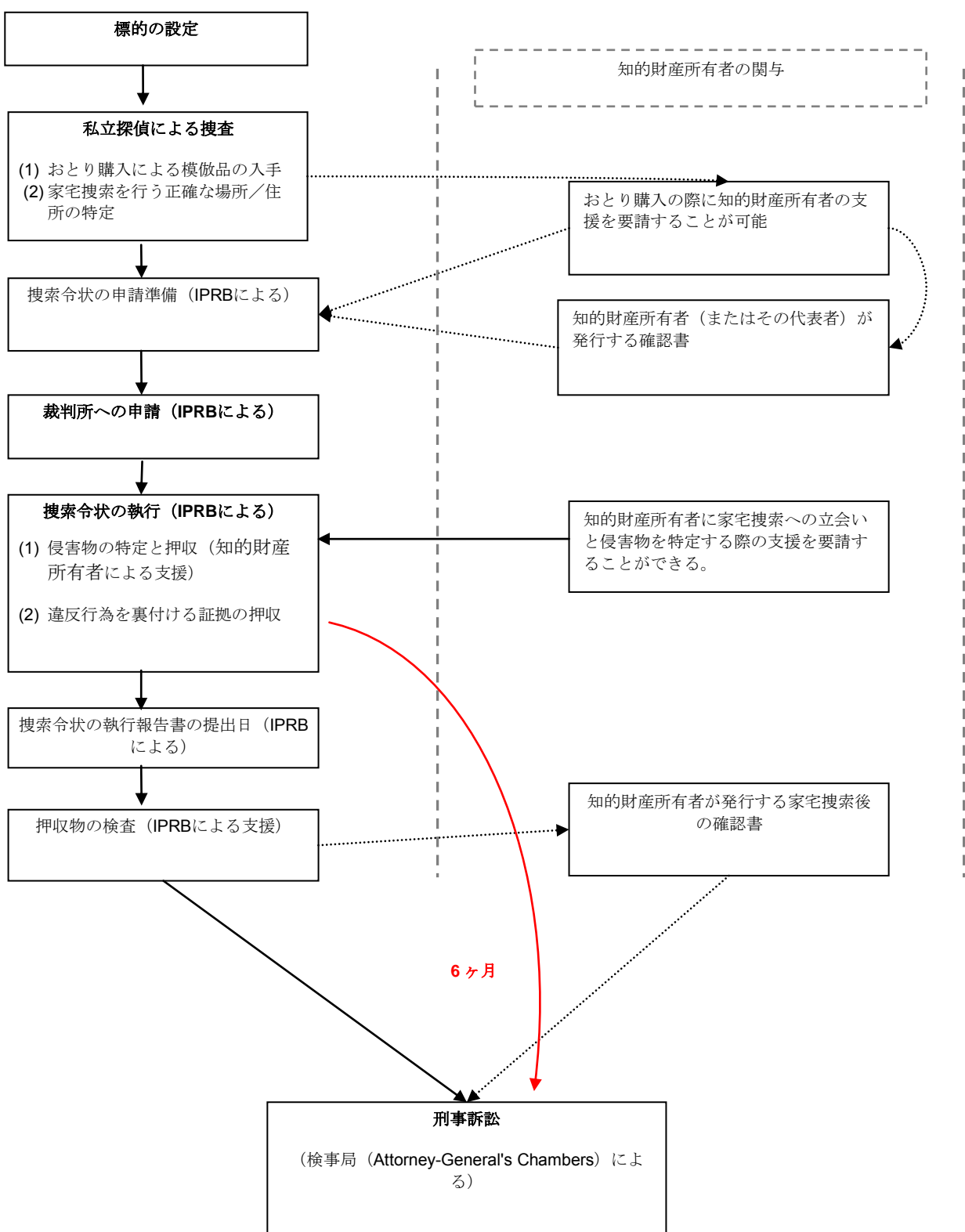
警察の家宅捜索には、6 ヶ月の法定期間が適用される(家宅捜索が行われた日から起算する)。IPRB は知的財産権所有者に家宅捜索後の確認書を適時に提出するよう要請し、これを受けて検事局 (Attorney-General's Chambers) は、模倣者に対する刑事訴追に関し十分な時間を費やし準備し、開始することができる。

上述のように、大きな犯罪組織、あるいは大量の侵害製品を流通させる頒布者が関与する知的財産侵害行為の場合、IPRB の直接的な関与が正当化される。

家宅捜索(プライベートレイド)遂行プロセスの概要



警察の家宅捜索の遂行プロセスに関する概要



3.6 知的財産権所有者が行う訴訟手続き

和解が行われない場合、知的財産権所有者は家宅捜索が実施された日から6ヶ月以内に模倣者に対して訴訟手続きを開始しなければならない。

刑事訴追

知的財産権所有者は、私訴という形で模倣者に対し、知的財産権侵害による刑事責任を問うことができる。

(1) 許可 (fiat) の取得

著作権法または商標法に基づく最高刑が3年以上となる知的財産権に関する違反行為の場合、知的財産権所有者が私訴を行うには検事局 (Attorney-General's Chambers) の許可 (fiat authorization) を取得することが求められる。¹⁸²

許可 (fiat authorization) を取得するために、知的財産権所有者は弁護士を通じて、以下に示す情報と資料で構成される申請用紙を検事局 (Attorney-General's Chambers) に提出する必要がある。

- 訴追手続きを行う弁護士の氏名
- 訴追される人物または企業の名称
- 家宅捜索の詳細
- 知的財産権所有者、またはシンガポールを拠点とする子会社による補償状
- 告発内容
- 捜索令状、および家宅捜索に関して警察が発行した報告書
- 家宅捜索に関して私立探偵が発行する報告書 (該当する場合)
- 捜索令状を取得するために裁判所に提出される情報
- 家宅捜索後の確認書

(2) 治安裁判官の召喚状の発行に関する請求

許可 (fiat) 取得後、知的財産権所有者は治安裁判官への召喚状発行の請求を行うために代理人を指名し、模倣者に対して召喚状を発行するように求める。

治安裁判官への召喚状発行の請求が承認されると、知的財産権所有者の弁護士は召喚状を受け取り、模倣者に対して送達を行う。

治安裁判官への召喚状発行の請求には、訴訟事案が最初に読み上げられる言及日 (First Mention) が定められている。模倣者は最初の言及 (First Mention) 日に裁判所に出頭しなければならない。模倣者がこれを怠る場合、裁判所は逮捕状を発行して模倣者を強制的に裁判所に出頭させることができる。

(3) 最初の陳述 (First Mention) とその後の審理前手続き

最初の陳述 (First Mention) が行われるとき、模倣者に対して告発内容が読み上げられる。模倣者は以下の選択肢のうちいずれかを選ぶことができる。

- 告発内容について有罪であると認める。
- 告発内容について無罪であると主張する。
- 法律上の助言を得るため、および (または) 起訴側に表明を行うため休廷を求める。

¹⁸² 刑事訴訟法 (2010 年) スケジュール 1

模倣者が告発内容について有罪であると認める場合、裁判所は告発された不法行為に関して定められた刑罰にしたがい判決を下すための手続きに入る。結審した時点で、知的財産権所有者の弁護士は裁判所に警察による押収物の破棄を命じる処分命令の発行を求める。

模倣者が告発内容について無罪であると主張し、審理を求める場合、事案は裁判所での本格的な審理に先立ち審理前協議にかけられる。知的財産権所有者の弁護士は、審理のために証人と資料を準備しなければならない。

結審し、裁判所にて模倣者の有罪が確定すると、該当する不法行為について定められる刑罰にしたがって判決が言い渡される。模倣者の有罪確定後は、知的財産権所有者の弁護士は裁判所に警察による押収物の破棄を命じる処分命令の発行を求める。

最初の陳述)において、模倣者は起訴側(知的財産権所有者の弁護士)に表明を行うためにより多くの時間を求めることができる。起訴側は模倣者による表明の内容に目を通し、模倣者が審理を求めることなく告発内容について有罪であることを認めるとの条件で、より小さい罪を適用する可能性について検証する。

さらに、判決確定前であればいつでも、模倣者は知的財産権所有者に示談を申し出ることができる。

許可(fiat authorization)に基づいて個人による訴追が行われる場合、告発内容の変更や取下げを行うためには検事局の同意を得ることが必要となる。

刑事訴追の裁判には、治安裁判官への召喚状発行の請求が行われた日から、約2-12ヶ月の期間を要する。裁判期間は、模倣者が最初の陳述時に告発内容について有罪であると認めるか、審理に入ることを主張するかによって異なる。

民事訴訟

知的財産権所有者はまた、模倣者を相手取って民事訴訟を起こし、損害賠償、不当に得た利益の返還、禁止命令などの救済措置の適用を得ることができる。

民事訴訟では、知的財産権所有者が模倣者に対して召喚状(Writ of Summons)と要請書の送達を行うことで開始される。模倣者は、召喚状が発行されてから8日以内に出頭し、知的財産権所有者の申立てに対して抗弁(および該当する場合は反訴)を行わなければならない。模倣者が出頭することも抗弁を行うことも怠る場合、知的財産権所有者は模倣者に対する欠席判決を求めることができる。模倣者による抗弁(および該当する場合は反訴)を受けた後、知的財産権所有者は訴答(および該当する場合は反訴に対する抗弁)をすることができる。

審理前協議(PTC)が少なくとも1回開かれ、この中で裁判所は審理において取るべき今後の対応を両当事者に指示する。これらの指示は、具体的には証拠開示手続きと証人発言の交換を行うスケジュールなどに関するものである。また、両当事者による事実に関する詳細のさらなる提示、文書の修正などに関する中間申請の審議も行われる。

中間申請に関するすべての課題が解決されると、審理へと進むことになる。裁判所はこの時点で審理を行う日付を決定する。

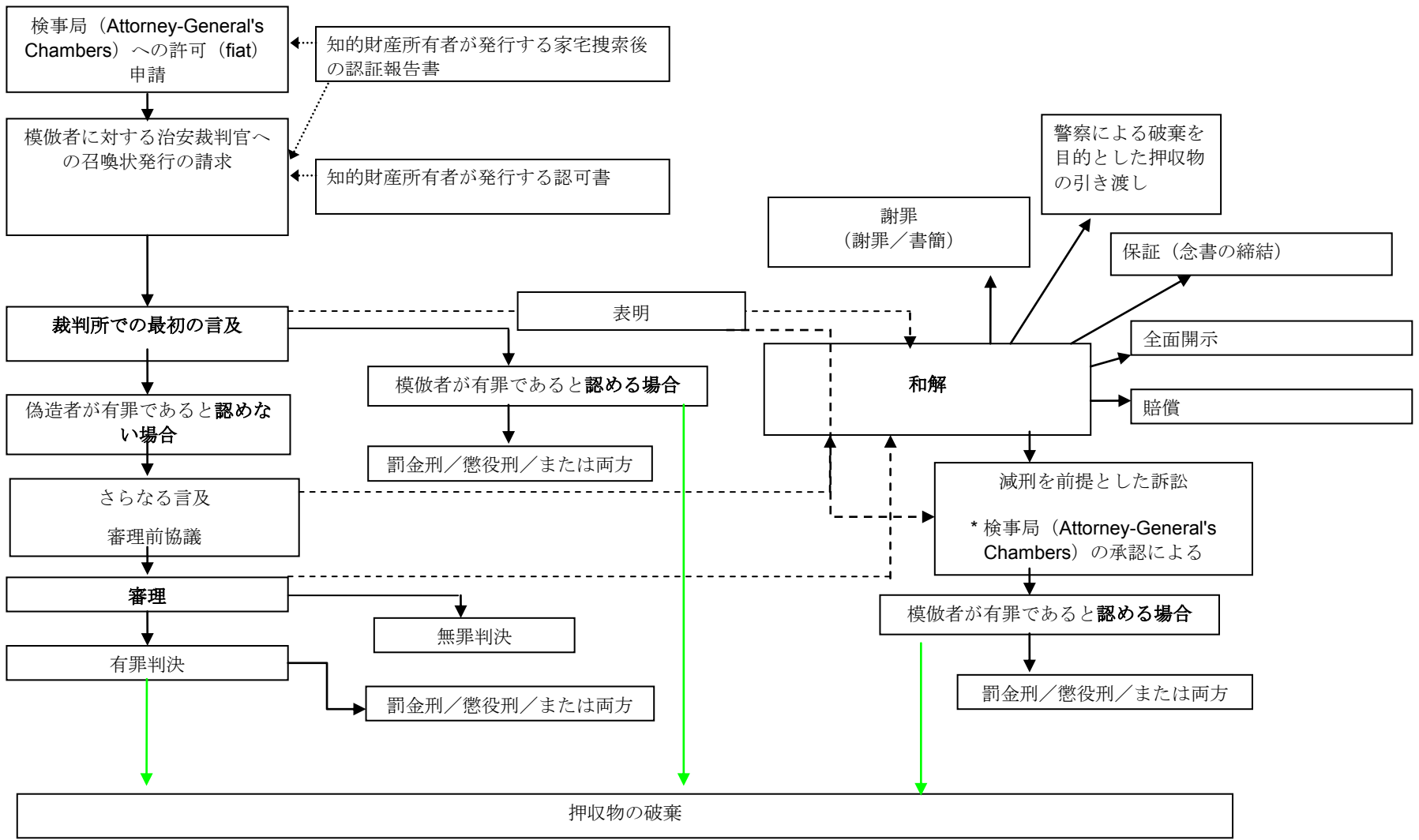
訴訟手続きが開始されてから8-12ヶ月の間に全ての審理が執り行われる。

家宅捜索が行われたことにより発生する知的財産権侵害の申立ての場合は、審理が行われる以前に民事訴訟にて略式で早期段階で解決することがある。

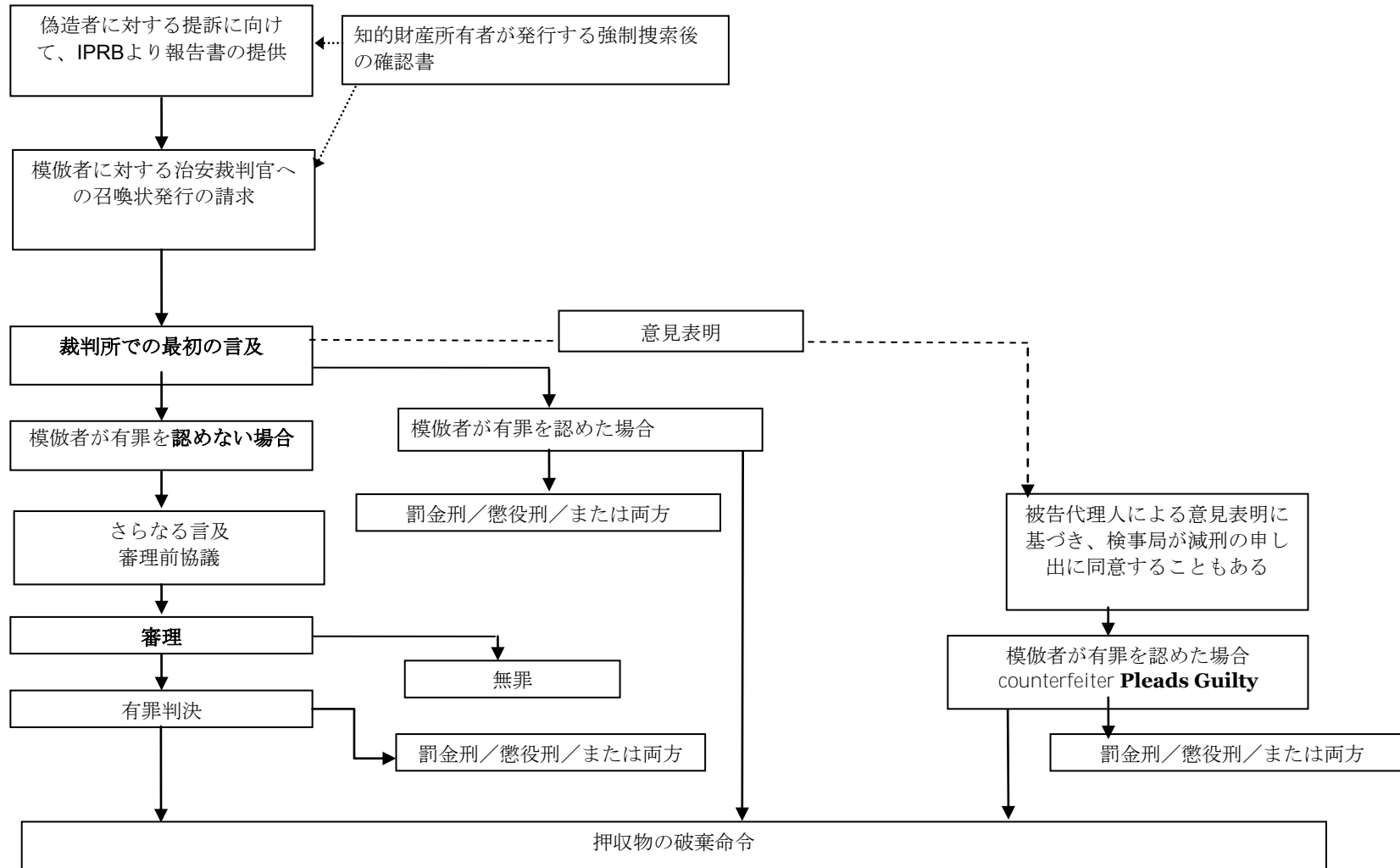
民事訴訟の規定では、民事訴訟における知的財産権所有者の申立てに対し、模倣者は抗弁を行わないとの理由で、知的財産権所有者は裁判所に対し、模倣者への略式判決を申請することができる。

したがって、費用節約の戦略として、知的財産権所有者は最初に模倣者に対して刑事訴訟を起こし、そこで模倣者が有罪の答弁をした後に民事訴訟を起こすことが望ましい。この方法により、刑事裁判において模倣者が行った有罪の答弁に依拠して、知的財産権所有者は民事裁判所に対し、模倣者への略式判決を申請することができる。

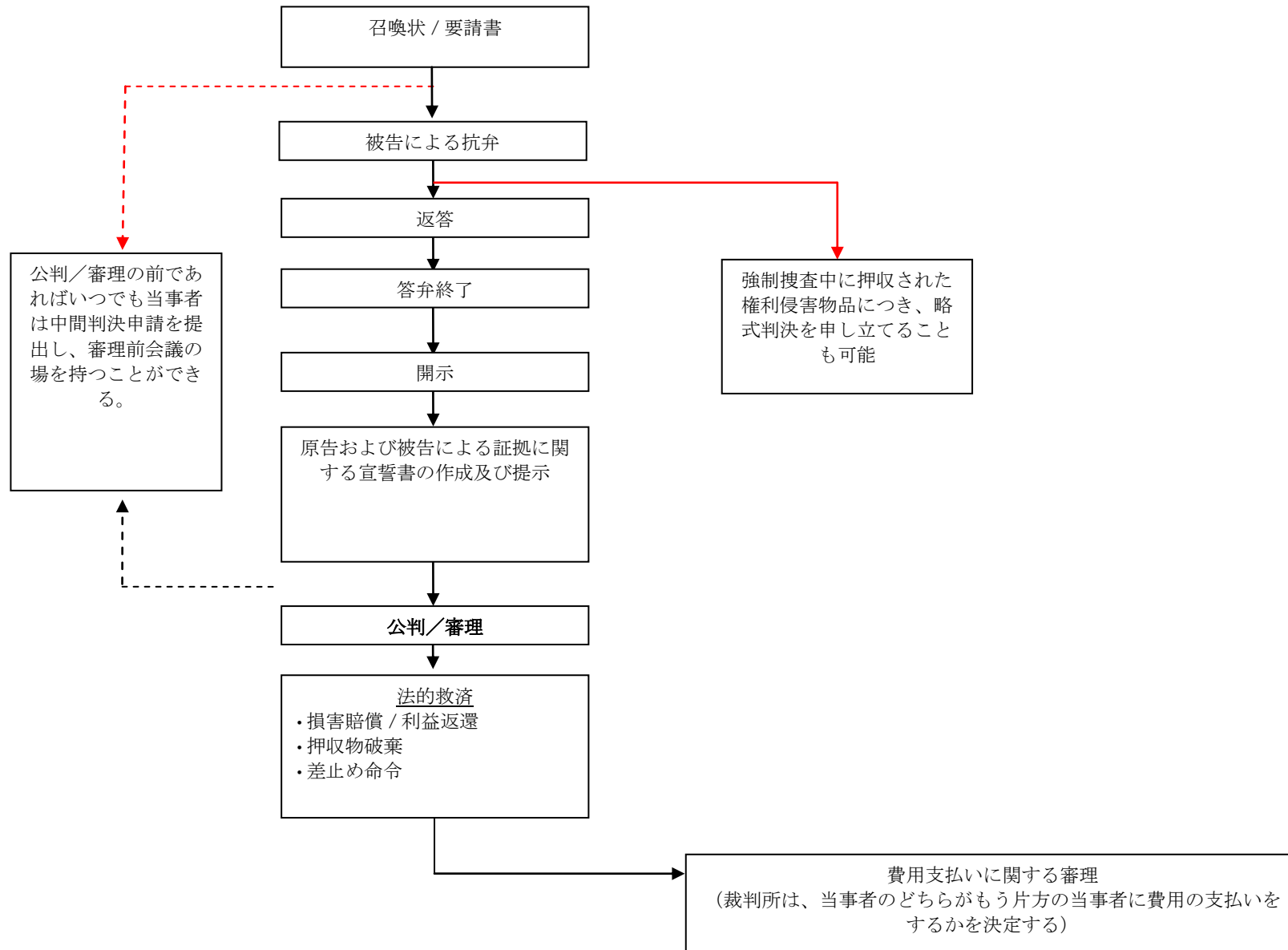
知的財産権所有者による刑事訴訟の概要



検事局(Attorney-General's Chambers)による刑事訴訟の概要



権利所有者による民事訴訟の概要



シンガポールで行われる権利行使に関する事例研究

City Chain Stores (S) 対 Louis Vuitton Malletier 社事件

背景

Louis Vuitton(以下「LV」という)は、シンガポールで数多くのクラスにおいて意匠登録されている Louis Vuitton Monogram Canvas(以下「Monogram」という)という意匠の所有者である。Monogram を構成する 4 つの要素のうちの 1 つに四つ葉 (Flower Quatrefoil)の商標(以下「四つ葉の商標」という)がある。LV は、シンガポールで特に腕時計について登録されている四つ葉の商標所有者でもある。

City Chain stores (S)社は、文字盤とストラップに SOLVIL という商標と 4 箇所が尖った花の図案(以下「Solvil の花の図案」という)をあしらった一連の腕時計(以下「Solvil の腕時計」という)をシンガポールで売り出した。



Solvil の腕時計



四つ葉の商標をあしらった LV の腕時計

LV は Solvil の腕時計が City Chain stores (S)社により供給されていることを知り、以下の手順にしたがって権利を行使した。

(1) 私人捜査

LV は私立探偵を雇い、シンガポール国内にある City Chain stores (S)社の 4 つの小売店舗で Solvil の腕時計のおとり購入を行った。

(2) 捜索令状の適用

おとり購入を行うことで、LV は City Chain stores (S)社を相手取り、商標法第 49 章に基づき同社が販売する Solvil の腕時計は違法であるとの申立てを治安裁判官法廷に行った。

この申立てが行われた結果、治安裁判官はシンガポール国内にある City Chain stores (S)社の 4 つの小売店舗を対象に 4 通の捜索令状を発行した。

(3) 家宅捜査(プライベートレイド)

次に LV の代表者は IPRB の職員と共に捜索令状を執行した。この結果、City Chain stores (S)社から 24 個の Solvil の腕時計が押収された。

(4) 私人訴追

家宅捜索の後、LV は商標法第 49 章(c)の違反を理由に City Chain stores (S)社を相手取って私人訴追を行った。

(5) 民事訴訟

刑事告発を行うとすぐに、LV は商標侵害、著名商標の宣誓と差し止めによる救済、および詐称通用 (passing off) の適用を申立てるため City Chain stores (S)社に対して民事訴訟を起こした。

City Chain stores (S)社は、LV の訴えに対し以下のように対応した。

- City Chain stores (S)社は、4 通の搜索令状を取消すための権限を行使するように高等法院に求めるため、高等法院に刑事申請を行った。
- City Chain stores (S)社はまた、LV の民事訴訟について抗弁した。主要内容は以下の通りである。
 - Solvil の腕時計に使用された花の図案は商標として用いられているのではなく、見栄えを美しくするための装飾的な要素に過ぎない。
 - Solvil の腕時計に花の図案を使用したことは詐称通用 (passing off) には当たらない。
 - LV が採用している四つ葉の商標と四つ葉ダイヤモンドの商標は、商標法に基づく「著名商標」の必要条件を満たしていない。
 - Solvil の腕時計は、著名商標の保護について規定する商標法第 55 章 (3) に違反していない。

高等法院では刑事申請と民事訴訟に関する審理が行われ、以下の主張が導き出された。

- Solvil の花の図案は LV の四つ葉の商標と同一であるか、少なくともこれに類似している。このため、City Chain stores (S)社は LV に対してシンガポール商標法に基づく商標侵害の責任を負う。
- City Chain stores (S)社は Solvil の腕時計の販売に関して詐称通用 (passing off) の不法行為の責任を負う。
- City Chain stores (S)社は、著名商標の保護について規定するシンガポール商標法第 55 条(3)に違反した。

(高等法院による判決の全文からの引用: *Louis Vuitton Malletier 対 City Chain Stores (S)社事件、およびその他の問題* [2009] 2 SLR 684)

City Chain stores (S)社は高等法院の判決を不服として、控訴審に抗告し、ここで *City Chain Stores (S)対 Louis Vuitton Malletier 社事件* [2009] SGCA 53、City Chain stores (S)社は勝訴した。

Solvil Flower の「商標使用」があったのか否かが、当該事案における重要な争点の 1 つとなった。控訴審は当初、*Nation Fittings (M)対 Oystertec 社事件* [2006] 1 SLR 712 における Phang J の見解を参考にしたが、これは控訴審 (または英国の同等の法律) に基づく商標侵害を成立させるために主張される侵害使用が商標としての使用でなければならぬか否かが英国とシンガポールにおいて依然として未解決の問題であり続けていた。

この問題に関連し、英国貴族院は *R v. Johnstone* [2003] FSR 42 の中で、主張される被告側による商標の使用が商標の侵害使用でなければならぬとした。すなわち、製品またはサービスの取引起源を示す方法で使用されなければならぬとしたのである。

その一方で、欧州諸共同体司法裁判所 (以下「ECJ」という) は、EJC が扱った様々な事案の中で、同様の問題により幅広いアプローチを採用しているようである。*Arsenal Football Club Plc と Reed 事件* [2003] Ch 454 の中では、主張される被告側による商標の侵害使用が商標の機能、特に消費者に製品の出所を保証する機能に影響を与えたのか、または影響を与える傾向があったかが重要な留意点であるとされた。

英国で徹底した見直しが行われ、ECJ がこの点に関して判断を下し、地元の知的財産法の策定者が見解を公に示したことで、控訴審は侵害使用が商標の侵害使用であることを求めるより狭いアプローチを採用するべきであると主張した。

シンガポールにおける権利行使に関する重要な留意点

上記からもみられるように、商標所有者はおとり購入で入手した物品を検証し、登録商標の使用があったか否かを慎重に検討することが極めて重要であるといえる。登録商標が製品またはサービスの取引出所を示す方法で使用されていない場合、商標所有者は (刑事訴訟と民事訴訟の両方において) 勝訴を収める可能性について楽観できなくなる。

3.7 シンガポール国境での取締まり

シンガポール税関とシンガポール移民登録局(Immigration and Checkpoints Authority)の役割

シンガポール国境で起きる知的財産権侵害の場合、著作権法と商標法の両法において、知的財産権に関する権利行使行為に関しシンガポール税関の関与を規定している。

香港やタイなどの国々とは異なり、シンガポールには商標所有者が税関に監視を行って、模倣品であると疑われる製品のシンガポールへの輸入時点で通告するように要請することを可能にする、商標記録システムが構築されていない。

国境での取締まりを目的とした著作権法と商標法に基づく規定

知的財産権を侵害する輸入品の取締まりをシンガポールの国境にて行うため、税関は以下に示す 2 つのアプローチのうちのいずれかを採用することができる。

- (1) 知的財産権所有者が出荷予定を知らせる書面の通知(出荷物の詳細を記す)、発生する費用／責任／義務を負うとの念書、および保証金を税関長に提出した後、税関は出荷物を引き止める。¹⁸³または
- (2) 税関は職権を行使して出荷物を引き止め、その後、知的財産権所有者により上記の書面の通知、念書、および保証金が引き止めから 48 時間以内に提示されるものとする。¹⁸⁴

提出される書面の通知一通につき S\$200 の公的手数料が発生し、定められる書式の通知には以下の情報が記載されていなければならない。

- 輸入業者の名称
- 侵害製品が到着すると見込まれる日付
- 侵害製品がシンガポール国内に輸入される際に経由する港、空港、または検問所の名称
- 侵害製品がシンガポール国内に輸入される際に利用される船舶の名称、航空機の便名、または車両の登録番号
- 侵害製品の原産国
- 侵害製品の数量と価額
- 侵害製品の梱包数
- 侵害製品で使用される商標
- 該当する船荷証券(B/L)、または航空貨物運送状、および
- 該当する委託整理番号

税関職員が職権を行使して知的財産権侵害物と疑われる製品を引き止める場合、税関職員がそれらを引き止める前に知的財産権所有者またはその代表者が当該の製品に侵害性があるか特定するために税関に出頭しなければならない。また、権利所有者はそれら物品の保管及び破棄のコストを負担する必要がある。

引き止めが行われた日から 10 営業日以内に、知的財産権所有者は知的財産権侵害の訴訟手続きを開始しなければならない。引き止め期間の延長要望を提出することが可能である。この要望が提出された場合、期間がさらに 10 営業日延長される。

知的財産権所有者は、輸入業者に対して侵害行為に関する民事訴訟を起こし、訴訟手続きの開始後 3 週間以内に訴訟中間差止め命令を得て、税関に当該製品の引き止めを継続させることができる。¹⁸⁵

¹⁸³ 著作権法第 140 条 B(商標法第 82 条に対応)

¹⁸⁴ 著作権法第 140 条 LA(商標法第 93 条 A に対応)

¹⁸⁵ 著作権法第 140 条 H(3)(商標法第 88 条(2)に対応)

差し止め命令を得た後、輸入業者が申立てに対する抗弁を行わない場合、知的財産権所有者は輸入業者に対する欠席判決を求めることができる。

輸入業者が抗弁を行う場合、権利所有者は自分に著しく有利な証拠があれば略式判決を申請することができる。その他の場合は、本格的な裁判が開かれることになる。

税関は裁判所命令がない限り、その裁量によって押収物を破棄することはできないことになっている。

積替えの問題

シンガポール港湾管理局(PSA)のウェブサイト www.singaporepsa.com/aboutus.php によれば、シンガポールは世界最大のコンテナの積み替えハブであり、全世界のコンテナ積み替え処理量の実に6分の1がシンガポールで扱われ、全世界のコンテナ処理量の5%がシンガポールで扱われている。

このため、大量の知的財産権侵害物が日々シンガポールの港を経由して運ばれている可能性が高いことは想像に難くない。

積替えの物品を含み、シンガポールで輸出入される製品を引き止め、検査することは税関の職権の範囲内であるが、税関職員が積替え物品を引き止められるのは、荷受人がシンガポール在住の者または同地で商業活動の実体を有する者であった場合においてのみである。

いずれにしても、税関にて物品が引き止められた後、権利所有者が物品の引止めを、引き続き希望する場合やその後、税関によるそれら物品の破棄を希望する場合は、民事訴訟を提起する必要があると、シンガポール法において定められている。シンガポールにおける接点がない積替え物品の場合、その模倣品の輸出元や最終的な輸入元が、積荷書類上で明かされていない場合もある。

以上の理由により、シンガポールの会社が荷受人でない積替え物品に関しては、権利所有者がそれらを引き止めることは難しいとされている。

しかしながら、権利所有者はシンガポール税関に関連情報を提供し、税関から模倣品に関する情報を次の寄航港に伝えてもらうよう協力を要請することは可能である。

貨物到着日が差し迫っている場合におけるの正式書面通知では全ての情報が必ずしも必要ではないが、権利保有者は該当貨物についての可能な限りの情報を税関へ提供し、税関が捜査をしやすくするよう努めることが望ましい。

税関は権利者からの情報を受け取った後、その内容を検討し、もしシンガポールにおいて執り得る策がないと判断した場合は、入手可能な情報の範囲内で、権利者の承諾を得た後、該当船舶の次の寄航港またはそれ以降の寄航港へ連絡を入れる。

税関による国境取締(権利所有者主導による活動例-輸入時のみ)

税関長への書面による通知

- ⇒ 輸入物品のみの取扱いで、積替え物品については取扱わない。
- ⇒ 通知の有効期限：60日間
- ⇒ 権利所有者は税関長への書面通知の送達にS\$200支払う。
- ⇒ 書面通知に積荷に関する詳細情報を記載する。

税関による物品検査

権利所有者またはその代表者は、税関による物品引止めの前に、それらが模造品であるかどうかについての確認を手助けする。

保証金

- ⇒ 権利所有者は税関長から指定された金額を保証金として支払わなければならない。

税関長からの通知

通知の送付先

- 権利所有者
- 輸入元

権利所有者による訴訟手続きの開始

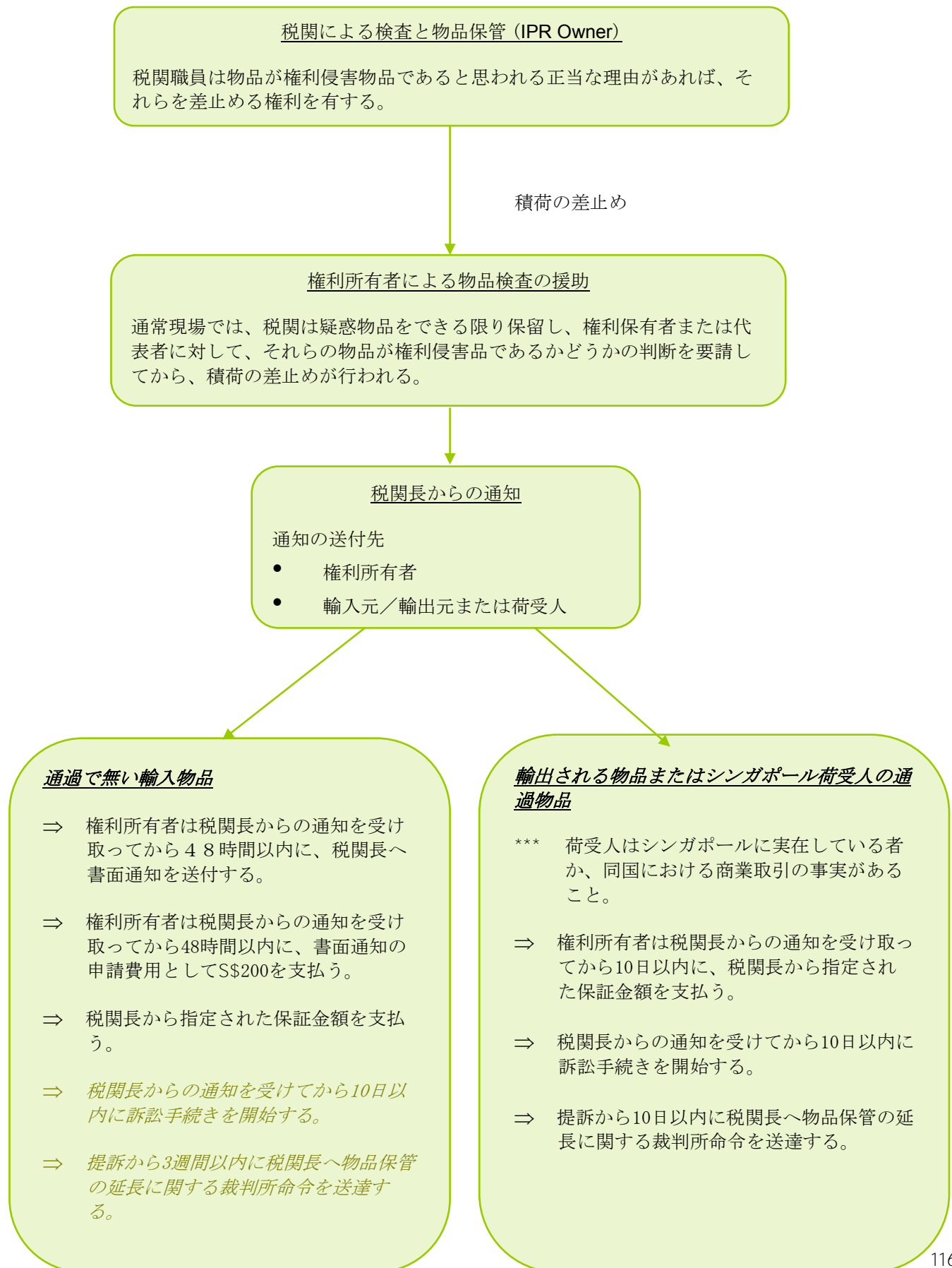
- ⇒ 税関長からの通知があった日から10日以内に、権利所有者は権利侵害に対する訴訟手続きを開始する。
- ⇒ 権利所有者からの要望があれば、税関長は差止め物品の保管機関を更に10日間延長することもできる。

提訴後の物品差止め解除義務

- ⇒ 裁判所命令が指止め延長を示唆しない限りは、税関長は物品を輸入元へ返却する必要がある。

例外：他の法規定（輸入規制等）により税関長が物品の差止めを延長することは可能。

税関による国境取締(税関における取り組み)



3.8 シンガポールにおける模倣対策プログラムの策定

効果的な模倣対策は、明らかに模倣行為の撲滅を目的としている。この目的は、短期的、中期的、および長期的に達成可能なより小さい複数の目的に分割することができる。

短期的な目的

問題の規模によるが、通常は模倣行為を一夜のうちに根絶することは不可能である。模倣行為が小売の段階で行われ、確認しやすい場合、模倣品の存在を減らし、在庫にある模倣品を市場から排除することが短期的な目的となる。

中期的な目的

模倣品防止プログラムの中期的な目的は通常、模倣者が保有する流通経路を破壊し、供給源を攻撃することである。このプログラムでは、流通経路での監視を行い、模倣品が流通されていないか確かめるべきである。

長期的な目的

長期的な目的は、模倣品に侵食された真正製品の市場シェアを取り戻すことである。供給側からこの問題に対処することで、模倣品を根絶するか、許容できる水準にまで抑えることを念頭に戦略が展開されるべきである。需要の問題に対処するため、国民に模倣品の購入や使用を積極的に思いとどまらせるためのプログラムが策定されるべきである。

(1) 問題の性質を理解する

模倣行為という問題は、業界独自の性質を帯びている。この問題の性質と重大さは業界により異なる。したがって、模倣対策プログラムの目的を定めた後、業界が抱える問題の性質を理解した上で正しい方策を採用し、目的の達成を目指すことが肝要である。この場合の留意点を以下に示す。

(i) 直接および間接的な競合

模倣品は、純正製品の直接的または間接的な競合品となる可能性がある。直接的な競合品となる模倣品は通常、真正製品に酷似しているか、全く同じ外観を持つ。また、真正製品と模倣品の間には価格の差がほとんどないか、全くない。このため、多くの場合、消費者は真正製品であるとの印象を受けて模倣品を購入するように導かれてしまう。これらの模倣品の販売価格は真正製品の割引価格に相当するため、模倣品は真正製品と直接的に競合する。直接的に競合する模倣品の例には、シャンプーやプリンターカートリッジなどの模倣消費財がある。

通常、間接的に競合する模倣品は真正製品と全く同じ外観を有していない。このため、消費者は模倣品と真正製品を見分けることができる。例えば、ビニールの袋に入れられて露天商により US\$3.00 未満の価格で販売されているソフトウェアであれば模倣品であると判断することが比較的容易である。模倣品のソフトウェアが真正製品と競合する一方、対象とする市場は若干異なっている。定期的に模倣品のソフトウェアを探し求めて購入している消費者は、目当ての模倣品のソフトウェアを見つけることができなくても真正のソフトウェアを購入する可能性は少ない。したがって、模倣品の数を市場から減らしても、それに比例して真正製品の売上が延びることを必ずしも期待することはできない。

結果的に、模倣品が直接的な競合製品となる場合に権利行使行為を積極的に行うことで、市場に出回る模倣品の数が減少するだけでなく、総じて真正製品の販売量が増加する。模倣品が間接的な競合製品となる場合では、執行行為を積極的に行うことで市場に出回る模倣品の数が減少する可能性があるが、総じて真正製品の売上に大きな影響は及ばない。

(ii) 国内市場 VS. 輸出市場

シンガポールは模倣品の製造拠点である可能性はあるが、国内市場に出回る模倣品の数は多くない。こうした状況から、シンガポールでは輸出することを目的に模倣品の多くが作られ、国内市場にはそうした模倣品のごく一部が

出回っているに過ぎないと思われる。これは、利益が大きく、発見される可能性が低いとの理由で一般的に模倣品製造者が模倣品の輸出を好むためである。したがって、製造者に対する権利行使行為では、国内市場に実質的な影響を与えることないが、外国市場に出回る模倣品の量を減少させることができる。模倣対策プログラムの最終目的が国内市場での真正製品のシェアの回復である場合は、製造者や輸出業者を標的にするよりも、国内における模倣品の流通経路に狙いを定めて権利行使を行うほうがより有用性が高いといえる。

(2) 模倣防止のための手段

模倣対策プログラムを開始する前に、プログラムの目的を達成するために利用することができる複数の手段を評価することが必要である。これらの手段は、該当する法域で施行される法律により異なる可能性がある。一般的に、以下に説明する手段は多くの法域に該当する。

(i) 法的メカニズム

- (停止を求める)警告状

(停止を求める)警告状は通常、最も費用がかからない手段であり、模倣行為を阻止するために必要なあらゆる手段である。一般的に(停止を求める)警告状は、模倣品を販売することで収益を伸ばそうとする、本質的に適法な企業体である小規模な小売店舗に対しては有効である。通常、これらの企業体は(停止を求める)警告状を受け取ると模倣品の販売を停止する。なぜなら、模倣品により得られる収益が全体の収益に占める割合は小さく、これらの企業体は法律的なトラブルに巻き込まれることを望まないためである。(停止を求める)警告状を発行するときは、根拠のない侵害行為をうかがわせる脅迫行為となるリスクを最小限に抑えるため、十分に配慮することが必要である。

標的が模倣行為を主体となる模倣組織である場合、(停止を求める)警告状の有効性は小さくなる。

- 摘発行動(レイド)

家宅捜索と訴訟手続きは、模倣対策プログラムの中で最も一般的に用いられる手段である。戦略的に計画された家宅捜索は、短期的および中期的には最も有用性の高い手段となり得るが、模倣者がこの手段を克服するための戦略を採用することで長期的には有効性が失われる可能性もある。

レイドにより市場に出回る模倣品の排除と在庫模倣品をなくすことを目的とした場合、同手段は有用性を発揮する。持続的な家宅捜索、およびその他の権利行使行為により、小売業者と流通業者が模倣品を頒布することを食い止め、いくつかの模倣品を業界から追放することができる。製造施設を対象にしたレイドは、模倣品の供給量を減少させるのに有効である。

最終的には、耐久力のない模倣業者が模倣品業界から去ってゆくことになる。しかし、家宅捜索にも持ちこたえることができる耐久力を持つ模倣者は、自分たちのビジネスモデルの適応および改良させることになる。彼らは在庫品の損失を事業コストとして計算に入れるのである。正当な商売をしている事業者とは異なり、模倣者は自分たちが利用する手口を法律の範囲内に留めておくことはない。彼らは「スケープゴート」を雇い、賄賂を贈り、脅迫を行い、暴力を使うなど、様々な方法を用いて権利行使行為に対応することになる。これにより、実際に権利行使を行う当事者には高いコストがかかり、身体的なリスクをも背負うこととなる。結果、常習犯に対する権利行使には多くの費用を必要とする一方で、大きな効果をもたらさないことがある。

(ii) 政府の関与

模倣行為は不法行為であるため、政府を関与させて権利所有者が模倣対策の負担をすべて背負い込まないようすることが肝要である。政府が主導する模倣対策活動は多くの場合、私的な活動よりも大きな成果を上げている。シンガポールでは、警察による持続的な法執行の活動(エンフォースメント)により、かつてはあらゆる場所に氾濫していた海賊版の光ディスクが実質的に一掃された。こうしたエンフォースメントの成功は、政府が本格的にリソースを強化して問題解決に着手したことによるところが大きい。

このように政府が関与することで、法律が修正され、知的財産権の保護が強化される可能性がある。過去数年にわたり、シンガポールでは法律が修正されて知的財産権の強化、および権利所有者との対話と条約交渉を経て措置の執行メカニズムの強化が図られた。

(iii) 教育活動

長期的には、誰もが模倣品を拒絶できるように国民を教育してゆかなければならない。模倣品の購入を思い留まらせるように国民を教育することは、模倣品の需要の減少に貢献する。最終的に、そのような需要が減少すれば、模倣品を供給することによって得られる利益も小さくなるはずである。しかし、教育に投資を行ってもその見返りが直ちに期待できるわけではない。安価な模倣品を購入する習慣を身に付けながら育った世代にとって、模倣品を拒絶することは容易ではないのである。

供給業者と小売業者には、模倣品を扱う事業行為は刑事責任に問われるということを警告することが必要である。報道発表や模倣者の公の場での謝罪は、他の事業者が行う商業的な模倣品の取り扱い防止に役立つほか、教育的な手段として有用である。

これに関連し、シンガポール知的財産庁 (Intellectual Property Office of Singapore) は公衆一般から教育分野、研究開発 (R&D) 分野、専門分野、およびビジネス分野に至る幅広い分野に対応するため多様なプログラムとプラットフォームを開発し、維持している。これらのプログラムは、様々な対象分野の中でも知的財産の分野で意識、能力、およびビジネスチャンスの向上を目指している。

シンガポール知的財産庁 (Intellectual Property Office of Singapore) が国民を対象にした教育プログラム構想に積極的に参加することで、知的財産に対する意識が向上し、知的財産権所有者に帰属する商標権と著作権に対する公衆一般の認識が強化される。

(iv) 価格メカニズム

安価な模倣品に対抗するために真正製品の価格を下げるのが良い戦略であるとは決して言えない。なぜなら模倣品は真正製品との価格競争で容易に勝利することができるためである。真正製品とは異なり、模倣品は独立した知的財産としての価値を持たず、模倣品の製造費用は通常、原料の価格とほぼ同等である。よって、模倣品の価格に対抗するために価格競争力のある水準にまで真正製品の価格を下げることは商業的に不可能である。

例外としては、不正な複製業者に対する出版業界の闘いを挙げることができるかも知れない。出版社が複製品の書籍の価格よりもやや高い価格を設定して書籍を販売すれば、消費者が複製品の書籍を購入する動機が著しく低下する。なぜなら通常、複製品の書籍の紙質は正規品の紙質と比較して著しく粗悪であるためである。

(3) 予算

模倣対策プログラムでは通常、予算の割当が大変重要である。なぜなら、予算規模が、プログラムで使用できる選択肢を決定付けるからだ。予算が小さければ(停止を求める)警告状といった手段しか利用することはできないが、予算が大きければ模倣者に対応するため幅広い手段を確実に揃えることができる。

通常、模倣対策のための合理的な予算は数量化できる成果をもたらすが、投資される資金は収穫逦減の法則にさらされることになる。すなわち、ある特定の段階に至ると、投入資金を増やしても、わずかな程度の成果しか期待できなくなってくるのである。

成功の尺度

模倣対策プログラムは設備投資の計画と同じであり、他の事業活動と同様に模倣対策プログラムにおける投資に対する収益率を測定することは不可欠である。プログラムの成功度を測定するために一般的に使用されている基準がいくつか存在する。

(1) 押収物の数量

レイドへの依存度が大きい模倣対策プログラムでは、プログラムに費やされたコストに対する押収物の数量の計算結果が基準として最も一般的に用いられている。したがって権利所有者は、押収された模倣品1個あたりのコストで計算することができる。この計算結果から、模倣対策管理者はプログラムに投じられた費用が妥当なものであったか判断することができる。

しかし、押収物の数量でプログラムの価値を量ることは近視眼的であるともいえる。なぜなら、この方法では、市場への模倣品の流通量や模倣行為が減少することによる収益の上昇など、その他の成功の尺度が考慮されていないためである。さらに、質の高い模倣対策プログラムが導入されれば押収物の数量は減少するはずである。したがって、押収物の数量に基づく測定方法だけでは、プログラムの成功度を適切に量ることはできないのである。

(2) 模倣品の市場シェア／水準

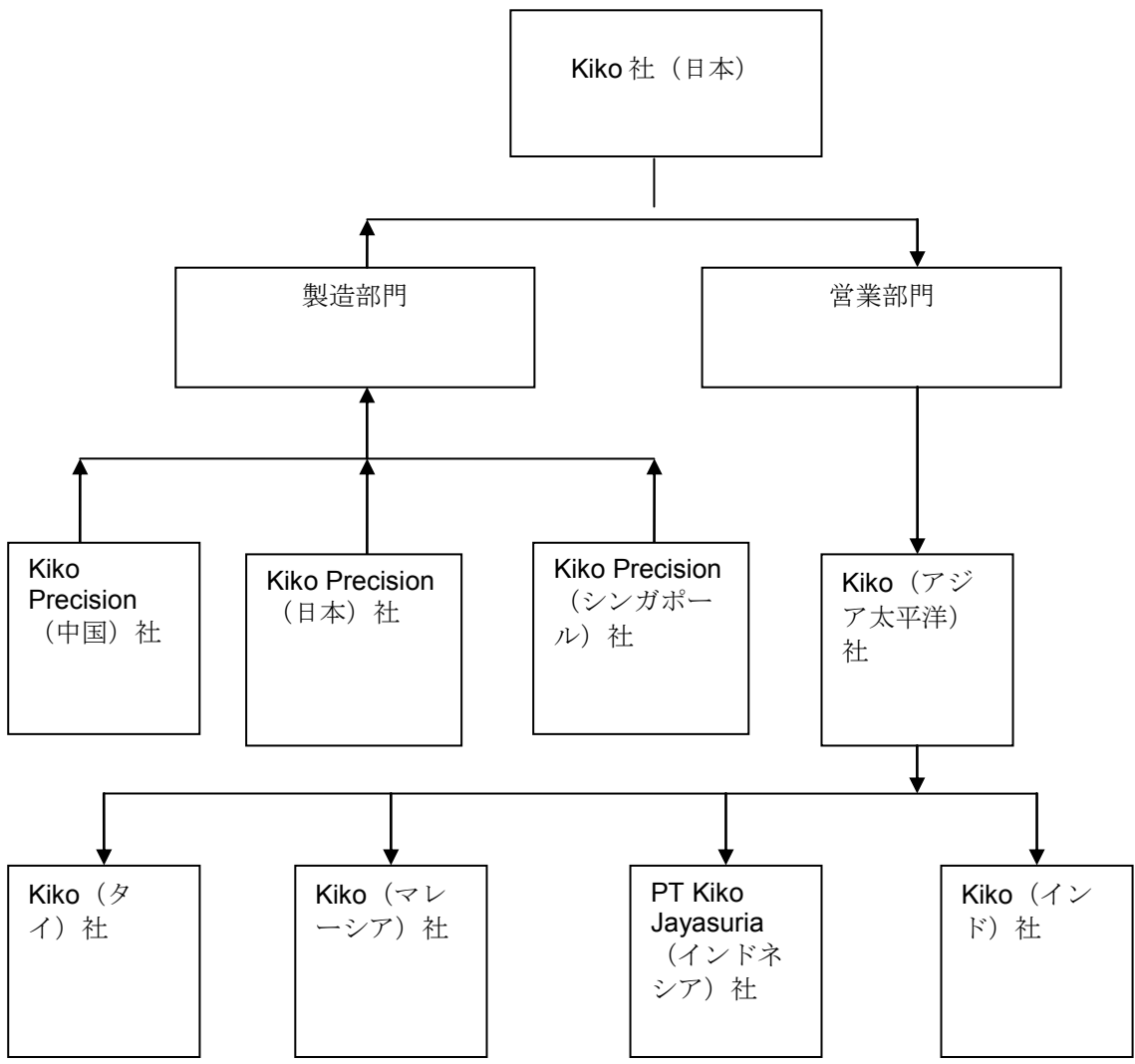
模倣対策プログラムの価値を量る最善の方法は、市場に出回る模倣品の減少による収益の増加に対するプログラムに費やされたコストを計算する方法であろう。この作業により、投資額と収益の増加との直接的な相関関係が示される。

しかし、この評価方法の問題点として、模倣行為の減少に起因する収益の増加を率(%)として定量化することが一般的にとっても難しいことが挙げられる。評価を行うための1つの方法として、ある製品の特定のモデルの販売率を押収された当該モデルの模倣品と比較して追跡調査するという方法がある。

仮説に基づく事例研究

Kiko 社は、光学機器、カメラ、レンズ、および写真術付属品の製造を専門とする日本企業である。本社は日本にあり、製造施設は日本、中国、およびシンガポールにある。すべての製造作業は Kiko 社の子会社により行われており、外部のメーカーへの製造委託は行われていない。Kiko 社の傘下にあるすべての製造会社は Kiko Precision 社として知られる。シンガポールにはアジア太平洋地域を管轄する営業本部が置かれている。Kiko 社はタイ、マレーシア、インドネシア、およびインドに地元の販売会社をそれぞれ配置している。Kiko 社のすべての製品は「Kiko」という商標のもと販売されている。この商標は、アジア全域で登録されている。

Kiko 社の供給構造をまとめると以下のようなになる。



その1

自分が Kiko 社で模倣対策を担当する責任者に新たに就任したと想定する。自分は Kiko 社のために模倣対策に関わるあらゆる問題に対応しなければならない。Kiko 社での自分の直属の上司は供給品担当取締役(Director of Supplies)である。

近頃、シンガポールの Kiko(アジア太平洋)社の営業部長から、模倣品のカメラ用バッテリーが出回っており、これが大きな問題を引き起こしているとの声が寄せられた。Kiko 社のカメラ用バッテリーの模倣品が市場で占めるシェアは、すべての主要な東南アジア諸国で 40~50%に上っている。シンガポールの市場でこの模倣品が占めるシェアは約 35%であると見積られる。最近タイでは、こうした模倣バッテリーの1本が爆発する事故があり、Kiko 社のデジタルカメラの使用者1名が負傷している。

営業部長は、Kiko 社製バッテリーの模倣品を中国からシンガポールに輸入している企業がシンガポール国内に数社存在するとの噂を耳にした。これらの企業は模倣バッテリーを他の東南アジア諸国とインドに再流通させているという。営業部長は事実を確認することはできないが、可能な限り早急に適切な措置が講じられることを希望している。

供給品担当取締役(Director of Supplies)は、シンガポールとその地域の Kiko 社のために模倣対策戦略を策定するように求めた。このままでは Kiko 社のブランドに悪影響が及ぶため、供給品担当取締役はあなたに対し、可能な限り早急にシンガポールの市場におけるデジタルカメラ用バッテリーの模倣品のシェアを低下させるように指示した。供給品担当取締役はまた、最近の円高で Kiko 社の製品の競争力が低下しているため、費やすコストに配慮するようにとの要望も示した。目指すのは、6ヶ月以内に模倣品の流通レベルを 35%から 5%まで低下させることである。

(1) 最初に行うべきこと

(i) 事実調査

実際に行動を起こす前に、シンガポールで直面している問題について理解することが重要である。最初に、Sim Lim Square や Funan Centre など、IT 製品や電子機器を販売する主要な商店街を調査して以下について特定するべきである。

- Kiko 社製バッテリーの模倣品を販売している店舗の軒数
- これらの店舗に陳列されているバッテリーの模倣品の見積数

優先して行うべきなのは、こうした IT 製品や電子機器を販売する主要な商店街で販売されている模倣品を一掃することである。なぜなら、これらの模倣品は最も目に付きやすい標的であり、模倣品として極めて高い販売率を誇っている可能性があるためである。次の標的は、近隣の小売商店街やアーケード街である。これらの標的では中核地域に居住する顧客に直接的販売を行っているのである。

(ii) リソース

限られた予算で作業を行うため、Kiko(アジア太平洋)社の営業部長に支援を要請すると良い。営業部長はマーケティングの専門スタッフによるチームを組織している。彼らは市場と深いつながりがあるため、模倣品を販売している店舗を容易に見つけ出すことができるであろう。

営業部長が支援に前向きではない場合、私立探偵社に状況の総合的な調査を依頼することができる。

(iii) 事実の分析と目標の設定

調査を遂行したら、以下についての情報が明らかとなるはずである。

- 模倣品を販売している店舗の数
- 数多くの模倣バッテリーを販売および陳列している店舗

これにより、6ヶ月以内に模倣バッテリーを販売している店舗の数を35%から5%にまで減らすという目標を定めることができる。また、数多くの模倣バッテリーを販売および陳列している大規模な店舗をすべて排除することで、標的を定めることができる。

(2) 権利行使行為

市場調査により、模倣バッテリーを販売している店舗が少なくとも50軒から60軒存在することが判明した場合、これらすべての店舗について家宅捜索を行うことはコストの面で効率的とは言えない。1ヶ月間に5軒を対象に家宅捜索を実施し、これを3ヶ月間続け、次に1ヶ月間に3軒を対象に家宅捜索を実施し、これを3ヶ月間続けるのが最善の方法であろう。業界内では、Kiko社による家宅捜査があったとの知らせが瞬く間に広まり、多くの小売店がそれを知ることになる。

また、他のすべての店舗に(停止を求める)警告状を送付することも可能である。(停止を求める)警告状に前向きな返答をしない店舗は、次月に実施する家宅捜索の標的になる可能性がある。

(3) 評価

6ヶ月経過したら、模倣対策のために行われる執行行為の有効性を評価することができる。この作業を通して、以下について知ることができる。

- 模倣バッテリーを依然として販売している小売店の数
- 調査を含む執行行為を実施することで費やされた費用の金額
- 損害賠償金および補償金の名目で回収された金額

この結果、6ヶ月の目標を達成することができたか判定することができる。

その2

6ヶ月にわたりKiko社製カメラ用バッテリーの模倣品に対する権利行使行為を行う間に、Kiko(アジア太平洋)社の営業部長は、Copykat社がKiko社製デジタルカメラの模倣品を製造し、流通させていると訴えてきた。この情報は営業部長が第三者から得たものであり、情報の信憑性を確かめることはできないという。営業部長によれば、Copykat社はデジタルカメラの製造を行うパートナー企業を中国に持っているという。その企業の名称はPuku社であると思われる。Kiko社真正のデジタルカメラには特許権で保護された高度な技術が採用されており、Puku社はKiko Precision(中国)社からいくつかの部品を調達している可能性があると考えられる。

Puku社が製造するカメラは、「Puku」という商標が貼付されている以外はKiko社製のカメラと外観が全く同じである。Copykat社はPuku社のカメラをシンガポールに輸入していると考えられる。シンガポール国内で、Copykat社は「Puku」という商標をカメラから除去した上で、「Kiko」という商標を貼付しているのであろう。これらのカメラは偽のKiko社のパッケージに詰められてインド、マレーシア、およびタイに輸出されているのである。

- Copykat社は偽のカメラをシンガポール国内では販売しない。なぜなら、Copykat社はKiko社がシンガポール国内で模倣対策を目的とした家宅捜索を数多く実施していることを認識しているためである。このため、シンガポールは輸出拠点として利用されているのである。
- 最近、タイ国内で認可を受けたKiko社製カメラの流通業者が、模倣されたKiko社製デジタルカメラを数台購入した。彼らは、それらのカメラを並行輸入された真正の製品であると信じたのであった。いくつかのカメラが正しく作動しなかったため、この流通業者は保証請求のためKiko(タイ)社に問い合わせたのであった。
- Copykat社はマレーシアにも向けてカメラを販売している。しかし、Copykat社は「Kiko」という商標を使用する代わりに、「Keeko」という商品名を使ってカメラを販売している。マレーシアでは、「Kiko」と「Keeko」が同じブランドであると考えられる人がいるためである。このため、市場では大きな混同が起きている。
- インドでは、Barnajee社という企業が模倣されたKiko社製カメラをCopykat社から輸入している。これらの模倣されたカメラはイランと中東諸国に再輸出されている。

供給品担当取締役(Director of Supplies)からは、この問題も解決するようにとの要請があった。Kiko 社にとってデジタルカメラビジネスはとても重要な地位を占めるため、供給品担当取締役はこの問題の解決のために多額の予算を拠出した。

(1) 最初に行うべきこと

Kiko(アジア太平洋)社の営業部長が提供した情報には裏付けとなる証拠が存在しないため、調査を行ってその情報の信憑性を確かめる必要がある。調査員を雇って以下を行うべきである。

- Copykat 社の素性を徹底的に調べて、この企業が行う事業の性質について判断を下す。
- Copykat 社の取締役を特定する。
- Copykat 社の主要な顧客を特定する。
- Copykat 社がどのようにしてこれらの模倣カメラを他の国々に輸出しているのかを調べる。
- Copykat 社が販売する模倣カメラのサンプルを入手する。

Copykat 社はシンガポール国内で偽の Kiko 社製カメラを販売することに同意する可能性は低いため、調査員は外国のバイヤーを装ってカメラを購入する必要がある。

(2) 中国

模倣カメラのサンプルを入手したら、そのカメラを Kiko 社の技術工学チームに送り、Kiko Precision(中国)社から盗まれた部品が含まれていないか確かめる。もしそうした部品が盗まれている場合は、Kiko Precision(中国)社の製造工程を見直し、工場から部品が盗まれていないか確認しなければならない。この過程の中で、以下について確認しなければならない。

- 重要なカメラ部品の超過が生じていないか。
- 拒絶された部品や欠陥のある部品が適切に廃棄されているか。
- 廃止された金型が偽の部品を製作するために再使用されないように、適切に廃棄されているか。

(3) タイ

タイ税関と協力して、模倣品の輸入を停止することができる。これに関連し、「Kiko」という商標を税関に登録してもらうように知的財産局(Department of Intellectual Property)に申請するか、税関の監視リストに記載してもらうようにタイ税関に通知することができる。この場合、タイに輸入される模倣品を見分けることができるように、タイ税関の職員を対象に教育訓練を実施する必要がある。

(4) マレーシア

マレーシアでは、商品表示法に基づき商品表示命令の発行を申請することができる。商品表示命令により、国内取引・協同組合・消費者省の職員は家宅捜索を遂行し、模倣品、ならびに混同を引き起こす程度に類似した商標を使用した模倣品を押収することができる。このように商品表示命令が発行されれば、「Kiko」という商標を使用した模倣品、ならびに混同を引き起こす程度に類似した「Keeko」という商標を押収することができる。

代替的な手段として、Keeko というブランドのデジタルカメラの流通業者と再販業者を相手取り、詐称通用(passing off)を理由に民事訴訟を起こすこともできる。

(5) インド

インド税関と協力して模倣品の輸入を停止することができる。これに関連し、「Kiko」という商標を税関に登録してもらうようにインド税関に申請することができる。しかし、インドでは税関が模倣品を引き止めた場合、関税支払保証書、および押収物の価額の一定の割合(%)に相当する補償金を準備する必要がある。

(6) シンガポール

主要な目的の 1 つが、Copykat 社に対する家宅捜索の実行である。Copykat 社が輸出する模倣品の存在を裏付ける証拠を入手したら、Copykat 社に対して家宅捜索を実行することができる。家宅捜索を行って模倣品が押収されれば、Copykat 社、ならびにこの事業を管理してきた取締役を相手取り刑事訴訟を起こすことができる。

Copykat 社に対する刑事訴訟で勝訴すれば、民事訴訟を起こして Copykat 社が行ったすべての侵害行為に対する損害賠償、または不当に得た利益の返還を求めることができる。民事訴訟では、Copykat 社に対する刑事上の有罪判決を証拠として利用することができる。

3.9 結論

仮説事例を含む前述内容は、模倣対策プログラムを作る際に知的財産権所有者が考慮しなければならない様々な留意点、およびそうした作業で利用できる手段に関する総括を示しているに過ぎない。

しかし、模倣行為に関するそれぞれの課題には独自性があり、カスタマイズした解決策が求められる。このため、読み手はシンガポール国内で模倣行為に関わる課題に直面した場合は状況に応じた法律的な意見や助言を求めることが強く推奨される。

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル シンガポール編

[著者]

ATMD バード & バード法律事務所

Alban Kang (アルバン・カン)

Cyril Chua (シリル・チュア)

Karol Goh (キャロル・ゴー)

Joyce Ang (ジョイス・アン)

Howard Yap (ハワード・ヤップ)

Lionel Ser (ライオネル・サー)

Oh Pin-Ping (オー・ピンピン)

Tiong Hou Yuen (ティオン・ホーユエン)

翻訳：豊留まき子

[発行]

日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2012 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2011 年 12 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。